

【論文 5】

原始仏教聖典に記された釈尊の雨安居地と後世の雨安居地伝承

岩井 昌悟

- 【0】はじめに 054
- 【1】後世の雨安居地伝承 055
- [1] 雨安居地伝承の種類
 - [2] 年次を示す雨安居地伝承資料の詳細
 - [3] 回数のみを示す雨安居地伝承資料の詳細
 - [4] 『大唐西域記』中の釈尊の長期滞在地
 - [5] 比較対照
- 【2】原始仏教聖典に記された雨安居地 074
- [1] Aṅga国 Campā市 Gaggara蓮池
 - [2] Bhagga国 Suṃsumāragira邑 Bhesakaḷāvana (林) Migadāya (鹿園)
 - [3] Kāsi国
 - [4] Kosala国
 - [5] Magadha国
 - [6] Malla国
 - [7] Pārileyyaka林
 - [8] Sakka (釈迦族)
 - [9] Tāvatiṃsabhavana (三十三天)
 - [10] Vajji国
 - [11] Vamsa国 Kosambī
 - [12] Verañjā市
 - [13] Videha国
- 【3】原始仏教聖典に記された雨安居地による後世の雨安居地伝承の検証 104
- [1] Bārāṇasī Isipatana
 - [2] Rājagaha
 - [3] Vesāli
 - [4] Maṅkulapabbata
 - [5] Tāvatiṃsabhavana
 - [6] Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana
 - [7] Kosambī
 - [8] Pārileyyaka
 - [9] Nālā brāhmaṇagāma
 - [10] Verañjā
 - [11] Cāliyapabbata
 - [12] Jetavana
 - [13] Kapilavatthu
 - [14] Ālavī
 - [15] Pubbārāma Migāramātupāsāda
 - [16] Beluvagāmaka
- 【4】雨安居地伝承に挙げられ原始仏教聖典に記述のない雨安居地 118

- [1] Mañkulapabbata
- [2] Nālā brāhmaṇagāma
- [3] Cāliyapabbata
- [4] Ālavī
- 【5】まとめ（今後の課題） 127

【0】はじめに

[1] 原始仏教聖典資料によって釈尊の伝記を再構成しようと試みるに際して、釈尊が35歳で成道して80歳で入滅されるまでの45回の雨期（雨安居）をどこで過ごされたかは重要な鍵になる。釈尊が第何年目の雨期をどこで過ごされたかが明らかになれば、その場所で起きた事件やその時釈尊によって説かれた説法の内容などを調査することによって、芋づる式にさまざまな事柄がわかってくる可能性が存するからである。その時には我々が作成してきた『原始仏教聖典の仏在処・説処一覧』（本「モノグラフ」第2号、第4号、第5号参照）も大いに力を発揮するはずである。

[1-1] しかし既に45回の雨安居を釈尊がどこで如何なる順序で過ごされたのかをほぼ確定しているものとして、釈尊伝を著された諸先学がおられる。E. J. Thomas⁽¹⁾ 等がその代表であろう。これらの方々がその際に根拠にされた伝承が、以降本稿で「雨安居地伝承」と呼ぶものである。雨安居地伝承には種々のヴァリエーションがあるが、これらは我々が「原始仏教聖典」と呼ぶ資料に記されたものではなく、後世に成立した、例えばアッタカター等に散見されるものである⁽²⁾。

我々がそれらから得られる情報を信頼できるものとして扱い、それに基づいて作業を行うことができるならば、釈尊伝を再構成する作業は飛躍的に進展すると思われる。例えば、これらの伝承が言うように釈尊がはじめて祇園精舎で雨安居を過ごされたのは成道後第14年であるとする事ができるならば、祇園精舎で起きた事蹟は少なくともそれ以降である可能性が高いと推測され得るからである。

しかし雨安居地伝承は、例えば釈尊の晩年の25年間の雨安居を最後の雨安居地を除いて全て舎衛城の祇園精舎あるいは東園鹿子母講堂とするが、もしそうならば釈尊はその間王舎城やヴェーサーリーで一度も雨安居を過ごされなかったことになり、これは信じ難い。従ってこれらの伝承は果たして信頼するに足るものであるかどうか疑わしい。

(1) E. J. Thomas, *The Life of Buddha as Legend and History*, London, 1927. なお『望月仏教大辞典』第六巻「大年表」に夏坐の年代が記されている。G.P.Malalasekera, *Dictionary of Pāli Proper Names*, PTS, 1938 にも、いくつかの項目でこの伝承を踏まえた記述が見られる。

(2) この「雨安居地伝承」は学界に紹介されてから久しく、また諸先学によって既に数種ある雨安居地伝承の比較対照もなされている。しかしながらこの伝承の歴史的価値は確定していない。諸先学の業績としては、望月信亨「佛陀成道四十五年間に於ける安居の地點」『佛教研究』（第一巻第二號）1937年 pp.001~010；水野弘元『釈尊の生涯』春秋社 1960年 増補1972年 pp.314~318；前田惠學『原始仏教聖典の成立史研究』山喜房仏書林 1964年 pp.070~072；中村元『ゴータマブツダⅠ』中村元選集〔決定版〕第11巻 春秋社 1992年 pp.533~543 がある。なお雨安居地伝承に従って釈尊伝を構成すると、釈尊の最後25年間の

事蹟を年代順に記すことは放棄される。それはこの伝承では釈尊が最後の25年間を、最後の雨安居を除いて全て舎衛城で過ごされたとするからである。

[1-2] そこで本稿では、まず雨安居地伝承のヴァリエーションを整理し、しかる後に原始仏教聖典の記述を調査することを通して雨安居地伝承と原始仏教聖典の記述の一致不一致を明らかにして、雨安居地伝承が果たして信頼することができるかどうかを確認するための材料を提供することにしたい。

[1-3] 我々の研究はまだ、例えばこれらの伝承がどのように成立してきたのかという形成史の問題などにまで進んでいないので、残念ながら本稿において最終結論を得ることはできないが、続く論文においては原始聖典に記された雨安居地それぞれにおける釈尊の事蹟を詳細に調査した上で雨安居地伝承の信頼度を如実に示したいと考えている。

もちろんこの研究の目指すところは原始仏教聖典資料に基づいて釈尊伝を再構成することであり、これがその土台となる一つの作業であることは言うまでもない。

【1】後世の雨安居地伝承

[1] 雨安居地伝承の種類

雨安居地伝承を伝える資料には、原始仏教聖典資料と同様に南伝のもの（多くパーリ語で伝わる）と北伝のもの（漢訳資料及びチベット語）とがある。南伝のものとしては、後世（19世紀）になってから2人のヨーロッパのキリスト教者が布教目的で滞在していた地（スリランカとビルマ）で集めた資料が含まれる。

それらはまた、釈尊の雨安居地を年代順に示すものと雨安居の回数だけを示すものとの2種に分類される。

その他、玄奘の『大唐西域記』中にもその地で釈尊が雨安居を過ごされたと解し得る記述が散見され、これも資料に含まれよう。

[1-1] 年代順に示すものには以下がある。

（南伝）

① “Aṅguttaranikāya” の注釈書 (aṭṭhakathā) “Manorathapūraṇi” (vol. II p.124)

② “Buddhavaṃsa” の注釈書 (aṭṭhakathā) “Madhuratthavilāsini” (p.003)

③ R. Spence Hardy, *A Manual of Buddhism, In its Modern Development*, Translated from Singhalese MSS, First published, 1853, New Delhi, 1995, pp.355~356.

④ P. Bigandet, *The Life or Legend of Gaudama, The Buddha of Burmese* 2vol, (初版) Rangoon, 1858 ; (第2版) Rangoon, 1866 ; (第3版) London, 1879 ; (reprint) Varanasi, 1979.

（北伝）

⑤ 『僧伽羅刹所集経』 (大正04 p.144中)

⑥ 『仏説十二遊経』 (大正04 p.146下)

[1-2] 雨安居の回数だけを示すもの

(南伝)

① “Dhammapada-aṭṭhakathā” (vol. I p.004)

(北伝)

② 『仏説八大靈塔名号経』 (大正32 p.773中)

③ Bu ston, *Chos 'byung* (プトン『インド仏教史』)

[2] 年代順に示す雨安居地伝承資料

以下に雨安居地伝承を伝える資料の一つ一つをいくらか詳細に紹介する。今までの研究では雨安居地伝承が如何なる文脈で説かれるかについて言及されることがなかったので、その点にも留意した。

[2-1] “Manorathapūraṇī”

AN.のアッタカターである“Manorathapūraṇī”はBuddhaghosaの作とされる。雨安居地伝承を含む記述はAN.002-004-005 (vol. I p.063) の注釈部分に当たる。

AN.002-004-005 (漢訳対応経としては『増一阿含経』の「等心経」大正01 p.448下がある)は、釈尊がサーヴァッティの祇園精舎におられた時に、サーリプッタが東園鹿子母講堂において諸比丘に内結人 (ajjhataṣaṃyojana puggala) と外結人 (bahiddhāsaṃyojana puggala) の違いを分別して説いたところ、釈尊のところに等心天 (samacittā devatā) が到来してサーリプッタが内結と外結を諸比丘に分別して説いたことを語り、釈尊に東園鹿子母講堂に赴かれることを願い、それを受けて釈尊が東園鹿子母講堂に来てサーリプッタを誉め等心天について説かれる⁽¹⁾ というものである。

そして“Manorathapūraṇī”で、この経のサーリプッタが「諸比丘に対して呼びかけた (bhikkhū āmantesi)」という箇所注釈がほどこされている。この経がいつ説かれたのかが問題にされ、釈尊の成道後20年間の雨安居地を列記した後、それ以降は釈尊が祇園精舎か東園鹿子母講堂におられたと語られている。以下に該当箇所を訳出しておく。

(問) 「諸比丘に対して呼びかけた (bhikkhū āmantesi)」とは、何時呼びかけたのか？

(答) ある経は食前に説かれた。ある経は食後に、ある経は初夜に、ある経は中夜に、ある経は後夜に〔説かれた〕。また、この「等心経」 (Samacittapaṭipadāsutta AN.002-004-005) は食後に説かれた。それ故「諸比丘に呼びかけた」のは夕方のことである。

〔この経は〕〔サーリプッタ〕長老によってのみ説かれたのではなく、如来によっても説かれたのだ。

(問) どこに坐してか？

(答) ヴィサーカーの宝講堂 (ratanapāsāda) に坐してである。何故なら、如来は初めて覚りを開かれて以来20年の間定住されることなく、安穩 (phāsuka) あるところどこにでも赴かれて住された。最初の雨期はイシパタナ (Isipatana) で法輪を転じられてから一億八千万の大梵天に (aṭṭhārasa mahābrahmakoṭṭiyo) 甘露を飲ませ、バーラーナシー (Bārāṇasī) 近くのイシパタナに住された。第2の雨期はラージャガハ (Rājagaha) 近くの竹林精舎 (Veḷuvana) に、第3の雨期も第4の雨期も同処 (ラージャガハ・竹林精舎) に、第5の雨期はヴェーサーリー (Vesālī) 近くの大林・重閣講堂 (Mahāva-

na Kūṭāgārasālā) に、第6の雨期はマンクラ山 (Maṅkulapabbata) に、第7は三十三天 (Tāvatiṃsabhavana) に、第8はバग्ガ・スンスマーラギラ (Bhagga Suṃsumāragira) 近くのベーサカラ林 (Bhesakalāvana) に、第9はコーサンビー (Kosambī) に、第10はパーリレツヤカ林 (Pārileyaka vanasaṅḍa) に、第11はナーラー・バラモン村 (Nālā brāhmaṇagāma) に、第12はヴェーランジャー (Verañjā) に、第13はチャーリヤ山 (Cāliyapabbata) に、第14はジェータ林 (Jetavana) に、第15雨期はカピラヴァットウ (Kapilavatthu) に、第16はアーラヴァカ (Ālavaka) を調伏してから八万四千の有情に甘露を飲ませてアーラヴィー (Ālavī) に、第17は再びラージャガハに、第18は再びチャーリヤ山に、第19と同様に第20の雨期も再びラージャガハ近くに住された²⁰。このように、〔如来は初めて覚りを開かれて以来〕20年の間定住されることなく、安穩ある (phāsuka) ところどこにでも〔赴かれて〕住された。しかし、それ以降は2ヶ所の住所 (senāsana) で常恒の布施を受けた (dhuvaparibhogāni akāsi)。

(問) 何れの2ヶ所か？

(答) ジェータ林と東園 (Pubbārāma) とである。

(問) 何故か？

(答) 2つの家族の功德が偉大であるが故に。アナータピンディカとヴィサーカーの功德と関わって、功德に縁って、師はそれらの〔2ヶ所の〕住所を常恒の布施を受けることで享受された。雨期以外には (utuvassaṃ) 遊行されたが、雨期は2ヶ所の住所に住された。…… (この後、釈尊の日常生活が叙述される)

- (1) 等心天は10人乃至50人が錐の突端に立っても互いに押し合うことをしないとされている。余談ではあるが、中世ヨーロッパのスコラ主義を揶揄する表現として、当時の神学者らが「何人の天使がピンの頭で踊ることができるか？」という命題を議論していたというものがあるそうであるが、これと何らかの関係があるのだろうか。
- (2) aṭṭhārasamaṃ cāliyapabbate yeva tathā ekūnavāsitaṃ viśatimaṃ pana antovassaṃ rājagahaṃ yeva upanissāya vasi. これを解するに2通りがあり、第18年と第19年をCāliya山、第20年をRājagahaと解するもの (Malalasekera) と、第18年をCāliya山、第19年と第20年をRājagahaと解するもの (E. J. Thomas) がある (諸氏は“Madhuratthavilāsini”に基づいておられるのであるが同文である)。今は後者を取った。因みに、水野弘元「望月博士「佛陀成道四十五年間における安居の地點」に因みて」『仏教研究』1-3 1937年 pp.161~162にこの個所の訳出があるが第20年を訳しておられない。

[2-2] “Madhuratthavilāsini”

“Buddhavaṃsa” のアッタカター “Madhuratthavilāsini” はBuddhadattaによって書かれたとされる。ここに示される雨安居地伝承は上記の “Manorathapūraṇī” 中のものと変わりはないので紹介は省く。どのような文脈で示されているかといえば、“Buddhavaṃsa” のテキストの注釈に入る前の序に該当する部分であり、まず “Buddhavaṃsa” が誰によって、何処で、誰に対して、何のために説かれたのかという問いが順次になされ、それに対して釈尊によって、カピラヴァットウ・ニグローダ園で、八万二千人の親族と数千万の天・人に対して、(欲・有・見・無明の) 四瀑流を渡すために説かれたと答えが示される。その次に “Buddhavaṃsa” が何時説かれたのかという問いが提示され、それに答えてまず “Manorathapūraṇī” に示されたものと同様の順序で雨安居地が示され、それから釈尊が最初の雨期

をイシパタナ・鹿野苑で過ごされた時点に戻って、“*Jātaka-aṭṭhakathā*”の‘*Nidānakathā*’ (vol. I p.086) とほぼ同文で、釈尊が雨期を終えて自恣を行い、ウルヴェーラーに行つてそこで3ヶ月住しつつ三兄弟結髪外道を調伏して、千人の比丘に囲まれてプッサ月の満月にラージャガハに行き、ウダーイ長老に促されてカピラヴァットゥに帰省された時に“*Buddhavaṃsa*”を説かれたと説明する。

[2-3] R. Spence Hardy, *A Manual of Buddhism, In its Modern Development*.

Robert Spence Hardy (1803~68) は22歳の時から、すなわち1825~30年、1835~47年、1862~65年にメソジスト派の宣教師としてセイロンに滞在し、仏教の僧侶と親しく交際しながら仏教を研究して多くの写本を集めた。

彼は*A Manual of Buddhism*において種々の写本（その数は465を数え、そのおよそ半数はパーリ語で、その他は80のサンスクリット語、150のシンハラ語の写本であったという）に基づいて、仏教の世界観からはじめて釈尊の伝記や仏教の基本的な教義について概説を行っている。

雨安居地伝承は“*Sadharmmaratnakāre (Saddharmaratnākara)*”なる文献⁽¹⁾に基づいて紹介されている。上記2つのパーリの伝承とは多少異なっているが、Hardy自身は“*This account appears to be taken from Buddhaghosa's Commentary on the Buddhawansa*”⁽²⁾と述べている。奇妙なことに“*Manorathapūraṇī*”と“*Madhuratthavilāsini*”では「初めの20年間は定住せず」と述べているのに対し、Hardyの伝えるものは「その後（第26年以降）彼（釈尊）は定まった住所を持たず、場所から場所へと赴いて法を説いた……」と述べている。また「舎衛城（Sewet）に9年間、サーケータ（Saketu）に16年間」という記述も理解に苦しむ。この伝承がHardyの言う如く“*Buddhavaṃsa-aṭṭhakathā*”に基づくものならば、誤解が混入していると思わなければならない。

(1) Hardy自身の注によれば、この‘*Sadharmmaratnakāre*’は、やはり同じく伝説の集成である“*Sadharmmalānkāre (Saddharmalāṅkāra?)*”と近似した作者不詳の文献で、“*Sadharmmalānkāre (Saddharmalāṅkāra?)*”は、SiddharttaまたはDhammaditta-charyawimala-kirttiと呼ばれる人の手によってAnurādhapuraのMahāvihāraでA.D.1410年に書かれた。

(2) “*Buddhavaṃsa-aṭṭhakathā*”はBuddhaghosaではなくBuddhadattaによって書かれたとされるのが通説である。

[2-4] P. Bigandet, *The Life or Legend of Gaudama*.

Paul Ambrose Bigandet (1813~1894) はカトリックのランゲーン司教であった。*The Life or Legend of Gaudama*は、ビルマの伝承に基づく釈尊伝といくつかのジャータカ（Dzats）と仏教概論からなる。

著者はこの釈尊伝を初め“*Malla-linkara-wouttoo (Mālālaṅkāravatthu?)*”に基づいて叙述し、第2版の準備をしている時に“*Tathagatha-oudana (Tathāgata-udāna?)*”なる写本を得て前者に不足しているものを補った。両写本ともパーリ語からビルマ語に訳されたものであったらしい。

“*Tathagata-oudana*”の成立年に言及がないが、“*Malla-linkara-wouttoo*”がA.D.1773年の成立であることから相当新しいものと思われる。

雨安居地伝承は地名の羅列ではなく、釈尊の伝記の中に「釈尊は第何年めの雨期をどこどこに行って過ごした」と示され、そのため羅列するだけの伝承とは異なって雨安居の前後の状況も記述されている。以下にごく簡単にではあるが目次を示す。

“Manorathapūraṇi”と“Madhuratthavilāsini”とで大きく異なるのは、第20年に王舎城ではなく祇園精舎をおいていることと、それ以降を祇園精舎か東園とはせずに祇園精舎か王舎城・竹林精舎とするために東園鹿子母講堂を雨安居地として挙げないことである。

(vol. I)

- 1) 釈尊が最初の雨安居を鹿野苑 (Migadawon) で過ごした後、ウルヴェーラー (Oo-roowela) の森に向かう。 (p.134)
 - ・30人の若い貴族を教化 (p.135)
 - ・カッサパ兄弟の教化 (p.138)
 - ・ビンピサーラの教化 (p.153)
 - ・舎利弗・目連の教化 (p.158)
 - ・王舎城の人々の批判「7日でおさまるだろう」 (p.163)
 - ・浄飯がカールダーイ (Kaludari) を派遣する。 (p.165)
 - ・カールダーイに促され、釈尊がカピラ城に帰郷する。(王舎城→カピラ城) (p.170)
 - ・ナンダの出家 (p.180)
 - ・ラーフラの出家 (沙弥として) (p.181)
 - ・カピラヴァットウから王舎城へ、途中アヌピヤーで釈迦族の子弟 (アーナンダを含む) の出家 (p.183)
- 2) 釈尊が釈迦族の王子らを教化した後にアヌピヤー (Anupiya) をたつて王舎城 (Radzagio) へ遊行を続け、竹林園 (Weloowon) に住して第2雨期を過ごす。 (p.185)
 - ・花売りスマナ (Sumana: Thoomana) に「独覚になるだろう」と授記 (p.186)
 - ・雨期を終えて遊行に出てチエーティ (Dzetia) のパーチーナヴァンサダーヤ (Patzanawonta) に行き、ベーサカラー (Bisakila) 森を過ぎて、王舎城の墓地の近くの Yin daik樹の森に戻る。 (p.187)
 - ・釈尊が祇園精舎にいた時に、アーナンダ (恐らくナンダの誤り) が許婚のジャナバダカリヤーニーに「すぐ帰る」と約束したことを思い出して還俗しようとする。釈尊はアーナンダに雌猿と天女を見せる。 (p.187)
 - ・釈尊がヴェーサーリーでもとコーサラ王の宮廷祭官であったアッギダッタ (Eggidatta) というバラモンを教化する。 (p.190)
- 3) 釈尊がアッギダッタを教化した後に王舎城に戻り、竹林園で第3雨期を過ごす。
 - ・Tsampookaの物語 (p.190)
 - ・給孤独が祇園精舎を建立し、釈尊が舎衛城に赴く。 (p.194)
 - ・ヴェーサーリーで疫病が蔓延し、ヴェーサーリーの人々の招きで釈尊が王舎城からヴェーサーリーへ赴く。 (p.200)
- 4) 釈尊がNayon (June) 月の満月の5日後ヴェーサーリーを出て、Watso (July) 月

- の満月に王舎城・竹林園に到って第4雨期を過ごす。(p.200)
- ・芸人ウッガセーナ (Uggasena: Ougasena) とその妻の教化 (p.203)
 - ・釈尊がヴェーサーリーへ赴いて大林に住する。その頃カピラ城の釈迦族とコーリヤのコーリヤ族がローヒニー河の水をめぐる争い、釈尊は空中を行って争いをおさめる。(p.204)
- 5) 釈尊がヴェーサーリー・大林 (Mahawon) に戻って第5雨期を過ごす。(p.206)
- ・釈尊が雨期中頃、Wakhaong (August) 月に浄飯が重い病にかかったことを聞き、アーナンダに弟子を集めさせてともにカピラ城へ赴く。浄飯の死 (Wakhaong月の満月の日、土曜日、朝、Eatzanaの年、era 107、享年97歳) (p.206)
 - ・マハーパジャパティーが出家を願い出る。(p.209)
 - ・ヴェーサーリーに戻ってマハーパジャーパティーの出家 (p.210)
- 6) 釈尊がヴェーサーリーをたってマクラ (Makula) 山へ行き、そこで第6雨期を過ごす。(p.211)
- ・釈尊がマクラ山に滞在中に数千の人々を教化して出家させる。(p.211)
 - ・雨期を終えて王舎城・竹林園へ赴く。(p.211)
 - ・ピンビサーラ王の妃ケーマー (Khemā: Kema) の教化 (p.212)
 - ・釈尊が神通力を人前で示すことを比丘に禁じた後 (p.212)、舎衛城で神通力を示す。(p.216)
- 7) 釈尊が舎衛城で神通力を示した後、次の雨期をどこで過ごすべきか考えて三十三天に昇り (p.219)、黄毛石 (Tāvatiṃsabhavana Paṇḍukambalasilā: Tawadeintha Pantukambala) で第7雨期を過ごす。(p.221)
- ・雨期を終えてサンカッサ (Sānkassa: Thin-ka-tha) に降りる。(p.225)
 - ・サンカッサから舎衛城 (Wethalieとするが恐らく誤まり) に向かい祇園精舎に住する。(p.227)
 - ・ある女 (Ciñcāの名は出ていない) が妊婦を装って釈尊を罵る。(p.230)
- 8) 釈尊が第8雨期をベーサカラ林 (Tesakala) で過ごす。(p.230)
- ・雨期が過ぎて国中を遊行し、スンスマーラギリ (Santoo-maragiri) でナクラ夫妻を含む在家信者に法を説く。(p.231)
 - ・スンスマーラギリでナクラピターとナクラマター夫妻 (Nakoulapita Nakoulamata) を教化する。彼らは前生において釈尊の親族であった。(p.231)
 - ・王子 (名はあがっていないが、ウデーナ王の子であるボーディ王子) の教化。その王子には子がなかった。王子が「もし釈尊が敷いてある絨毯を踏むなら子を授かる」と考えて釈尊を招待するが、釈尊は絨毯を踏まない。それは彼と彼の妻が前生で卵を食べて多くの鳥を殺したために子を授からないからであった。(p.232)
 - ・クル (Garurit) 国のマーガンディヤ (Magoulia) ・バラモン村で、マーガンディヤが釈尊を見て娘の婿にしようとする。釈尊に断られた娘が釈尊を憎む。娘はコーサンビーの王 (名は挙がっていないがウデーナ) の妃になる。(p.233)
 - ・コーサンビーの3人の富豪がヴェーサーリーで釈尊に会い、釈尊をコーサンビーに

- 招いてコーサンビーに精舎を建立する。(p.234)
- 9) 釈尊がコーサンビーに来て、そこで第9雨期を過ごす。(p.234)
- ・釈尊がコーサンビーに来るとウデーナ王の妃(もとマーガンディヤの娘)は秘密裏に外道と結託して釈尊と比丘らを誹謗する。アーナンダが釈尊に他所に移ることを勧めるが、釈尊は忍辱を説いて拒む。(p.234)
 - ・破僧、釈尊はパーリレツヤカに赴く。(p.236)
- 10) 釈尊がパーリレツヤカ村(Palelayaka, Paleliaka)で第10雨期を独りで過ごす。(p.236)
- ・コーサンビーの人々は僧団への供養をやめる。(p.236)
 - ・パーリレツヤカの森で象が釈尊に3ヶ月間仕える。(p.236)
 - ・3ヶ月の後に給孤独がアーナンダに釈尊を舎衛城に招待したい旨を伝え、アーナンダはコーサンビーの比丘も連れてパーリレツヤカに赴く。釈尊は舎衛城(Wethalieとする)に戻り、まもなく祇園精舎をたつてマガダ国のナーラー・バラモン村へ赴く。(p.236)
- 11) 釈尊がマガダ国・南山精舎近くのナーラー・バラモン村で第11雨期を過ごす。(p.237)
- ・あるバラモン(名はあがっていないが恐らくカシ・バーラドヴァージャ)の教化、「私もまた耕して種を播く……」(p.238)
 - ・雨期が過ぎ、コーサラ国のセータヴィヤー(Setavyā: Satiabia)へ赴いてWaritzaba(ヴェーランジャー?)のあるバラモンの招待を受ける。(p.240)
- 12) 釈尊がその町(ヴェーランジャー?)で第12雨期を過ごす。(p.240)
- ・釈尊が雨期を終えてMantala国へ赴く。最短距離で500ヨージアナを5ヶ月かけて行く。Gayagatiでガンジスを渡りバーラーナシーへ。長くは滞在せずに再びガンジスを渡り、ヴェーサーリーに行つて重閣講堂(Gootagarathala)に住す。それから舎衛城に赴いて祇園精舎に住する。(p.240)
 - ・その時ラーフラ18歳(p.240)
 - ・舎衛城に少しの間滞在してからチャーリカー(Cālikā: Tsalia)の町に行く。その人々が町から遠くないところに精舎を建立する。(p.241)
- 13) 釈尊がチャーリカー(Tsalia)の人々のもてなしに満足し、そこで第13雨期を過ごす。(p.241)
- ・釈尊はジャントウ(Jantu: Dzantoo)村で行乞して、キミカーラー(Kimikālā: Kimikila)河の岸に至りアンバヴァナに住す。メーギヤ(Meghiya: Meggia)がその場所を気に入ってそこに留まることを欲するが、悪覚が起こり釈尊から教誨を受ける。(p.241)
 - ・そこから舎衛城に赴いて祇園精舎に住す。(p.241)
- 14) 釈尊が舎衛城・祇園精舎(Thawattie Dzetawon)で第14雨期を過ごす。(p.241)
- ・舍利弗が500人の比丘と近くの村で雨期を過ごし、信者が一人一人に布を布施する。それを妬んだ比丘らが、舍利弗が貪欲であると釈尊に訴える。(p.241)

- ・ラーフラが20歳になって具足戒を受け、阿羅漢果を得る。(p.242)
 - ・釈尊がカピラ城に行ってニグローダ樹園に住す。(p.242)
- 15) 釈尊がカピラ城・ニグローダ樹園 (Kapilawot Nigranda) で第15雨期を過ごす。(p.242)
- ・マハーナーマの4つの質問 (p.242)
 - ・釈尊の叔父のスッパブッダがヤソーダラーが捨てられたこととデーヴァダッタを出家させたことで釈尊をうらみ、釈尊の行乞を阻んで地獄に落ちる。(p.243)
 - ・釈尊はその生涯でこの時までは食を給する信者に対して食を受けた後で自ら法を説いて信者の功德を賞賛してきた (Anumodana) が、以降は弟子も同じようにすることを許す。(p.244)
 - ・漏についての4つの法 (p.244)
 - ・カピラ城から舎衛城・祇園精舎へ赴く。神の質問 (p.244)
 - ・すぐに舎衛城をたってアーラヴィーへ赴く。(p.245)
 - ・そこの子供を食らっていた夜叉 (Biloo) を教化する。(p.245)
- 16) 釈尊がアーラヴィー (Ālavī : Alawee) で夜叉を教化した後にそこに精舎が建てられ、釈尊はそこで第16雨期を過ごす。(p.246)
- 17) 釈尊がアーラヴィーから王舎城に行って竹林園 (Radzagio Welowon) で第17雨期を過ごす。(p.246)
- ・一比丘がジーヴァカの妹のシリマー (Sirimā : Thirima) という名の遊女を見初める。シリマーが病気に罹って死に、釈尊はその比丘にシリマーの遺骸を見せる。(p.246)
 - ・雨期を終えて王舎城から舎衛城・祇園精舎に戻り、少し滞在しただけでアーラヴィーに行く。(p.248)
 - ・アーラヴィーであるバラモンが釈尊の説法を聞くことを心待ちにしていたが、当日に彼の牛の一头が行方不明になり、彼はそれを探しに出かける。(p.248)
- 18) 釈尊がチャーリカー (Tsalia) 近くの精舎に行って第18雨期を過ごす。(p.249)
- ・チャーリカーの織工の娘が釈尊の説法を聞くことを切望していたが、説法の日注文の布を完成させねばならなくなる。……織工の出家 (p.249)
- 19) 釈尊が王舎城に戻り、第19雨期を竹林園で過ごす。(p.251)
- ・釈尊が雨期を終えてから王舎城を遊行していて、罨にかかった鹿を助ける。獵師は釈尊を射ようとして金縛りにあう。(p.251)
- 20) 釈尊が舎衛城に戻って第20雨期を祇園精舎で過ごす。(p.252)
- ・アーナンダを侍者にする。「釈尊は55歳であった。」 (p.252)
 - ・ジャントウ村においてマーラが釈尊の乞食を妨害する。(p.253)
 - ・アングリマーラ (Aṅgulimāla : Ougalimala) の教化 (p.254)
 - ・スンドリー事件 (p.256)
- 21) 第21～43年、多くは祇園精舎に多少は竹林園に住する。(pp.260～)
- 22) 第37年にアジャータサットゥがマガダ王になる。(p.263)

23) 第44雨期、祇園精舎 (Dzetawon) (p.267)

(vol. II)

24) 第45雨期、竹叢 (Weluwa) 村 (p.008)

[2-5] 『僧伽羅刹所集経』

序によると『僧伽羅刹所集経』の作者である僧伽羅刹（または衆護 Saṅgharakṣa）は須頼国（スーラト）の出身で、仏滅後700年の人である。犍陀越（ガンダーラ）に至って甄陀罽膩（カニシュカ）王の師になったとあるので、アシュヴァゴーシャ（Aśvaghōṣa）と同時代人であることになる。

この経の他に『修行道地経』（大正15 p.181下）と『道地経』（大正15 p.230下 安世高訳）が僧伽羅刹の手になる。

『僧伽羅刹所集経』は建元20年（A.D.384年）に僧伽跋澄（Saṅghabhūti）によって長安にもたらされ、竺佛念が訳し、慧嵩が筆受した。一種の仏伝であるが、アシュヴァゴーシャの『ブッダチャリタ』とは異なり、諸々の記事を寄せ集めたもので釈尊の所行を物語風に叙述するものではない。その末尾近くに雨安居地伝承がある。

如是世尊於波羅奈國。而轉法輪。初轉此法時。多饒益衆生。即於此夏坐有益於摩竭國王。第二三四⁽¹⁾於靈鷲頂山。第五脾舒離。第六摩拘羅山（白善）。為母故第七於三十三天。第八鬼神界。第九拘苦毘國。第十枝提山中。第十一復鬼神界。第十二摩伽陀閑居處。第十三復還鬼神界。第十四本佛所遊處。於舍衛祇樹給孤獨園。第十五迦維羅衛國釋種村中。第十六還迦維羅衛國。第十七羅閱城。第十八復羅閱城。第十九柘梨山中。第二十夏坐在羅閱城。第二十一還柘梨山中。於鬼神界不經歷餘處連四夏坐。十九年不經歷餘處。於舍衛國夏坐。如來如是最後夏坐時。於跋祇境界毘將村中夏坐。

これは漢訳經典であるので地名の原語が問題になる。8、11、13、22～25年の「鬼神界」⁽²⁾と第10年の「枝提山」、そして第12年の「摩伽陀閑居処」がパーリの伝承に対応が見出されない。

「柘梨山」は‘Cāliyapabbata’と対応すると考えられる。「鬼神界」は‘Bhesakaḷā’の訳語とされる⁽³⁾。それは『増一阿含経』013-004（大正02 p.573）に‘Bhesakaḷāvana’の訳語として「鬼林」が見えることから確認できる。「枝提山」については後に述べる。

(1) 大正蔵は「第二三」とするが宋元明「第二三四……」という脚注によって補う。

(2) 諸先学は「第二十一還柘梨山中。於鬼神界不經歷餘處連四夏坐」を、釈尊が第21年から4年間、つまり第21～24年を「鬼神界」で夏坐されたものと見ている。そして「柘梨山」は無視され（もしくは「柘梨山」と鬼神界を同処と見たものか）、しかも「跋祇境界毘將村」を入れて全体で44年間の雨安居地しか挙げられていないとする。この解し方は『国訳一切経』の解題執筆者である常磐大定氏に端を発するようである。しかし第21年を「柘梨山中」、第22～25年を「鬼神界」で雨安居されたものと見て、全体で45年間の雨安居地が示されていると解する方が妥当と思われる。後に示す比較対照表を参照されたい。

(3) 望月 前掲論文 1937年 p.005

[2-6] 『仏説十二遊経』

現存する迦留陀伽訳（A.D.392年）の他に本来はもう一つ、彊良流至訳（A.D.266年）があった⁽¹⁾。短い経であるが釈迦族の起源から説き起こし、降兜卒、出家、そして成道以後12年間の遊行を叙述する。ここに伝えられるものは他の仏伝の伝承と著しく異なっている。

ここに示されるのは遊行地であって雨安居地ではないけれども、無視するわけにはいかないので取り上げておく。

……佛以二十九出家。以三十五得道。從四月八日至七月十五日。坐樹下為一年。二年於鹿野園中為阿若拘鄰等說法。復為畢婆般等說法。復為迦者羅等十七人說法。復為大才長者及二才念優婆夷說法。復為正念尼犍說法。復為提和竭羅佛時四十二人說法。三年為鬱伽迦葉兄弟三人說法。滿千比丘。四年象頭山上為龍鬼神說法。五年於竹園中為私呵味說法。五年去未至舍衛時……（舍利弗の教化）……六年須達與太子祇陀。共為佛作精舍。作十二佛圖寺。七十二講堂。三千六百間屋。五百樓閣。七年拘耶尼國為婆陀和菩薩等八人。說般舟經。八年在柳山中為屯真陀羅王弟說法。九年穢澤中為陀崛摩說法。十年還摩竭國為弗迦沙王說法。十一年恐懼樹下為彌勒說本起。十二年還父王國。……

(1) 常磐大定氏の解題による（『国訳一切経』印度撰述部・本縁部六 pp.315～316）。

[3] 回数のみを示す雨安居地伝承資料

[3-1] “Dhammapada-aṭṭhakathā”

‘manopubbaṅgamā dhammā ……’で始まる“Dhammapada”の第1偈の注釈として語られるチャックパーラ長老（Cakkhupālatthera）にまつわる物語に以下の記述がある。

その時、最上の法輪を転ぜられた師は次第に遊行して、大長者であるアナータピンディカが五億四千万の財を払って建立したジェータヴァナ大精舎に、大衆を天界への道と解脱への道に確立させつつ住された。何故なら如来は母方の八万人と父方の八万人の合計16万人の親族によって建立された精舎で1回だけ雨安居された。アナータピンディカによって建立されたジェータヴァナ大精舎で19回、ヴィサーカーが二億七千万の財を払って建立した東園で6回の雨安居を過ごされた。2つの家族の功德が偉大であるが故にサーヴァッティー近くで25回の雨安居を過ごされた。

以上の記述から釈尊の雨安居の回数について知られるのは一部である。カピラヴァットゥで1回、サーヴァッティーで25回、その中19回は祇園精舎、6回は東園である。

[3-2] 『佛説八大靈塔名號經』

宋の法賢の訳になるこの經典で、釈尊はまず八大靈塔（①迦毘羅城龍彌爾園是佛生處、②摩伽國泥連河邊菩提樹下佛證道果處、③迦尸國波羅奈城轉大法輪處、④舍衛國祇陀園現大神通處、⑤曲女城從切利天下降處、⑥王舍城聲聞分別佛為化度處、⑦七廣嚴城靈塔思念壽量處、⑧拘尸那城娑羅林内大雙樹間入涅槃處）を挙げ、それに続いて以下のように述べて経を終える。

爾時世尊復告諸苾芻。汝等諦聽我今當說。遊止國城及於住世。而說頌曰

二十九載處王宮 六年雪山修苦行 五歲王舍城化度 四年在於毘沙林
二年惹里巖安居 二十三載止舍衛 廣嚴城及鹿野苑 摩拘梨與切利天
尸輪那及憍跋彌 寶塔山頂并大野 尾努聚落吠蘭帝 淨飯王都迦毘城
此等聖境各一年 釋迦如來而行住 如是八十年住也 然後牟尼入涅槃

これに基づいて成道後の年数を計算すると、王舍城に5年、毘沙林に4年、惹里巖（チャー

リヤ山)に2年、舎衛城に23年で、以下、廣嚴城(ヴェーサーリー)、鹿野苑(パーラーナシー・イシパタナの鹿野苑のこと)、摩拘梨(マンクラ山)、切利天、尸輸那、憍睺彌(コーサンビー)、宝塔山頂、大野(アーラヴィー)、尾努聚落(ベールヴァガーマカ)、吠蘭帝(ヴェーランジャー)、淨飯王都迦毘城に各1年ずつであるので、5+4+2+23+11=45年の遊行地が示されている。厳密に言えば雨安居地ではないが雨安居地と見なしても問題ないだろう。

パーリの伝承との対応を見るに問題になるのは「毘沙林」「尸輸那」「宝塔山頂」であるが、これらについては次のプトンの伝承を紹介した上で論じることにした。

[3-3] Bu ston, Chos 'byung

プトン(Bu ston Rin chen grub)の仏教史“bde bar gshegs pa'i bstan pa'i gsal byed chos kyi 'byung gnas gsung rab rin po che'i mdzod”はA.D.1322年に書かれた⁽¹⁾。

雨安居地伝承は涅槃時の釈尊の年齢の議論において示される。種々の異説を挙げた後に「多くの経が80歳説を主張している」ことを述べて、『ヴィバーシャー (bye brag tu bshad pa)』なる書に依拠して、雨安居地伝承を『八大靈塔名号経』と同じく韻文で記す。プトンの挙げる韻文は4偈であるが『八大靈塔名号経』の頌も4偈である。そして順番は異なっているもののパーダごとに対応が見られることから、プトンの挙げるものと『八大靈塔名号経』のものとはほぼ同じ原文からの翻訳であることが推測される。以下に対応を示すため『八大靈塔名号経』の偈文をプトンのものに合わせて多少順番を変えて両者を併記する。

なお参照したチベット語テキストは以下の5本である。

- ①sDe dge木版刷り 東洋文庫No.345D-2560, 77a3~
- ②bKra shis lhun po木版刷り 東洋文庫No.345C-2559, 87a4~ (Janos Szerbによれば、これはObermillerの英訳の底本となったものと同じもの)
- ③Zhwa lu木版刷り 東洋文庫No.345B-2558, 71a3~
- ④dbu med写本 東洋文庫No.345A-2557, 121b~
- ⑤lHa sa木版刷り collected works of bu ston rin chen grub, vol.24, reprint, lha sa, Ya, 78a6~

chos 'khor ^{※1} gnas dang yangs pa can /	廣嚴城及鹿野苑
sa dkar can dang lha yi gnas /	摩拘梨與切利天
byis pa gsod dang kau shām bī ^{※2} /	尸輸那及憍睺彌
'brog dang ^{※3} mchod rten ri dang ni /	寶塔山頂并大野

※1 ①②③bskor

※2 ①kau shambi ; ③ko sham bhi ; ④kau bu sham bhi ; ⑤kau śaṃ bhi

※3 ④'brog gnas

転法輪処(chos bskhor gnas)とヴェーサーリー(yangs pa can)、「白い土をもつ〔山〕」(sa dkar can)と「神の住処」(lha yi gnas)、「子殺し」(byis pa gsod)とカーウシャーンビー(kau śaṃ bhi)、アタヴィー('brog)とチエーティヤ山(mchod rten ri)

'od ma'i grong dang sgrar bcas dang / 尾努聚落吠蘭帝
 ser skya'i gnas kyi grong khyer du^{※1} / 淨飯王都迦毘城
 'di^{※2} rnams su ni thub pa yi / 此等聖境各一年
 skyes mchog lo^{※3} re lo re bzhugs / 釋迦如來而行住
 ※1 ④ser skya yi ni grong khyer te
 ※2 ④⑤de
 ※3 ④la

竹村 ('od ma'i grong) と 'sgrar bcas' と、カピラヴァストウナガラ (ser skya'i gnas kyi grong khyer) において、これらの処で牟尼である最上の人各1年住された。

※1 nyi shu rtsa gsum mnyan yod du / 二十三載止舍衛
 sman gyi nags su lo bzhi ste^{※2} / 四年在於毘沙林
 'bar ba'i phug gi^{※3} gnas su gnyis / 二年惹里巖安居
 rgyal po'i khab kyi grong du lnga / 五歳王舍城化度
 ※1 ④は以降順番が異なっているが、余白にka, kha, ga, ngaを記して訂正している。
 ※2 ③nag su so bzhi ste
 ※3 ④phugs ni

23年間舍衛城 (mnyan yod) に、葉の森 (sman gyi nags) に4年間、'bar ba'i phug gi gnas' に2年間、王舍城 (rgyal po'i khab kyi grong) に5年間、

dka' ba'i^{※1} spyod pa lo drug ste / 六年雪山修苦行
 nyi shu rtsa dgu khab gnas su / 二十九載處王宮
 rgyal ba de ltar brgyad cu^{※2} la / 如是八十年住也
 thub mchog dam pa mya ngan 'das / 然後牟尼入涅槃
 ※1 ③dkar ba spyod pa
 ※2 ④bcu

苦行すること6年間、29年間を王宮に〔過し〕、勝者はこのようにして80歳で、最上の牟尼は涅槃に入られた。

11+23+4+2+5=45年の遊行地が示されているので、その45年に苦行の6年と在家生活の29年を加算すると釈尊の生涯が80年であることになる。Obermillerの英訳では'sgrar bcas' が訳されていないために1年不足している⁽²⁾。

Obermillerが'Paṇḍubhūmi' と訳して望月氏によって'Paṇḍava' 山と関連付けられた'sa dkar can' 「白い土をもつ〔山〕」の'sa dkar' は、"Mahāvīyutpatti" (榊本) No. 5934に'makkola' (chalk 白墨) と対応させられている。また以下に述べるように、パーリの伝承のMaṅkula (Makula) 山は「白」と関係がある。この'sa dkar can' はMaṅkula 山に対応すると考えられる。

Obermillerが'Balaghna' と還梵した'byis pa gsod' 「子殺し」は明らかに'Sīsumāra' (パーリ語形は'Suṃsumāra' または'Susumāra') の意識である⁽³⁾。対応から考える

と『八大靈塔名号経』の「尸輪那」も‘Śiśumāra’の音写と考えられる。ただし「那」に疑問が残る。

‘mchod rten ri’をObermillerは‘Uśirayici’と訳したと推定されるが、これが恐らく‘Uśiragiri’を意味するとしても、どうしてそのように訳したのか理解できない。‘mchod rten ri’から推測されるサンスクリット名は‘Caityagiri’で、これは『僧伽羅刹所集経』の伝承が第10年におく「枝提山」に対応する。『八大靈塔名号経』の「寶塔山」も明らかにこれに対応している。

Obermillerが訳していない‘sgrar bcas’は‘Nādika’村の訳語である‘sgra bcas’と似ているが、Nādika村を雨安居地にする伝承は他にないので安易に同定できない。『八大靈塔名号経』との対応からすれば、これは「吠蘭帝」に対応する語であると推測される。「吠蘭帝」はパーリの伝承の言うヴェーランジャーであろう。ヴェーランジャーのサンスクリット語形は‘Vairāṇyā’または‘Vairāṃbhya’である⁽⁴⁾が、“Mūlasarvāstivādinaya”の梵本⁽⁵⁾に現れるのは‘Vairāṃbhya’という形で、これが『根本有部律』では「吠羅聚落」または「鞞闍底城」と訳されていて、「吠蘭帝」はこの「鞞闍底城」と一致するので「吠蘭帝」がヴェーランジャーと対応することが確かめられる。この‘Vairāṃbhya’はチベット訳の『根本有部律』では‘dgra mtha’⁽⁶⁾とされる。‘dgra mtha’⁽⁶⁾と‘sgrar bcas’⁽⁶⁾とは全く対応しないため‘sgrar bcas’をヴェーランジャーに対応する語とは見がたい。

疑問が残るが、今は『八大靈塔名号経』との対応を重視して‘sgrar bcas’がヴェーランジャーに対応すると考える。

Obermillerが恐らく固有名詞として理解せずに‘the place abounding with remedies’⁽⁷⁾と訳した‘sman gyi nags’「薬の森」は、その原語として‘bheṣajavana’のような語を候補に挙げるができる。‘Bhesakaḷāvana’のサンスクリット語形‘Bhīṣaṇikāvana’⁽⁷⁾がこれに対応すると考えれば『八大靈塔名号経』の「毘沙林」の音写にも説明がつく⁽⁸⁾。しかし以下にも述べるが、BhesakaḷāvanaはSuṃsumāragira内の地であるから、プトンと『八大靈塔名号経』の伝承は同一の地をあたかも2つの異なる地として挙げていることになる。

‘bar ba’i phug gi gnas’「燃える窟？」をObermillerは‘Indraśailaguhā’⁽⁹⁾と訳した。しかし‘Indraśailaguhā’は“Mahāvvyutpatti”（榘本）No.4124で‘dbang po’i brag phug’⁽⁹⁾とされており、‘phug’（guhā）のみの一致で全く説明のつかない訳である。『八大靈塔名号経』との対応からすれば「惹里巖」、すなわちパーリの‘Cāliyapabbata’⁽¹⁰⁾と対応すると推測できる。後に述べるところであるが、‘Cāliyapabbata’はAN.009-001-003（vol.IV p.354）と“Udāna”004-001（p.34）等で‘Cālikāpabbata’⁽¹¹⁾とされるものと同一であると考えられる。しかしこの地名の漢訳が見当たらず、サンスクリット語形も不明であるため上の推測を確かめられない。敢えて‘bar ba’i phug’を還梵すれば‘Jvāliguhā’のような形が考えられよう。

因みにAN.の注“Manorathapūraṇī”（vol.IV p.164）及び“Udāna”の注（p.217）を見ると、‘Cālikā’の語源解釈は‘calamāna’⁽¹²⁾「動いている〔ように見える〕」から説明してあるので√calの派生語として理解されている。‘bar ba’から推測されるのは√jvalのよ

うな語根からの派生語であるから、チベット訳はこの名前に関してパーリの注釈者とは異なる解釈をしていることになる。

- (1) Janos Szerb, *Bu ston's History of Buddhism in Tibet, critically edited with a comprehensive index*, Wien, 1990, Introduction, p.XI
- (2) E. Obermiller, *The History of Buddhism in India and Tibet*, Heidelberg, 1932, Delhi, 1986, 1996, 1999, p.070
- (3) 望月氏は既にObermillerの‘Balaghna’という訳語から‘Śīsumāra’を予想しておられた。
- (4) F. Edgerton, *Buddhist Hybrid Sanskrit Dictionary*, London, 1953. 復刻 臨川書店 1985年 p.511
- (5) *Gilgit Manuscripts* ed. by Nalinaksha Dutt, vol.III, part 1, First edition, Srinagar, 1947, second edition, Delhi, 1984 ; p.024
- (6) 北京版 bka' 'gyur, 'dul ba, Ge, 123a4～. デルゲ版 bka' 'gyur, 'dul ba, Kha, 134a4～. このチベット語訳の‘dgra mtha’ と漢音写の「吠蘭帝」及び「鞞闍底」からは‘Vairambhya’ という原語は想定されず、‘Vairanti’ (dgra=vaira ; mtha'=anta) のようなサンスクリット名が推測されよう。
- (7) “Divyāvādāna” (ed. by B. Cowell and R. A. Neil, Cambridge, 1886, p.182) によれば、‘Suṣumārāgira Bhesakaḷāvana’ に対応するサンスクリット語形は‘Śīsumārāgiri Bhīṣaṇīkāvana’ である。
- (8) 望月氏は「毘沙」を‘Bhesakaḷā’の音写と見られたが、中村元氏は「ピンピサーラ」の訳語とされた(『ゴータマ・ブツダⅠ』 p.536)。しかしそのように解した場合「王舎城」と重複するため、前者が妥当であると考えられる。

[4] 『大唐西域記』中の釈尊の長期滞在地

玄奘は『大唐西域記』の諸処において、彼が訪れた地に伝えられていた釈尊の長期滞在について記している。これがはたして以上に示した雨安居地伝承と関連があるかどうかは明確にしがたい。玄奘が挙げる地名の中には現在の何処に当たるか決定できないものが多く、ましてそれらと雨安居地伝承に示された地名との対応は明確ではない。しかし今後の検討のために助けになる重要な情報も含んでいるため、ここに一覧を示す。

玄奘の伝える釈尊の布教地には原始仏教聖典所載の記事とは無関係な突飛なもの(例えば達羅毘荼(ドラヴィダ)国)も見られるが、3ヶ月以上の長期滞在の地については妥当性が認められる。

『大唐西域記』については水谷真成訳注『大唐西域記』が大変有用であるため、大正蔵の頁とともに平凡社東洋文庫(1999年)に収められた3巻本の頁を示した。

[4-1] 三十三天

釈尊が三十三天に昇ってそこで三月の雨安居を過ごす間に母に説法されたことは、劫比他国の大都城の東二十余里の大伽藍の境内にある三宝階を如来が三十三天より降還されたところとして伝える記事(大正51 p.893上;水谷 vol.II p.177)と、橋賞彌国(コーサンビー)の鄔陀衍那(ウダヤナ)王が釈尊の天界におられる間に仏像を作ったことを伝える記事(大正51 p.898上;水谷 vol.II p.230)に語られる。

[4-2] 阿踰陀国(Ayodhyā?)

阿踰陀国の大都城の北四五里に殊伽河河岸に臨む大伽藍があって、その中に無憂(アショー

力) 王が建てた傘堵波があり、そこで如来は天人衆のために三月の間諸妙法を説かれた (大正51 p.896中; 水谷 vol. II p.210)。

[4-3] 阿耶穆佉国

阿耶穆佉国の大都城の東南の遠くない所、殑伽河岸に臨んで無憂王の建てた傘堵波があり、そこで如来は昔三月の間説法された (大正51 p.897上; 水谷 vol. II p.217)。

[4-4] 橋賞彌国 (コーサンビー)

橋賞彌国の大都城の東南遠くない所に故伽藍があり、それは具史羅 (ゴーシラ) 長者の旧園であったところで、その中に無憂王の建てた傘堵波があり、そこで如来は数年説法された (大正51 p.898上; 水谷 vol. II p.232)。

[4-5] 迦奢布羅城

橋賞彌国の大都城の西南八九里のところに毒龍石窟があり、その東北の大林中を七百余里行って殑伽河を渡ると北に迦奢布羅城があり、その城の傍に護法菩薩が外道を伏した処があり、その側に無憂王の建てた傘堵波があり、そこで如来は6ヶ月間説法された (大正51 p.898中; 水谷 vol. II p.235)。

[4-6] 鞞索迦国 (サーケーター?)

鞞索迦国の大都城の南道の左に大伽藍があって、その側の無憂王が建てた傘堵波は如来が昔日六年説法導化されたところである。またその傘堵波の側に奇樹があり、それは如来が昔齒を掃除された枝をお棄てになりそれが根付いて繁茂したものである (大正51 p.898下; 水谷 vol. II p.240) (1)。

(1) 玄奘は鞞索迦国と那爛陀 (ナーランダ) について、如来が齒を磨いた枝が根付いて繁茂した樹のことを伝えているが、同じ伝説を『法顕伝』が沙祇大国 (サーケーター) に関して報告しており (大正51 p.860中)、それ故この鞞索迦国はサーケーターのことと考えられている。

釈尊がサーケーターに6年間滞在されたというのは一体何を意味するのか不明であるが、Spence Hardyがセイロンの伝承に基づいて釈尊がサーヴァッティーに9年間、サーケーターに16年間滞在したことを報告しており、これと関係があるかもしれない。

[4-7] 婆羅痾斯国 (バーラーナシー)

婆羅痾 (バルナ) 河より東北へ行くこと十余里で鹿野伽藍に至り、伽藍の西南二三里に傘堵波があって、それは阿若憍陳如等の5人が制を棄てて仏を迎えた処である。如来は5人を誘導して妙理を示し、雨安居が終わる頃5人は果證を獲得した (大正51 p.905上; 水谷 vol. II p.342)。

[4-8] 弗栗特国 (ヴリジ)

大河の東北に伽藍があり、ここから西に行って河の濱に依って傘堵波があり、そこは世尊が漁人を度した処である。……度漁人の傘堵波より東北へ百余里行くと故城の西に無憂王が建てた傘堵波があり、仏は昔ここにおいて六月説法し諸天人を度した。ここから北に百四五十歩で小傘堵波があり、如来は昔ここにおいて諸比丘の為に制戒した (大正51 p.910上; 水谷 vol. II p.391) (1)。

(1) ここに語られる度魚人の物語は『根本有部律』の「波羅市迦004」 (大正23 p.668下) と「波逸底迦008」 (大正23 p.773下) に見られる。そこでは釈尊が漁人を度した後、竹林聚落で雨安居に入る。

[4-9] 王舎城

杖林の東南に六七里行くと大山に至り、横嶺の前に石窠堵波があり、昔そこで如来は兩三月（水谷本の注に「雨三月」の読みが提示されている）の間諸人天のために説法された。その時頻毘娑羅王は法を聴きに來たいと欲して山を削って石を積んで階段を作って進んだ（大正51 p.920中；水谷 vol.Ⅲ p.119）⁽¹⁾。

(1) 『仏説頻婆娑羅王經』（大正01 p.825上）に、釈尊が「杖林山中靈塔之処」において雨安居した時に頻婆娑羅王がそこに釈尊を尋ねたという記述が見える。この時、会中の諸婆羅門・長者たちは優樓頻螺迦葉が仏の側に立っているのを見て、釈尊と優樓頻螺迦葉の中どちらが師なのかという疑念を抱く。釈尊が師で迦葉が弟子であることが明らかになり、頻婆娑羅王が法眼淨を得る。

同様の記事は他に“Vinaya” ‘Mahākhandhaka’（vol. I p.035）（‘Laṭṭhivanuyyāna Supatiṭṭha cetiya’ とする）、『雜阿含經』1074（大正02 p.279上）（「善建立支提杖林中」とする）、『別訳雜阿含經』013（大正02 p.377上）（「善住天寺始祠祀林中」とする）、『四分律』「受戒毘度」（大正22 p.797中）（「杖林中・善住尼拘律樹王下」とする）、『根本有部律破僧事』（大正24 p.135上）（「善住窠堵波竹林中」とする）に見られる。また、“Mahāvastu”（Senart vol.Ⅲ p.441）にもあり、場所は‘antagirisimḥ yaṣṭivane udyāne’ と示されている。この‘Antagiri’は‘Antarāgiri’（Senart vol.Ⅲ p.60）とも表記されているが、他文献に対応が見られない。なおピンピサーラ王が杖林で見諦したということだけに着目すれば、『根本有部律』「泥薩祇波逸提迦004」（大正23 p.717上）、『根本有部律』「苾芻尼泥薩祇波逸提迦004」（大正23 p.948上）、『根本有部律出家事』（大正23 p.1027上）も資料に含まれる。ただし『中阿含經』062「頻鞞婆邏王迎仏經」（大正01 p.497中）はこれを王舎城・摩竭陀邑でのこととし、『五分律』「受戒法」（大正22 p.109下）は迦蘭陀竹園としている。

これだけ多くの資料がピンピサーラ王が釈尊を杖林に尋ねる場面を記しているにもかかわらず、杖林における雨安居に言及するのは『仏説頻婆娑羅王經』のみである。また何れにも玄奘が伝えるようなピンピサーラ王が階段を作るといふ記事は見えない。

[4-10] 那爛陀（唐言施無厭）僧伽藍

新王舎城から北に行くこと三十余里で那爛陀（唐言施無厭）僧伽藍に至る。その地はもと菴沒羅園であり、五百商人が十億金銭を以って買って仏に施したものである。仏はここにおいて三月説法し、諸商人等が聖果を證した（大正51 p.923中；水谷 vol.Ⅲ p.160）。

[4-11] 那爛陀・伽藍の西の精舎

伽藍の西遠からずして精舎があり、昔如来がおられて三月止まられ諸天人の為に妙法を説かれた。その南百余歩の小窠堵波は遠方比丘が仏を見た処である。昔比丘が有って遠方より来てここに至って如来と聖衆を遇見し、發願して輪王位を求めた。その南則に觀自在菩薩立像があり、その南の窠堵波の中に如来が三月の間に剃られた髪と剪られた爪がおさめられている。次に東南の垣の内五十余歩の奇樹は、昔如来がおられて楊枝を嚼んで棄てられ、そこに根を生じたものである（大正51 p.924上；水谷 vol.Ⅲ p.169）。

[4-12] 那爛陀・奇樹の東の大精舎

次に奇樹の東に大精舎があつて、如来は昔ここにおいて四月諸妙法を説かれた（大正51 p.924上；水谷 vol.Ⅲ p.171）。

[4-13] 那爛陀附近・落般膩羅聚落

……宛伽河の南で大聚落に至る。その東南遠からずして大窠堵波があり、仏は昔ここにお

いて一宿説法された。そこより東に行つて山林中に入り百余里行くと落般膩羅聚落に至る。伽藍の前に無憂王が建てた大窣堵波があり、仏は昔ここにおいて三月説法された（大正51 p.925下；水谷 vol.Ⅲ p.189）。

[4-14] 伊爛拏鉢伐多国・大都城南の窣堵波

伊爛拏鉢伐多国の大都城の南に窣堵波があつて、如来はここにおいて三月説法された（大正51 p.926上；水谷 vol.Ⅲ p.195）。

[4-15] 伊爛拏鉢伐多国・小孤山

伊爛拏鉢伐多国の西界の殑伽河の南に行くと小孤山に至る。仏は昔ここにおいて三月安居し薄句羅藥叉を降伏された（大正51 p.926下；水谷 vol.Ⅲ p.200）。

[4-16] 奔那伐彈那国（Puṇṇavaddhana, Skt:Puṇḍravardhana）

奔那伐彈那国の大都城の西二十余里に跋始婆僧伽藍がある。その側遠からずして無憂王の建てた窣堵波があり、昔如来は三月ここにあつて諸天人の為に説法された（大正51 p.927上；水谷 vol.Ⅲ p.209）。

[5] 比較対照

以上に挙げた雨安居地伝承を比較しやすいように表にまとめれば以下のようなになる。なお [5-2] の「回数のみを示す雨安居地伝承」の表中には、[5-1] の年代順に示す雨安居地伝承によって回数を数えこれも含めた。

[5-1] 年代順に示す雨安居地伝承

	AN.注 Bv.注	Spence Hardy	Bigandet	僧伽羅刹所集経	十二遊経
1	Bārāṇasī Isipatana	Benares Isipatana	Baranathee Migadawon	波羅奈国	坐樹下為一年
2	Rājagaha Veḷuvana	Rajagaha Weluwana	Radzagio	靈鷲頂山	鹿野園
3	Rājagaha Veḷuvana	Rajagaha Weluwana	Radzagio	靈鷲頂山	為鬱為迦葉兄弟三人説法
4	Rājagaha Veḷuvana	Rajagaha Weluwana	Radzagio	靈鷲頂山	象頭山
5	Vesālī Mahāvana Kūṭāgārasālā	Wisālā Kūtāgāra 講堂	Wethalie Mahawon	脾舒離	竹園
6	Maṅkulapabbata	Kosambae	Makula 山	摩拘羅山	須達與太子祇陀共為佛作精舎。
7	Tāvatiṃsabhavana	天界の蓮園	Tawadeintha Pantukambala 岩	三十三天	拘耶尼國
8	Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana	Sungsumāra 岩	Santoo-maragiri 村 Tesakala 林	鬼神界	柳山中

9	Kosambī	Kosambae Ghosika 園	Kothambi	拘苦毘国	穢澤
10	Pārileyaka vanasaṅḍa	Pārali 森	Palelayaka 村 Paleliaka 林	枝提山中	摩竭國
11	Nālā brāhmaṇa- gāma	Nalaka バラモン村	Magatha Deckinagiri Nala バラモン村	鬼神界	恐懼樹下
12	Verañjā	Weranja バラモン 村 Naleru 講堂	Waritzaba	摩伽陀閑居処	父王國
13	Cāliyapabbata	Cheliya	Tsalia	鬼神界	?
14	Jetavana	Sewet Jetawana	Tsawattie Dzetawon	舍衛 祇樹給孤独園	?
15	Kapilavatthu	Kapilawastu Nigrodha 園	Kapilawot Nigranda 園	迦維羅衛国 釈種村中	?
16	Ājavī	Alow 市	Alawee	迦維羅衛国	?
17	Rājagaha	Weluwana wihāra	Radzagio Weloowon	羅閱城	?
18	Cāliyapabbata	Weluwana wihāra	Tsalia	羅閱城	?
19	Rājagaha	Weluwana wihāra	Radzagio Weloowon	柘梨山中	?
20	Rājagaha	以後 6 年間 Migāramātu 堂	Thawattie Dzetawon	羅閱城	?
21	以降常に Jetavana または Pubbārāma	Migāramātu 堂	以降 23 回 (21~43) 多くは Dzetawon 多少は Weloowon	柘梨山中	?
22	Jetavana または Pubbārāma	Migāramātu 堂	多くは Dzetawon 多少は Weloowon	四夏坐 (22~25) 鬼神界	?
23	Jetavana または Pubbārāma	Migāramātu 堂	多くは Dzetawon 多少は Weloowon	鬼神界	?
24	Jetavana または Pubbārāma	Migāramātu 堂	多くは Dzetawon 多少は Weloowon	鬼神界	?
25	Jetavana または Pubbārāma	Migāramātu 堂	多くは Dzetawon 多少は Weloowon	鬼神界	?
26	Jetavana または Pubbārāma	?	多くは Dzetawon 多少は Weloowon	十九年間 (26~ 44) 舍衛国	?
27 43	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	?

44	Jetavana または Pubbārāma	?	Dzetawon	舎衛国	?
45	(言及なし)	(言及なし)	Weluwa	跋祇境界 毘将村	(言及なし)

[5-2] 回数のみを示す雨安居地伝承

	AN.注 Bv.注	Dhamma- pada.注	Bigandet	僧伽羅利	八大靈塔	Bu ston
Bārāṇasī	1		1	1 波羅奈國	1 鹿野苑	1 chos bskor gnas
Rājagaha	6		5 (+)	6 靈鷲頂山 3 羅閱城 3	5 王舎城	5 rgyal po'i khab kyi grong
Vesāli	1		1	1 脾舒離	1 廣嚴城	1 yangs pa can
Maṅkula 山	1		1	1 摩拘羅山 (白善)	1 摩拘梨	1 sa dkar can
三十三天	1		1	1 三十三天	1 切利天	1 lha yi gnas
Suṃsumāra- gira Bhesakaḷā 林	1		1	7 鬼神界?	1 尸輪那? 4 毘沙林?	1 byis pa gsod 4 sman gyi nags?
Kosambī	1		1	1 拘苦毘国	1 橋睺彌	1 kau śaṃ bhi
Pārileyyaka	1		1	1 枝提山中	1 寶塔山頂	1 mchod rten ri
Nālā バラモン村	1		1			
Verañjā	1		1		1 吠蘭帝	1 sgrar bcas?
Cāliya 山	2		2	2 柘梨山	2 惹里巖	2 'bar ba'i phug gi gnas?
舎衛城	25	25 (19 祇園) (6 東園)	26 (-)	20 舎衛国	23 舎衛	23 mnyan yod
Kapilavatthu	1	1	1	2 迦維羅衛國	1 淨飯王都 迦毘城	1 ser skya'i gnas kyi grong khyer
Ālavī	1		1		1 大野	1 'brog
Beluva 村	(1)		1	1 跋祇境界 毘将村	1 尾努聚落	1 'od ma'i grong
対応不明				1 摩伽陀 閑居処		
合計	44 (45)		45	45	45	45

[5-3] 前表 [5-1] で “Manorathapūraṇī”、“Madhuratthavilāsini”、Bigandet、
『僧伽羅刹所集経』の4本が一致するのは以下のものである。

第1年	バーラーナシー
第2～4年	王舎城
第5年	ヴェーサーリー
第6年	マンクラ山
第7年	三十三天
第8年	コーサンビー
第14年	祇園精舎
第15年	カピラ城
第17年	王舎城
第26～44年	舎衛城
第45年	(バールヴァ村) (1)

(1) パーリの雨安居地伝承ではバールヴァ村が言及されないが、DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’
(vol. II p.098) の記述は当然踏まえていたであろう。

【2】原始仏教聖典に記された雨安居地

[0] 次に原始仏教聖典中の釈尊が雨安居を過ごされたとする資料を調査し紹介する。素直に考えれば、前節で紹介した雨安居地伝承は原始仏教聖典を拠り所としていると予想され、それを確認することはこの伝承の信頼度を推し量る第1の指標になるはずである。

ここには釈尊がその地で雨安居を過ごされたと明示するものはもちろん、以下に示すような釈尊がその地で雨安居されたことを推測させるものも含めた。これは雨安居と遊行に関する我々の考えに則ったもので、その詳細は「モノグラフ」第7号に掲載する予定の森章司執筆にかかる別の論考「原始仏教時代における遊行と雨安居」を参照されたい。

- ①弟子たちが雨安居を終えて某処におられる釈尊に会いに来たという言う場合
- ②弟子たちが雨安居に入るために某処におられる釈尊に会いに来たという場合
- ③釈尊が某処におられた時、仏弟子の某が某処で雨安居したという場合
- ④釈尊が某処におられた時、仏弟子らが作衣を行っていたという場合
- ⑤釈尊が3ヶ月乃至4ヶ月間某処に留まっておられたという場合
- ⑥釈尊がAにおられた時に、某が釈尊にBにおいて雨安居されるよう要請して受諾される場合、Bの資料として扱う。
- ⑦自恣の時であることが示されているもの
- ⑧四月薬に関するもの（四月薬の自恣請は必ずしも雨期に限られるものではないが、一応含めた。） (1)

ただしある経典に釈尊の雨安居記事があっても、その経典の対応経典には雨安居について言及がなかったり雨安居の場所を異にすることは少なくない。その場合その雨安居の記事は信憑性が低いと言わざるを得ない。しかし原始聖典中の雨安居の記事を対応経典も含めて調

査することは後にし、今は信憑性のあるなしにかかわらず全てをリスト・アップする。

便宜上釈尊が雨安居を過ごされた都市あるいは村のパーリ語表記のアルファベット順に示す。また掲載したパーリの原文は重要な箇所だけであり、記事の内容を紹介する説明はそれよりも多く情報を含んでいて対応する訳文ではないことをお断りしておく。紹介順は以下の通りである。

- [1] Aṅga国 Campā市 Gaggarā蓮池
- [2] Bhagga国 Suṃsumāragira邑 Bhesakaḷāvana (林) Migadāya (鹿園)
- [3] Kāsi国
- [3-1] Kāsi国 Bārāṇasī市
- [3-2] Kāsi国とのみあるもの
- [4] Kosala国
- [4-1] Kosala国 Sāvattī市 Jetavana林 AnāthapiṇḍikaのĀrāma (祇園精舎)
- [4-2] Kosala国 Sāvattī市 Pubbārāma Migāramātupāsāda (東園鹿子母講堂)
- [4-3] Sāvattīとのみあるもの
- [4-4] Kosala国 Icchānaṅgala村
- [4-5] Kosala国とのみあるもの
- [5] Magadha国
- [5-1] Magadha国 Andhakavindha邑
- [5-2] Magadha国 Rājagaha市 Gijjhakūṭa山
- [5-3] Magadha国 Rājagaha市 Laṭṭhivanuyyāna Supatiṭṭha cetiya (杖林山中靈塔之処)
- [5-4] Magadha国 Rājagaha市 Veḷuvana Kalandakanivāpa精舎
- [5-5] Rājagahaとのみあるもの
- [5-6] Magadha国 Uruvelā Senā-nigama村
- [6] Malla国
- [6-1] Malla国 Anupiyā邑
- [6-2] Malla国 Pāvā邑
- [7] Pārileyyaka林
- [8] Sakka (釈迦族)
- [8-1] Sakka (釈迦族) Cātumā町 Āmalakivana (林)
- [8-2] Sakka (釈迦族) Devadaha町
- [8-3] Sakka (釈迦族) Kapilavatthu市 Nigrodhārāma (園)
- [8-4] Sakka (釈迦族) Medāḷupa または Medaḷumpa邑 (彌城留利邑)
- [8-5] Sakka (釈迦族) Sāmagāma
- [8-6] Sakka (釈迦族) VedhaññaのAmbavana
- [9] Tāvatiṃsabhavana (三十三天)
- [10] Vajji国
- [10-1] Vajji国 Vesālī市
- [10-2] Vajji国 Beluvagāmaka (村)

[11] Vamsa国 Kosambī

[12] Verañjā市

[13] Videha国

なお個々の項目において資料は以下の順序で配列されている。これも便宜的なものである。

パーリ聖典資料

DN.

MN.

SN.

AN.

KN.

Vinaya

漢訳聖典資料

長阿含

中阿含

雜阿含

別訳雜阿含

增一阿含

四分律

五分律

十誦律

僧祇律

根本有部律

- (1) 病気の比丘は信者に菓を請うことが許されているが、無病の比丘はそうではない。ただし自恣請された場合には無病比丘でも請うてよい。これは一般的には雨期の4ヶ月であるが、『僧祇律』(大正22 p.385下)には「四月者。或夏四月。或冬四月。或春四月」として、雨期(夏)以外に冬と春の自恣請も挙げられている。それ故、特に言及がなければ四月菓の自恣請が話題になっけていても、必ずしもそれが雨期のことであるとは限定できない。cf. 平川彰『二百五十戒の研究Ⅲ』平川彰著作集第16巻 春秋社 1994年 pp.504~516.

[1] Aṅga国 Campā市 Gaggarā蓮池

- 1) 五分律「羯磨法」(大正22 p.161上); 佛在瞻波國住恒水邊。去王舍城不遠。一住處有一比丘。姓迦葉。作摩摩諦。……時有衆多知識比丘到彼住處。迦葉比丘出迎禮拜問訊。爲持衣鉢辦洗浴具設過中飲。明日供前後食亦施衣服。如是多日。客比丘共作議言。……我等寧可於此安居。作是議已即便共住。迦葉比丘後作是念。此客比丘疲極已息。知聚落處所。我不能復日日勸化供前後食。念已便止。客比丘恨之。復作是議。……我等當與作不見罪舉羯磨。議已便共舉之。迦葉比丘作是念。……世尊今在恒水邊。當往問之。……

[2] Bhagga国 Suṃsumāragira邑 Bhesakaḷā林 Migadāya

- 1) AN.008-003-030 ‘Anuruddha-s.’ (vol.IV p.228) ; ekam samayaṃ bhagavā bhaggesu viharati suṃsumāragire bhesakaḷāvane migadāye. tena kho pana samayena āyasmā anuruddho cetīsu viharati pācīnavaṃsadāye. atha kho bhagavā bhaggesu suṃsumāragire bhesakaḷāvane migadāye antarahito cetīsu pācīnavaṃsadāye āyasmato anuruddhassa sammukhe pāturahosi. (p.232) tena hi tvaṃ anuruddha āyatikam pi vassāvāsaṃ idh’ eva cetīsu pācīnavaṃsadāye vihareyyāsī ti. evaṃ bhante ti kho āyasmā anuruddho bhagavato paccassosi. atha kho bhagavā cetīsu pācīnavaṃsadāye antarahito bhaggesu suṃsumāragire bhesakaḷāvane migadāye pāturahosi

釈尊は、バツガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿園から、チエーティ (Ceti) 国にいるアヌルッダのもとに瞬時にやって来て、次の雨安居をチエーティ国のパーチーナヴァンサダーヤ (Pācīnavaṃsadāya) 林で過ごすように指示して、再びバツガ国に戻る。……

※ただしアヌルッダがチエーティ国で雨安居を過ごしている時に、釈尊がバツガ国で雨安居を過ごしていたか否かは明確でない。

- 2) 中阿含074「八念経」(大正01 p.540下) ; 我聞如是。一時佛遊婆奇瘦在鼉山怖林鹿野園中。爾時尊者阿那律陀。在枝提瘦水渚林中。……世尊。從婆奇瘦鼉山怖林鹿野園中忽沒不現。住枝提瘦水渚林中尊者阿那律陀前。是時世尊便從定覺。歎尊者阿那律陀曰。『善哉善哉。……阿那律陀。汝……然後於枝提瘦水渚林中受夏坐也。』……世尊。從枝提瘦水渚林中忽沒不見。住婆奇瘦鼉山怖林鹿野園中。……

※ただしアヌルッダ (阿那律) がチエーティ (枝提) 国で雨安居を過ごしている時に、釈尊がバツガ (婆奇) 国で雨安居を過ごしていたか否かは明確でない。

[3] Kāsi国

[3-1] Kāsi国 Bārāṇasī市

- 1) Vinaya ‘Mahākhandaḥka’ (vol.I p.022) ; (ヤサとその友人達を教化された後、比丘達が諸国から出家希望者を連れてきて比丘も出家希望者も疲労したのを御覧になって、比丘らが自ら各々の国で三帰戒にて具足戒を与えることを許されてから) 釈尊は、雨季を過ごされ (vassaṃ vuttho)、その時に魔が現れた。(それから、ウルヴェーラーに向かって遊行された。)
- 2) 十誦律「医薬法」(大正23 p.185下) ; 佛在波羅奈国。與大衆共夏安居。……

[3-2] Kāsiとのみあるもの

- 1) 十誦律「臥具法」(大正23 p.248上) ; 佛在迦尸国。與大比丘衆一處安居。……

[4] Kosala国

[4-1] Kosala国 Sāvattī市 Jetavana林 AnāthapiṇḍikaのĀrāma (祇園精舎)

- 1) MN.065 ‘Bhaddāli-s.’ (vol.I p.437) ; evam-me sutam. ekam samayaṃ bhagavā sāvattiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi. (p.438) atha kho āyasmā bhaddāli sabbantaṃ temāsaṃ

na bhagavato sammukhībhāvaṃ adāsi

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎に居られた。バツダーリ比丘は釈尊によって制定された一日一食の制に従わず、3ヶ月の間釈尊と会わないようにした。比丘らが釈尊の衣を作っていて、まもなく釈尊が遊行に出られる時になって、バツダーリは謝罪し許された。……

- 2) SN. 045-012 (vol.V p. 013) ; sāvatthi. icchāmāham bhikkhave temāsaṃ patisalliyitum. atha kho bhagavā tassa temāsassa accayena paṭisallāṇā vuṭṭhito bhikkhū āmantesi.

釈尊がサーヴァッティーで3ヶ月間独坐された。……

- 3) SN.055-006 (vol.V p.348) ; sāvatthi nidānaṃ. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammam karonti niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikam pakkamissatī ti.

釈尊はサーヴァッティーの祇園精舎におられた。その時多くの比丘が釈尊のために作衣していた。インダッタとプラーナという2人の大工が、近く3ヶ月が満了し釈尊が遊行に出られると聞いて釈尊に会う。……

- 4) SN.055-052 (vol.V p.405) ; ekam samayam bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena aññataro bhikkhu sāvatthiyaṃ vassaṃ vuttho kapilavatthum anuppatto hoti kenacid eva karaṇīyena.

釈尊はサーヴァッティーの祇園精舎におられた。ある比丘がサーヴァッティーで雨安居を終えてカピラヴァットゥにやってきて、カピラヴァットゥの釈迦族の人々がその比丘にサーヴァッティーにおられる釈尊、サーリプッタ、モッガッラーナ、比丘衆の安否を尋ねる。……

- 5) AN.005-006-055 (vol.III p.067) ; ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena sāvatthiyaṃ ubho mātāputtā vassāvāsaṃ upagamimṣu, bhikkhu ca bhikkhunī ca.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。サーヴァッティーで比丘尼である母と比丘である息子が雨安居の時に近親相姦を犯す。……

- 6) AN.009-002-011 (vol.IV p.373) ; evam me sutam. ekam samayaṃ bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. atha kho āyasmā sāriputto ... bhagavantaṃ etad avoca vuttho me bhante sāvatthiyaṃ vassāvāso, icchām' ahaṃ bhante janapadacārikaṃ pakkamitun ti.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。サーリプッタは釈尊に「サーヴァッティーでの雨安居を終えたので遊行に出たい」と暇を乞うた。……

- 7) AN.011-002-014 (vol.V p.334) ; ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme. tena kho pana samayena bhagavā sāvatthiyaṃ vassāvāsaṃ upagantukāmo hoti. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti. niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissatī ti.

釈尊は釈迦国・カピラヴァットウ・ニグローダ園におられた。釈尊はサーヴァッティーで雨安居に入ろうとしてサーヴァッティーに赴かれた。ナンディヤもそれを聞いてサーヴァッティーに行く。サーヴァッティーでナンディヤは、多くの比丘が釈尊の衣を作っているのので衣が整えば釈尊は3ヶ月の満了に遊行に出られると聞いて釈尊に会いに行く。……

- 8) Udāna 003-003 (p.024) ; *evam me sutam. ekaṃ samayaṃ bhagavā sāvattiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena yaso japamukhāni pañcamattāni bhikkhusatāni sāvattim anuppattāni honti bhagavantam dassanāya. gacchatha bhikkhave, vo paṇāmemi, na vo mama santike vattabban ti. te bhikkhū bhagavato paṭissutvā yena vajjī tena cārikam pakkamimsu, vajjisu anupubbena cārikaṃ caramānā vaggumudāya nadiyā tīre paṇṇakutiyo karitvā vassam upagacchimsu.*

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。ヤソージャをはじめとする500人の比丘は釈尊を拜するためサーヴァッティーにやってきて、釈尊によって追放されてヴァッジへ赴き、ヴァグムダー河畔で雨安居に入る。……

- 9) Udāna 005-006 (p.057) ; *evam me sutam. ekaṃ samayaṃ bhagavā sāvattiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena āyasmā mahākaccāno avantisu viharati kuraraghare pavatte pabbate. (p.058) atha kho āyasmato soṇassa vassam vutthassa evañ cetaso parivitakko udapādi sace maṃ upajjhāyo anujāneyya, gacchey' āham bhagavantam dassanāya*

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。ソーナ・クティカンナがアヴァンティのクララガラ・パヴァッタ山にいたマハーカッチャーナのもとで3年かかってようやく出家して、雨安居を終わってから釈尊のもとへ赴く。……

- 10) Vinaya 'Vassūpanāyikakkhandhaka' (vol. I p.139) ; *atha kho bhagavā rājagahe yathābhirantaṃ viharitvā yena sāvatti tena cārikam pakkāmi. tatra sudam bhagavā sāvattiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena kosalesu janapadesu udenena upāsakena saṅgham uddissa viharo kārapito hoti. so bhikkhūnam santike dūtam pāhesi, āgacchantu bhaddantā, icchāmi dānaṃ ca dātam dhammam ca sotum bhikkhū ca passitun ti. bhikkhū evam āhaṃsu: bhagavatā āvuso paññattaṃ na vassam upagantvā avasitvā cārikā pakkamitabbā' ti.*

釈尊はラージャガハに随意の間住してからサーヴァッティーに来て祇園精舎に住された。コーサラ国のウデーナという優婆塞が精舎を建立して使いを遣って僧伽を招待したが、比丘らは雨安居する間待つようにと応え、ウデーナが怒る。……

- 12) Vinaya 'Pavāraṇakkhandhaka' (vol. I p.157) ; *tena samayena buddho bhagavā sāvattiyam viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena bhikkhū kosalesu janapadesu aññatarasmim āvāse vassam upagacchimsu.*

釈尊が舎衛城・祇園精舎に住しておられた時、比丘たちはコーサラ国のある処で雨安居に入った。……

- 13) Vinaya ‘Cammakkhandhaka’ (vol. I p.194) ; (p.195) atha kho āyasmato soṇassa vassaṃ vutthassa rahogatassa paṭisallinassa evaṃ cetaso parivatakkō udapādi: gaccheyyāhaṃ taṃ bhagavantāṃ dassanāya (p.196) āyasmā soṇo anupubbena yena sāvattī jetavanaṃ anāthapiṇḍikassa ārāmo yena bhagavā ten’ upasaṃkamaṃ,

(マハーカッチャーナはアヴァンティ国のクララガラ・パパータ山にいた。優婆塞であったソーナ・クティカンナは受戒を希望したが、当時アヴァンティとダッキナーパタ(南路)には比丘が少なかったので10人の比丘がそろわず、3年間具足戒を授けることができなかった。) 雨安居を終え、独坐していたソーナに「……世尊に会いに行こう」という考えが生じた。……ソーナは……サーヴァッティー・祇園精舎の釈尊のもとへやってきた。……

- 14) Vinaya ‘Kaṭṭhinakkhandhaka’ (vol. I p.253) ; tena samayena buddho bhagavā sāvattīyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena tiṃsamattā pāṭheyyakā bhikkhū sāvattīyaṃ gacchantā bhagavantāṃ dassanāya upakaṭṭhāya vassūpanāyikāya nāsakkhimsu sāvattīyaṃ vassūpanāyikaṃ sambhāvetuṃ, antarā magge sākete vassaṃ upagacchimsu.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。パーテッヤ(Pāṭheyyaka)の比丘30人がサーヴァッティーにおいて釈尊のもとで雨安居しようと考えて、入雨安居が近づいていたが出発した。しかし、間に合わず途中のサーケータにおいて雨安居に入った。「あと6由旬先に釈尊がおられるのに」と嘆く。自恣を終って釈尊に会いに来る。……

- 15) Vinaya ‘Kammakkhandhaka’ (vol. II p.009) ; tena kho pana samayena assajipunabbasukā nāma kiṭṭāgirisimī āvāsikā honti alajjino pāpabhikkhū. te evarūpaṃ anācāraṃ ācaranti. (p.010) tena kho pana samayena aññataro bhikkhū kāsisu vassaṃ vuttho sāvattīyaṃ gacchanto bhagavantāṃ dassanāya yena kiṭṭāgiri tad avasari. (p.011) so bhikkhu anupubbena yena sāvattī jetavanaṃ anāthapiṇḍikassa ārāmo yena bhagavā ten’ upasaṃkamaṃ.....

アッサジとプナッパスの徒らがキターギリに住して数々の悪行を行っていた時、ある比丘がカーシで雨安居を過ごし終わって釈尊に会おうとサーヴァッティーに向かう途中でキターギリを通りかかり、これを知って釈尊に訴えた。……

- 16) Vinaya ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.154) ; atha kho anāthapiṇḍiko gahapati rājagahaṃ agamāsi kenacid eva karaṇīyena. (p.156) atha kho anāthapiṇḍiko gahapati yena sītavanaṃ ten’ upasaṃkamaṃ. (p.158) anāthapiṇḍiko gahapati bhagavantāṃ etad avoca: adhvāsetu me bhante bhagavā sāvattīyaṃ vassāvāsaṃ saddhīyaṃ bhikkhusaṃghenā ti.

所用でラージャガハに来ていたアナータピンディカ長者が、初めて「仏陀が世に出

た」ことを聞き、シータ林に釈尊を尋ねて法眼浄を得て優婆塞となる。アナータピンディカは釈尊にサーヴァッティーにおいて雨安居を受けられることを乞う。……

※ただし釈尊が雨安居されたという記事はない。

- 17) Vinaya ‘Nissaggiya 015’ (vol.III p.230) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. atha kho bhagavā bhikkhū āmantesi: icchāma’ ahaṃ bhikkhave temāsaṃ paṭisalliyitumaṃ n’ amhi kenaci upasamkamitabbo aññatra ekena piṇḍapātanihārakena ’ti. ……

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。釈尊は諸比丘に「3ヶ月静処に入るので、一送食比丘を除いて誰も私のところへ来ては行けない」と言われた。……

- 18) Vinaya ‘Nissaggiya 028’ (vol.III p. 260) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena aññataro mahāmatto pavāsaṃ gacchanta bhikkhūnaṃ santike dūtaṃ pāhesi: āgacchantu bhaddantā, vassāvāsikaṃ dassāmiti. ……

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。一大臣が遠地に行くにあたって比丘に安居施をなそうとして比丘を呼んだ。……

- 19) Vinaya ‘Nissaggiya 029’ (vol.III p.262) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena bhikkhū vutthavassā āraññakesu senāsanesu viharanti, kattikacorakā bhikkhū laddhalābhā’ti paripātentī. ……

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。その時諸比丘は雨安居に入って阿蘭若住処に住していた。秋賊が比丘は財を持っているとして襲った。……

- 20) Vinaya ‘Pācittiya 016’ (vol.IV p.042) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena chabbaggiyā bhikkhū varaseyyāyo palibuddhanti. therā bhikkhū vuṭṭhāpentī. atha kho chabbaggiyānaṃ bhikkhūnaṃ etad ahoṣi: kena nu kho mayaṃ upāyena idh’ eva vassaṃ vaseyyāma ’ti. ……

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。その時六群比丘は先回りして良い床を先取りしたが、後からやって来た長老に奪われた。六群比丘はどうしたらここで雨安居できるかと考えて、長老比丘の就寝場所に無理に割って入り窮屈ならば出ていけと言った。……

- 21) Vinaya ‘Pācittiya 017’ (vol.IV p.044) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena satarasavaggiyā bhikkhū aññataraṃ paccantimaṃ mahāvihāraṃ paṭisaṃkharonti idha mayaṃ vassaṃ vasissāma ’ti. ……

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。十七群比丘は雨安居に入るために精舎を修理していた……

- 22) Vinaya ‘Pācittiya 026’ (vol.IV p. 060) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena ā-

yasmā udāyi paṭṭho hoti cīvarakammaṃ kātuṃ.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。その時ウダーイ長老は作衣にとりかかっていた。……

- 23) Vinaya ‘(Bhikkhunī) Nissaggiya 002’ (vol.IV p.245) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassaṃ vutthā sāvatthiṃ agamaṃsu

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。衆多の比丘尼は村中の住処にて雨安居を終わりサーヴァッティーに到った。……

- 24) Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya 029’ (vol.IV p.286) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena vassaṃ vutthā bhikkhuniyo cīvaraṃ bhājetukāmā sannipatiṃsu.....

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。……その時雨安居を終えた比丘尼らが衣を分配しようとして集まった。……

- 25) Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya 035’ (vol.IV p.292) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena bhaddā kāpilānī sākete vassaṃ upagatā hoti.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。その時バッター・カーピラーニーはサーケータにおいて雨安居に入った。……

- 26) Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya 056’ (vol.IV p.313) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassaṃ vutthā sāvatthiṃ agamaṃsu.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。その時衆多の比丘尼は村里の住処にて雨安居を竟りサーヴァッティーに到った。……（無比丘の住所で雨安居に入った）

- 27) Vinaya ‘(Bhikkhunī) Pācittiya 057’ (vol.IV p.313) ; tena samayena buddho bhagavā sāvatthiyaṃ viharati jetavane anāthapiṇḍikassa ārāme. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhuniyo gāmakāvāse vassaṃ vutthā sāvatthiṃ agamaṃsu.

釈尊はサーヴァッティー・祇園精舎におられた。その時衆多の比丘尼は村里の住処にて雨安居を竟りサーヴァッティーに至った。……（比丘僧伽で自恣を行わなかった）

- 28) 中阿含024「師子吼経」（大正01 p.452中）；我聞如是。一時佛遊舍衛國。在勝林給孤獨園。爾時世尊與大比丘衆俱於舍衛國而受夏坐。尊者舍梨子亦遊舍衛國而受夏坐。於是尊者舍梨子舍衛國受夏坐訖。過三月已補治衣竟。攝衣持鉢往詣佛所。……

- 29) 中阿含166「釈中禪室尊経」（大正01 p.698下）；我聞如是。一時佛遊舍衛國。在勝林給孤獨園。爾時尊者盧夷強者遊於釋中在無事禪室。……（p.699上）於是尊者盧夷強者在釋中受夏坐訖。過三月已補治衣竟。攝衣持鉢往詣舍衛國。展轉進前至舍衛國。住勝林給孤獨園。爾時尊者盧夷強者往詣佛所。……

- 30) 中阿含194「跋陀和利經」(大正01 p.746中) ; 我聞如是。一時佛遊舍衛國。在勝林給孤獨園。與大比丘衆俱而受夏坐。……
- 31) 雜阿含482(大正02 p.122下) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。夏安居時。爾時給孤獨長者來詣佛所。……合掌白佛言。唯願世尊。與諸大衆。受我三月請衣被飲食應病湯藥。爾時世尊默然而許。……
- 32) 雜阿含815(大正02 p.209中) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。夏安居。爾時衆多上座聲聞。於世尊左右樹下窟中安居。……爾時世尊。十五日布薩時。……
- 33) 雜阿含857(大正02 p.218上) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。前三月夏安居竟有衆多比丘。集於食堂。爲佛縫衣。如來不久作衣竟。當著衣持鉢出精舍。人間遊行。時釋氏難提聞……
- 34) 雜阿含858(大正02 p.218中) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。前三月夏安居。時有釋氏難提。聞佛於舍衛國祇樹給孤獨園。前三月結夏安居。聞已作是念。……即到彼三月竟。時衆多比丘集於食堂。爲世尊縫衣。而作是言。如來不久作衣竟。著衣持鉢。人間遊行。時釋氏難提……
- 35) 雜阿含859(大正02 p.218下) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。前三月結夏安居。如前說。差別者。時有長者。名梨師達多及富蘭那。兄弟二人。聞衆多比丘集於食堂。爲世尊縫衣。如上難提修多羅廣說。佛說此經已。梨師達多長者及富蘭那。聞佛所說。歡喜隨喜。從座起。作禮而去
- 36) 雜阿含860(大正02 p.218下) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。前三月結夏安居竟。衆多比丘集於食堂。爲世尊縫衣。時有長者梨師達多。及富蘭那。兄弟二人。……
- 37) 雜阿含1331(大正02 p.367下) ; 如是我聞。一時佛住舍衛國祇樹給孤獨園。時有衆多比丘。於拘薩羅國人間遊行。住一林中夏安居。彼林中有天神住。知十五日諸比丘受歲。……
- 38) 增一阿含033-002(大正02 p.683上) ; …… (p.684中) 時尸婆羅復作是念。我今向在何處夏坐。令人不知吾處。復重作念。當在耆闍山東廣普山西於中夏坐。即將五百比丘在彼山中而受夏坐。……是時尊者尸婆羅便作是念。我今已夏坐訖。不見如來甚久。今可往親觀世尊。即將五百比丘往舍衛城。…… (p.684下) 是時尊者尸婆羅往詣祇洹精舍至世尊所。……
- 39) 增一阿含037-006(大正02 p.712下) ; 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時尊者舍利弗。往詣世尊所。頭面禮足在一面坐。爾時舍利弗白世尊言。我今以在舍衛城夏坐。意欲人間遊化。世尊告曰。今正是時。時舍利弗即從坐起。頭面禮足便退而去……
- 40) 增一阿含042-006(大正02 p.754上) ; 聞如是。一時尊者阿那律遊在四佛所居之處。……爾時世尊在舍衛城祇樹給孤獨園。是時王波斯匿請如來及比丘僧。夏坐九十日。… …
- 41) 增一阿含049-007(大正02 p.800中) ; 聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。… …爾時跋提婆羅白世尊言。我不堪任而一食。…… (p.801中) 爾時跋提婆羅。及經三

月不至世尊所。爾時阿難臨三月初。至跋提婆羅比丘所而告之曰。今諸衆僧皆補納衣裳。如是如來當人間遊行。今不往者後悔無益。是時阿難將跋提婆羅。至世尊所頭面禮足。

……

- 42) 四分律「捨墮006」(大正22 p.608下) ; 時有衆多比丘。在拘薩羅国夏安居竟。十五日自恣已。十六日執持衣鉢往世尊所。昼日熱不可行夜便行。失正道從邪道行。時值賊劫他大得財物還。於邪道相值。……諸比丘露形而去。至祇桓在門外立。……
- 43) 四分律「捨墮029」(大正22 p.632上) ; 爾時佛在舍衛国祇樹給孤独園。諸比丘夏安居訖。後迦提一月滿在阿蘭若處住。時多有賊劫奪比丘衣鉢坐具針筒什物。兼打撲諸比丘。……
- 44) 四分律「单提021」(大正22 p.647中) ; 爾時世尊在舍衛国祇樹給孤独園。與大比丘衆五百人俱。於中夏安居。……
- 45) 四分律「(比丘尼)单提094」(大正22 p.745下) ; 爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。時偷羅難陀比丘尼安居。……
- 46) 四分律「(比丘尼)单提095」(大正22 p.746上) ; 爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。時六群比丘尼。春夏冬一切時人間遊行。時遇暴雨河水汎漲。漂失衣鉢尼師檀針筒。踏殺生草。……
- 47) 四分律「(比丘尼)单提096」(大正22 p.746中) ; 爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。爾時舍衛諸居士。請讖摩比丘尼共立制度。我等共供養衆僧乃至安居竟。讖摩比丘尼安居竟。而彼即住不去。時諸居士皆譏嫌言。……
- 48) 四分律「(比丘尼)单提142」(大正22 p.765下) ; 爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。時諸比丘尼。聞世尊制戒聽比丘尼夏安居竟應往比丘僧中說三事自恣見聞疑。然此諸比丘尼。不往至大僧中說三事自恣見聞疑。……
- 49) 四分律「(比丘尼)单提143」(大正22 p.766中) ; 爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。時諸比丘尼。在無比丘處夏安居。……
- 50) 四分律「(比丘尼)单提 164」(大正22 p.773上) ; 爾時婆伽婆。在舍衛国祇樹給孤独園。時有比丘尼不夏安居。……
- 51) 四分律「安居捷度」(大正22 p.830中) ; 爾時佛在舍衛国祇樹給孤独園。時六群比丘。於一切時春夏冬人間遊行。時夏月天暴雨水大漲。漂失衣鉢坐具針筒。踏殺生草木。……
- 52) 四分律「自恣捷度」(大正22 p.835下) ; 爾時佛在舍衛国祇樹給孤独園。時有衆多比丘。在拘薩羅国。於異住處夏安居。……
- 53) 四分律「葉捷度」(大正22 p.877中) ; 爾時比丘在北方住安居已。形體枯燥顏色憔悴。至祇桓精舍詣佛所。……
- 54) 四分律「迦絺那衣捷度」(大正22 p.877下) ; 爾時世尊在舍衛国。時有衆多比丘。在拘薩羅国安居。十五日自恣竟。十六日往見世尊。……詣舍衛国世尊所。……有衆多比丘。在拘薩羅国異處夏安居竟。十五日自恣已。十六日便持衣鉢來見世尊。……有衆多糞掃衣比丘。在寒雪国異處夏安居。十五日自恣竟。十六日持所得新故衣。便往見世尊。……詣祇桓精舍到佛所。……有衆多持糞掃衣比丘。在寒雪国異處夏安居。十五日

自恣竟。十六日持新故衣。来見世尊。……

- 55) 四分律「房舎鍵度」(大正22 p.938中) ; 爾時世尊在王舎城。舎衛国有居士名須達多。常好給施孤窮乞兒。……(p.939上) 時給孤独食。即往迦蘭陀竹園中。……唯願世尊。與衆僧俱受我夏安居九十日請。佛言。我已受王瓶沙請。即復白言。願受来年請。佛言。我已受王瓶沙請。復白言。大德。願受後年請。佛報言。若有如是處。……

※この資料は釈尊が少なくとも2回連続で王舎城で雨安居される予定にあったことを示すと同時に、後年舎衛国で雨安居されることも示している。しかし釈尊が雨安居されたという記事なし。

- 56) 五分律「臥具法」(大正22 p.166下) ; 時舎衛城有長者名須達多。出三十萬金錢與王舎城人年年来債。長者常出一由旬迎以設大饌。不復得出。……問言。汝為婚姻節會為請王耶。答言。……佛出於世有大威德。其諸弟子亦皆如是。我今請之故設此供。所以不獲出相迎耳。須達多言。我亦聞有佛當出於世。……又問。今在何處。彼長者即偏露右肩。右膝着地右手指佛所在言。佛在彼處。須達多聞已歡喜踊躍。……即令夜明。須達多謂日已出。起趣城門。……須達多……遙見世尊……佛為説種種妙法乃至苦集盡道。即於座上得法眼淨。見法得果已受三歸五戒。白佛言。世尊。願佛及僧受我舎衛城夏安居。如是三請。佛皆默然。至第四請乃告之言。若住處無有憤鬧寂寞無聲。諸佛乃當於中安居。長者白佛。已解世尊。……

※ただし釈尊が祇園精舎に赴いて雨安居されるという記事はない。

- 57) 五分律「雜法」(大正22 p.171下) ; 有一比丘於德叉尸羅國夏安居竟。到舎衛祇洹至佛所。頭面禮足白佛言。……

- 58) 十誦律「尼薩耆003」(大正23 p.041上) ; 佛在舎衛國。與大比丘衆安居。爾時諸比丘多得布施衣畜。佛欲制諸比丘多畜衣故。語安居比丘。我欲制諸比丘多畜衣故。語安居比丘。我欲四月燕坐。令諸比丘不得來至我所。除一送食比丘及布薩。諸安居比丘受佛教。……爾時長老優波斯那。與多比丘衆五百人俱。皆阿練兒。……從橋薩羅遊行到舎衛國。時多比丘祇桓門間經行。……

- 59) 十誦律「衣法」(大正23 p.199上) ; 佛在橋薩羅。一住處與大比丘僧安居。是國中諸居士。見僧多家家與比丘僧衣。若別房衣亦後安居衣。佛後歲祇林中夏安居。是住處有兩老比丘安居。諸居士思惟。……

※「橋薩羅國」での雨安居と「祇林」での雨安居とは別の時のことである。

- 60) 十誦律「衣法」(大正23 p.201上) ; 佛在舎衛國。是時給孤独兒。字僧迦羅叉。頂結髮故。詣祇林中多設食供養僧。諸比丘大会千二百五十人。諸居士見大衆集。是中為僧故。布施諸衣現前僧分物。旧比丘言。是夏末月是中受一日成衣。是時布施夏安居僧分物。……

- 61) 十誦律「衣法」(大正23 p.201中) ; 佛在舎衛國。有阿羅漢比丘般涅槃。為是比丘故。詣祇林中多設食供養僧。諸比丘多會千二百五十人。諸居士見大衆集。是中為僧故。布施諸衣。現前僧分物。旧比丘言。夏末月是中受迦絺那衣。是衣施夏安居僧分。……

- 62) 十誦律「臥具法」(大正23 p.243下) ; 佛在王舎城。爾時舎衛國給孤独氏。有少因緣至王舎城。宿一居士舎。是居士請佛及僧明日食。故後夜起。……給孤独氏初聞佛名。……又問。佛今所在。答言。近在寒林。欲見隨意。給孤独氏至心欲見。夜現明相。即

從舍出至大勢神門。……爾時世尊。即於經行處坐。是居士頭面礼佛足却坐一面。佛為說法示教利喜。……世尊。我心樂佛法。知我尽寿作優婆塞。願世尊及僧。受我夏請住舍衛國。佛知故問居士。汝字何等。答言。我字須達。供給孤独故。国人称我。為給孤独氏。佛問須達。舍衛國有僧坊不。答言。未有世尊。佛言。若有僧坊住處。諸比丘可得來往。若無有者。諸比丘不得往來止頓。又言。願世尊但受我請。我能為辦僧坊。令諸比丘得來往止頓。……

※ただし、釈尊が雨安居されたという記事はない。

- 63) 僧祇律「尼薩耆波夜提029」(大正22 p.323上) ; 佛住舍衛城。爾時諸比丘阿練若處。夏安居。……復次佛住舍衛城祇洹精舍。沙祇國夏安居中衆僧有諍事起。如法滅。佛語優波離。汝往沙祇國與。衆僧如法滅此諍事。……
- 64) 僧祇律「單提026」(大正22 p.348中) ; 復次佛住舍衛城。毘舍離諸比丘夏安居訖。欲來禮觀世尊。諸比丘尼聞已即問比丘言諸大德欲往禮觀世尊。何日當發。諸比丘即語去日。女人長情計日即先往道次住。待諸比丘。諸比丘見已問言。姉妹欲何所至。答言。欲往祇洹禮觀世尊。……
- 65) 僧祇律「威儀法」(大正22 p.502下) ; 佛住舍衛城祇洹精舍。爾時諸比丘。春末月不修治房舍。如來五事利益故。……見房舍破壞不治。佛治而故問比丘。是何等房破壞不治。諸比丘答言。安居比丘自當治事。佛言。從今日後。安居時房舍應如是治。……
- ※これは雨安居に入る直前のことと思われる。
- 66) 僧祇律「威儀法」(大正22 p.503上) ; 佛住舍衛城祇洹精舍。爾時世尊五事利益故。五日一行諸比丘房。見房舍漏壞不治事雨潦……佛知而故問。比丘。是何等房。不知漏壞如是。乃至佛言。從今日後。夏安居中應如是治房舍床褥。……
- 67) 僧祇律「(比丘尼)波逸提135」(大正22 p.542中) ; 佛住舍衛城。爾時比丘尼。舍衛城安居竟。來詣比舍離。往到跋陀羅比丘尼親里家。其家人問何處安居。答言。舍衛城。問。舍衛城何似好不。比丘尼言。祇洹樹林華果茂盛池水清涼。精舍如是。世尊住處如是。……
- 68) 根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.643上) ; 佛在室羅伐城給孤独園。於此城中有一苾芻。……遊行人間至王舍城。三月安居竟。欲求商旅往室羅伐城礼世尊足。……
- 69) 根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.644上) ; 佛在室羅伐城給孤独園。時有苾芻在王舍城。夏三月安居竟未及分衣。欲向室羅伐城礼世尊足。……
- 70) 根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.649中) ; 佛在室羅伐城逝多林給孤独園。是時具寿大目乾連。於日初分執持衣鉢入室羅伐城。次第乞食至給孤独長者宅。是時長者教其兒子。誦誦外典声明雜論。……時彼長者於日日中。與其童子瓔珞嚴身。并諸侍從往給園中聖者目連處受學佛法。然其國內於秋初時。常有迦栗底迦賊。當諸苾芻夏安居竟。時諸秋賊共相議曰……
- 71) 根本有部律「波羅市迦003」(大正23 p.666上) ; 佛在室羅伐城給孤独園。去此不遠有一聚落。彼有長者。……彼為僧伽造一住處。……此住處請六十苾芻夏安居竟。作隨意事已任緣而去。……

- 72) 根本有部律「泥薩祇波逸底迦004」(大正23 p.716上) ; (菩薩の降兜卒から釈尊が帰郷して釈迦族を教化するまでの仏伝に続いて) (p.720下) 時五百釈子苾芻極招利養。爾時世尊便作是念。此諸釈子本為解脫而求出家。今捨少欲耽着財利。世尊欲令絕利養故。即便旋往室羅伐城。在逝多林如昔安住。……(p.721上) 時有摩訶羅苾芻。從室羅伐城夏安居已來至王城。時鄢陀夷於竹林精舍外近大道邊瞻望而住。遂遙見彼老苾芻來。……遂將入寺問言。爾從何來。報言。從室羅伐來。……汝摩訶羅既從彼來。得知世尊少病少惱起居輕利安樂行不。在室羅伐為夏安居。彼便報言。世尊無病安樂在彼安居。……
- 73) 根本有部律「泥薩祇波逸底迦005」(大正23 p.722中) ; 爾時世尊在室羅伐城逝多林中。如佛所說。……爾時世尊告諸苾芻曰。汝等當知。我欲於此夏安居。三月之內宴默而住。勿令苾芻輒來見我。除一苾芻為我請食者。除長淨日。……
- 74) 根本有部律「泥薩祇波逸底迦029」(大正23 p.755上) ; 爾時薄伽梵在室羅伐城逝多林給孤獨園。去斯不遠有一聚落。彼有長者……彼為僧伽造一住處。……於此住處請六十苾芻。夏安居已隨意而去。……是時復有六十苾芻人間遊行。屆斯聚落……是時長者手執香鑪。於上座前白大眾曰。……願見哀愍於此夏安居。諸苾芻告長者曰。法主世尊今現在室羅伐城。……
- 75) 根本有部律「波逸底迦021」(大正23 p.792上) ; 爾時佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。佛於此處為夏安居。與五千苾芻俱。有耆宿苾芻尼。亦在此王園寺而作安居。……
- 76) 根本有部律「波逸底迦026」(大正23 p.806上) ; 佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。……佛在給孤獨園。有眾多苾芻尼在王舍城。於王園寺三月安居。夏既終已欲詣給園禮世尊足出求商旅。……
- 77) 根本有部律「波逸底迦052」(大正23 p.835上) ; 佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。時此城中有諸商人。往詣佛所禮雙足已。次至阿難陀處問曰。世尊夏了欲向何處。阿難陀具答。廣說如前。觀其先兆欲向王舍城。……
- 78) 根本有部律「波逸底迦071」(大正23 p.852下) ; 佛在室羅伐城逝多林給孤獨園。有一苾芻。於王舍城竹林中住。為夏安居。時彼苾芻夏了作衣竟。欲往室羅伐城禮世尊足。……
- 79) 根本有部律「波逸底迦082」(大正23 p.882上) ; (p.882中) ……是時南方有五百隱逸遁俗之賓。故弊充衣少欲為務。遠涉艱險欲向憍閃毘國。……時五百人見斯事已更相告曰。由持戒故報得生天。我等亦應詣給孤獨長者處。受褒灑陀八支淨戒。彼行漸次至妙音長者所設義堂。……妙音告曰。仁等可於此住待三月夏終。我當共去。答曰如是。至夏終已。妙音長者與五百人至給孤獨長者處。慰問訖具陳其事。時彼長者將此諸人往詣佛所。俱禮佛足在一面坐。……
- 80) 根本有部律「波逸底迦089」(大正23 p.896上) ; 佛在室羅伐城給孤獨園。三月夏安居時。毘舍佉鹿子母往詣佛所。……
- 81) 根本有部律「出家事」(大正23 p.1031上) ; 佛在室羅伐城。逝多林。給孤獨園。時具壽近軍苾芻。遊行人間。三月坐雨安居已。度一弟子。與彼漸行。至室羅伐城。爾時具壽近軍洗足已。往詣佛所。……

- 82) 根本有部律「安居事」(大正23 p.1041上) ; 佛在室羅伐城逝多林給孤独園。爾時世尊與諸苾芻。於此住處。三月雨安居。時有衆多苾芻。於其夏中。遂向餘處。人間遊行。……
- 83) 根本有部律「羯恥那衣事」(大正24 p.097中) ; 爾時佛在室羅筏城。逝多林給孤独園。時有衆多苾芻。在自来城。三月坐雨安居已。各持衣鉢。詣世尊所。路逢泥雨。… …
- 84) 根本有部律「皮革事」(大正24 p.1048下) ; 爾時薄伽梵在室羅筏城逝多林給孤独園。……(p.1052上) 具壽聖者迦多演那弟子。及諸苾芻等。在於餘處三月安居。安居既竟洗浣衣訖。着衣持鉢漸漸遊行。往婆索婆村。方滿十衆。時聖者迦多演那。即與億耳近円。……時諸苾芻等。往聖者迦多演那所白言。大德比住此間。供養聖者。所有事法悉皆作了。今欲礼觀大師世尊。聖者報言。善哉隨去。既蒙許已。嚴持衣鉢。往室羅筏城。……是時億耳一心專念。既辭師已。……隨路而去。經諸村落。方達彼城至逝多林。……

[4-2] Kosala国 Sāvattihī市 Pubbārāma Migāramātupāsāda (東園鹿子母講堂)

- 1) SN.008-007 (vol. I p.190) ; ekaṃ samayaṃ bhagavā sāvattihīyaṃ viharati pubbārāme migāra-mātu-pāsāde mahatā bhikkhu-saṅghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi sabbeva arahantehi. tena kho pana samayena bhagavā tad-ahuposathe pannarase pavāraṇāya bhikkhusaṅghaparivuto ajjhokāse nisinno hoti. ……

釈尊はサーヴァッティイー・東園鹿子母講堂に500人の比丘たちとともにおられた。15日の布薩の日に自恣のために比丘衆に囲まれて露地において坐られた。……

- 2) 増一阿含032-005 (大正02 p.676中) ; 聞如是。一時佛在舍衛國東苑鹿母園中。與大比丘衆五百人俱。是時世尊七月十五日於露野地敷座。比丘僧前後圍遶。……

[4-3] Sāvattihīとのみあるもの

- 1) 五分律「捨墮001」(大正22 p.023上) ; 爾時波利邑諸比丘。來舍衛城欲後安居。時到不及。便於娑鞞陀邑結坐安居訖。十六日便進佛所。……
- 2) 五分律「捨墮002」(大正22 p.023下) ; 佛在舍衛城。爾時十七群比丘。安居竟欲遊行。……
- 3) 五分律「捨墮016」(大正22 p.031下) ; 佛在舍衛城。爾時有八月賊。……
- 4) 五分律「捨墮018」(大正22 p.033中) ; 佛在舍衛城。爾時六群比丘到估客村。估客言。長老住此安居。我等行還當施安居物。六群比丘言。欲令我住便可施我。我安居中作衣。安居竟著問訊佛。……爾時波斯匿王邊境有賊。違乙師達多富蘭那往討伐之。二人共議。我等今行或能沒命。當共出物供養比丘。即持財物詣比丘所語言。……諸比丘作是念。世尊不聽我等安居內受安居施。不知云何。以是白佛。……
- 5) 五分律「墮066」(大正22 p.063中) ; 佛在舍衛城。爾時拘薩羅摩竭二國互相抄掠。二國中間道路斷絕。王舍城比丘安居竟。作是念。我今正當與賊同伴。乃得自致問訊世尊。……
- 6) 五分律「安居法」(大正22 p.129上) ; 佛在舍衛城。爾時諸比丘春夏冬一切時遊行。殺虫草擔衣物重疲弊道路。諸居士見譏訶言。……諸長老比丘聞種種訶責。以是白佛。

- 佛以是事集比丘僧。……不應一切時遊行。犯者突吉羅。從今聽夏結安居。……
- 7) 五分律「自恣法」(大正22 p.130下) ; 佛在舍衛城。爾時衆多比丘住一處安居。共議言。我等若共語者。或致增減。當共立制。勿復有言。……安居既竟。諸佛常法。歲二大會。往到佛所頭面禮足却坐一面。……
 - 8) 五分律「迦絺那衣法」(大正22 p.153上) ; 佛在舍衛城。……復有波利邑衆所知識比丘。來舍衛城後安居揆一宿不至於娑竭陀安居。安居竟十六日擔重衣冒泥雨至佛所頭面禮足却住一面。……
 - 9) 十誦律「尼薩耆027」(大正23 p.057中) ; 佛在舍衛國。爾時舍衛估客遊諸聚落。……諸比丘夏初月。分是物去。餘處安居。……佛以是事集比丘僧。佛以種種因緣呵責。云何名比丘。夏初月分安居物。佛爾時但呵責未結戒
(p.057下) 佛又在舍衛國。……(p.058中) 闍將即往佛所。……白佛言。世尊。受我等請舍衛國夏安居。憐愍故佛默然受之。……
 - 10) 十誦律「尼薩耆030」(大正23 p.060下) ; 佛在舍衛國。與大比丘僧安居。爾時長老畢陵伽婆蹉。王舍城安居。……
 - 11) 十誦律「波夜提016」(大正23 p.078中) ; 佛在舍衛國。爾時長老耶舍。與五百眷屬俱。來向舍衛國欲安居。時諸比丘皆作安居先事。謂塞壁孔罅。……
 - 12) 十誦律「受具足戒法」(大正23 p.148下) ; 佛在舍衛國。爾時長老優波斯那婆檀提子。一歲授共住弟子具足和尚一歲弟子無歲共往。憍薩羅國一處夏安居。……是時長老優波斯那。是中住處夏安居。自恣竟作衣已持衣鉢。自身二歲弟子一歲。共遊行往舍衛國。到佛所頭面禮佛足一面坐。……
 - 13) 十誦律「受具足戒法」(大正23 p.152下) ; 佛在舍衛國。爾時諸比丘尼。從憍薩羅遊行向舍衛國。薩羅林中有賊破法。劫奪比丘尼作毀辱事。諸城國邑惡名流布。若王力若聚落力。圍捕盡得諸賊。唯有一賊逃走。至婆岐陀國。到比丘所。語諸比丘言。大德。與我出家。諸比丘不思與出家。……諸比丘。從婆祇國自恣作衣竟。持衣鉢欲遊行至舍衛國。……
 - 14) 十誦律「自恣法」(大正23 p.165上) ; 佛在舍衛國。諸比丘夏安居時。先作如是制限。長老。我等不共語言不相問訊。是諸比丘作是制已。一處夏安居。……
 - 15) 十誦律「自恣法」(大正23 p.166中) ; 佛在舍衛國。是中佛語諸比丘。是夜多過自恣時到。一比丘從坐起偏袒着衣長跪合掌白佛言。世尊。諸比丘病不來。佛言。應取自恣。……
 - 16) 十誦律「自恣法」(大正23 p.171上) ; 佛在舍衛國。佛語諸比丘。從今聽一說自恣二說自恣。我前已聽三說自恣。……
 - 17) 十誦律「安居法」(大正23 p.173下) ; 佛在舍衛國。爾時迦夷國土有聚落。名象力。是有居士。字憂田。大富田業殷實寶物豐足。歸依佛歸依法歸依僧。見諦得道果。為僧興立僧坊。遣使言。是中多有好飲食及諸衣施。長老來受我飲食供養。僧坊臥具施四方僧。時諸比丘遣使還報居士言。佛為比丘結戒。夏中不應遊行諸國。汝莫愁惱以為憂苦。……
 - 18) 十誦律「皮革法」(大正23 p.178上) ; 佛在舍衛城。……(p.181上) 長老迦旃延。

即與億耳出家。是時阿濕摩伽阿槃地国土。少比丘十衆難得。是沙彌夏安居過自恣竟。長老迦旃延共住弟子近住弟子。諸方來見師問訊。爾時比丘滿十衆。是時與億耳受具足戒。時諸比丘欲遊行東方國。到佛所見佛供養。億耳問諸比丘。長老那去。諸人言。欲至舍衛國見佛世尊親近禮拜。……億耳向長老迦旃延所。……我今安居竟。欲遊行東方國土見佛世尊親近禮拜。願聽我去。迦旃延言。欲往隨意。……

- 19) 十誦律「皮革法」(大正23 p.184中) ; 佛在舍衛國。自恣竟夏末月。與大比丘衆遊行諸國。……
- 20) 十誦律「醫藥法」(大正23 p.185上) ; 佛在舍衛國。共大衆夏安居。是時長老畢陵伽婆蹉。王舍城夏安居。……
- 21) 十誦律「衣法」(大正23 p.199上) ; 佛在舍衛國。跋難陀積子兩處安居。為布施故。諸比丘不知何處與衣分白佛。……佛在舍衛國。跋難陀積子。夏後月按行諸精舍。欲知何處安居比丘多得衣物。布施多處即往。……
- 22) 十誦律「迦絺那衣法」(大正23 p.206下) ; 佛在舍衛國。爾時諸比丘。於桑祇陀國安居。過三月自恣竟作衣畢。持衣鉢向舍衛國。……往詣佛所……
- 23) 十誦律「臥具法」(大正23 p.245中) ; 爾時佛次第到舍衛國。諸比丘欲安居。先作本事。泥塗壁孔及土埵。……
- 24) 十誦律「雜法」(大正23 p.288下) ; 佛在舍衛國。爾時長老耶舍。與五百比丘。從憍薩羅。來至舍衛國。欲安居。……
- 25) 十誦律「雜法」(大正23 p.296下) ; 佛在舍衛國。爾時自恣時。兩部僧和合。……
- 26) 十誦律「(比丘尼)波夜提149」(大正23 p.339中) ; 佛在舍衛國。爾時有比丘尼。名修闍多。……有一長者兒。名鬱多羅。旧相知識。共語共事。是兒住憍薩羅國鉢多羅聚落。是比丘尼為是兒故。離有比丘住處安居。……
- 27) 僧祇律「波羅夷004」(大正22 p.257下) ; 佛住舍衛城。廣說如上。爾時一聚落中有二衆安居。時一衆安居訖還舍衛城。問訊世尊頂禮佛足在一面坐。……
- 28) 僧祇律「尼薩耆波夜提002」(大正22 p.294上) ; 復次佛在舍衛城。安居訖詣王舍城。時有一比丘。王舍城中以信出家。於餘聚落安居訖。聞世尊安居訖詣王舍城。我今當往問訊世尊。并從佛去過看親里。……
- 29) 僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.321下) ; 佛住舍衛城。廣說如上。時六群比丘在一聚落夏安居。初安居時。晨朝著入聚落衣。捉紙筆入聚落中。……
- 30) 僧祇律「尼薩耆波夜提028」(大正22 p.322上) ; 復次佛住舍衛城。爾時波斯匿王大臣名彌尼利利。叛逆。王遣一大臣名仙人達多。往討伐之。此大臣臨欲行時。往到尊者阿難所。白言尊者。波斯匿王大臣叛逆。王今遣我往伐。方向強敵身命難保。我常年年安居竟。飯僧施衣。我今為官所使不得待。時欲先施衣得安隱。還者後當施食。尊者阿難。即以上事具白世尊。佛知而故問阿難。汝安居餘有幾日在。答言十日。……
- 31) 僧祇律「尼薩耆波夜提029」(大正22 p.323上) ; 佛住舍衛城。爾時諸比丘阿練若處。夏安居。……復次佛住舍衛城祇洹精舍。沙祇國夏安居中衆僧有諍事起。如法滅。佛語優波離。汝往沙祇國與。衆僧如法滅此諍事。……
- 32) 僧祇律「單提004」(大正22 p.328下) ; 憶念毘尼者。佛住王舍城。慈地比丘尼作

非梵行。遂便妊身到。……(p.329中) 世尊於中時不語比丘僧。唯將阿難。經過五通居士聚落。向舍衛城。……(p.330中) 爾時諸比丘尼作是念。今已四月十二日夏坐已逼。又世尊復勅當受五通居士語。思惟是已。即便受請夏安居。……諸比丘尼受自恣竟。我等當詣世尊。禮敬問訊。自說果證時。諸比丘尼向舍衛城。……

- 33) 僧祇律「单提031」(大正22 p.351中) ; 佛住舍衛城。廣說如上。時有比丘。在聚落中安居竟。來向舍衛城。欲禮觀世尊。……
- 34) 僧祇律「单提036、037」(大正22 p.359中) ; 佛住舍衛城。廣說如上。……爾時尊者跋陀利自佛言。世尊。我不堪一食。……爾時諸弟子盡。受世尊教。唯除跋陀利。跋陀利慚愧故。三月不到佛所。如跋陀利線經中廣說……
- 35) 僧祇律「单提041」(大正22 p.365上) ; 復次佛住舍衛城。廣說如上。爾時尊者難提金毘魯跋提在塔山安居竟。至舍衛城。禮觀世尊。……
- 36) 僧祇律「单提050」(大正22 p.372上) ; 復次佛住舍衛城安居竟。與諸比丘往憍薩羅國。……
- 37) 僧祇律「单提069」(大正22 p.381下) ; 佛住舍衛城。廣說如上。爾時尊者阿那律在塔山夏安居竟。還舍衛城禮觀問訊世尊。……
- 38) 僧祇律「单提072」(大正22 p.383下) ; 佛住舍衛城。廣說如上。爾時舍衛毘舍離二國有嫌。年年互相抄伐。……時舍衛比丘安居竟。欲詣毘舍離。……
- 39) 僧祇律「单提074」(大正22 p.385中) ; 佛住舍衛城廣說如上。爾時梨車摩訶男諸僧施藥。時六群比丘聞摩訶男請僧施藥。當試惱之。……
- ※ここで「藥」は四月藥である。
- 40) 僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.445中) ; 佛住舍衛城。廣說如上。爾時比丘安居中間。上座來隨次第取房。比丘運輦出房。……
- 41) 僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.450下) ; 佛住舍衛城。廣說如上。爾時諸比丘。雨時遊行多所踐害。爲世人所嫌。九十六種出家人尚知安居。如鳥隱巢而自守住。沙門釋子自稱善好而不安居。……
- 42) 僧祇律「雜誦跋渠法」(大正22 p.450下) ; 復次佛住舍衛城。爾時有比丘。依聚落雨安居。有檀越營僧事。……
- 43) 僧祇律「威儀法」(大正22 p.503中) ; 佛住舍衛城。爾時比丘阿練若處安居竟。不囑便去。後野火來燒房舍。諸比丘以是因緣往白世尊。佛言。比丘安居竟。房舍應如是治。云何治。若比丘在阿練若處安居竟。
- 44) 僧祇律「(比丘尼)僧殘004」(大正22 p.517下) ; 佛住舍衛城。比丘尼僧伽藍。外道尼住處。中隔牆崩。爾時偷蘭難陀比丘尼語。外道尼言。汝當補治。汝等無羞人徒衆來往裸形出入。我此衆善好有慚羞。見汝等結使增長。彼答言。今是雨時不可得作。須雨時過當作。比丘尼言。今當駛作不得待後。彼言。我不能作。……外道尼即作。晝成已夜雨便壞。如是夏三月作不能使成。……
- 45) 僧祇律「(比丘尼)波逸提118」(大正22 p.539中) ; 佛住舍衛城。爾時毘舍離比丘尼安居竟。欲向舍衛城禮拜世尊。……
- 46) 僧祇律「(比丘尼)波逸提134」(大正22 p.542中) ; 佛住舍衛城。爾時迦梨比丘

尼。安居中受僧床褥已而捨遊行。……

- 47) 僧祇律「(比丘尼)波逸提136」(大正22 p.542下)；佛住舍衛城。爾時偷蘭難陀語樹提言。此間安居。即往檀越家歎譽。樹提比丘尼賢善持戒汝當供養。於是樹提威儀庠序。舉動視瞻不失儀法。見已生歡喜心。乃至後嫌訶惱觸。……
- 48) 僧祇律「(比丘尼)波逸提137」(大正22 p.542下)；佛住舍衛城。爾時迦梨比丘尼。到欲安居時餘行去。受安居已還。房舍已分竟。……
- 49) 根本有部律「(比丘尼)波逸提101」(大正23 p.1003中)；緣処同前(室羅伐城)。時吐羅難陀苾芻尼。於室羅伐城為夏安居。未作随意便遊人間。……
- 50) 根本有部律「(比丘尼)波逸提102」(大正23 p.1003中)；緣処同前(室羅伐城)。時諸苾芻尼。夏安居竟欲遊人間。……
- 51) 根本有部律「(比丘尼)波逸提128」(大正23 p.1009上)；緣処同前(室羅伐城)。時吐羅難陀。與尼伴遊行至一聚落。此有長者……彼見尼衆遂前礼敬。告言。聖者。可於此住而作安居。……
- 52) 根本有部律「(比丘尼)波逸提129」(大正23 p.1009上)；緣処同前(室羅伐城)。時諸苾芻尼夏安居了。於十五日欲作随意事。……
- 53) 根本有部律「(比丘尼)波逸提146」(大正23 p.1012上)；緣処同前(室羅伐城)。時有衆多尼皆共同集。如世尊說。苾芻尼安居竟應遊行人間。……

[4-4] Kosala国 Icchānaṅgala村

- 1) SN. 054-011 (vol.V p.325)；*ekaṃ samayam bhagavā icchānaṅgale viharati icchānaṅgalavanasaṅḍe. tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi. icchāmaham bhikkhave temāsam paṭisalliyitum.*

釈尊がイッチャーナンガラで3ヶ月独坐された。……

[4-5] Kosala国とのみあるもの

- 1) 十誦律「衣法」(大正23 p.199上)；佛在憍薩羅。一住处與大比丘僧安居。是國中諸居士。見僧多家與比丘僧衣。若別房衣亦後安居衣。佛後歲祇林中夏安居。是住处有兩老比丘安居。諸居士思惟。……

※「憍薩羅国」での雨安居と「祇林」での雨安居とは、別の時のことである。

- 2) 十誦律「臥具法」(大正23 p.246上)；佛在憍薩羅。與大比丘衆俱一处安居。爾時祇洹中安居比丘少。……爾時憍薩羅国荒乱。以怖畏故。諸比丘多集一处安居結夏。…

[5] Magadha国

[5-1] Magadha国 Andhakavindha邑

- 1) 十誦律「医薬法」(大正23 p.190上)；佛在阿那伽賓頭國中夏住已。持衣鉢向毘耶離城。……

[5-2] Magadha国 Rājagaha市 Gijjhakūṭa山

- 1) Vinaya 'Pārājika 002' (vol.III p.041)；*tena samayena buddho bhagavā rājagaha viharati gijjhakūṭe pabbate. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū*

isigilipasse tiṇakuṭiyo karitvā vassaṃ upagacchimsu. atha kho te bhikkhū vassaṃ vutthā temāsaccayena tiṇakuṭiyo bhinditvā tiṇaṅ ca kaṭṭhaṅ ca paṭisāmetvā janapadacārikaṃ pakkamimsu, āyasmā pana dhaniyo kumbhakāraputto tatth' eva vassaṃ vasi tattha hemantaṃ tattha gimhaṃ.

釈尊はラージャガハ・ギッジャクータ山におられた。衆多の比丘はイシギリ山腹に草屋を作り雨安居に入った。比丘らは3ヶ月を経て草屋を壊して諸方に遊行に出たが、ダニヤ陶師子は雨期を過ごした後、冬も夏もそこにとどまっていた。……

[5-3] Magadha国 Rājagaha市 Laṭṭhivanuyyāna Supatiṭṭha cetiya (杖林山中靈塔之処)

- 1) 『仏説頻婆娑羅王經』 (大正01 p.825上) ; 如是我聞。一時佛在王舍城中。與大苾芻衆俱。……爾時世尊而起思念。我今可往杖林山中靈塔之處。作是念已。與苾芻衆俱往彼處。到彼處已安居其中。時摩伽陀國頻婆娑羅王。聞佛世尊與諸耆舊大阿羅漢數滿千人。住杖林山靈塔之處。時王思念欲往聽法。……

[5-4] Magadha国 Rājagaha市 Veḷuvana Kalandakanivāpa精舎

- 1) MN.024 'Rathavinīta-s.' (vol. I p.145) ; evam-me suttaṃ. ekaṃ samayaṃ bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. atha kho sambahulā jātibhūmakā bhikkhū jātibhūmiyaṃ vassaṃ vutthā yena bhagavā ten' upasaṅkamaṃsu,

釈尊が王舎城・竹林園におられた時、多くのその土地に生まれた比丘がその生地において雨安居を過ごしてから釈尊のところにやってきた。……

- 2) MN.077 'Mahāsakuludāyisutta' (vol. II p.001) ; evam me suttaṃ. ekaṃ samayaṃ bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. tena kho pana samayena sambahulā abhiññātā abhiññātā paribbājakā moranivāpe paribbājakārāme paṭivasanti, seyyathidaṃ: anugāro varadharo sakuludāyi ca paribbājako (p.003) ayam pi kho samaṇo gotamo so pi rājagahaṃ vassāvāsaṃ osaṭo.

釈尊は王舎城・竹林精舎におられた。……(サクルダーイが語ることばの中に、六師外道と釈尊が王舎城で雨期を過ごしたことへの言及がある。)

- 3) MN.097 'Dhānañjāni-s.' (vol. II p.184) ; evam me suttaṃ. ekaṃ samayaṃ bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. tena kho pana samayena āyasmā sārīputto dakkhiṇāgirismiṃ cārikaṃ carati mahatā bhikkhusaṃghena sad-dhiṃ. atha kho aññataro bhikkhu rājagahe vassaṃ vuttho yena dakkhiṇāgiriṃ yen' āyasmā sārīputto ten' upasaṅkami.

釈尊は王舎城・竹林園におられた。サーリプッタが大比丘衆とダッキナーギリにあった時に、王舎城で雨安居を過ごしたある比丘がやって来て舍利弗に会った。……

- 4) Vinaya 'Vassupanāyikakkhandhaka' (vol. I p.137) ; tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. tena kho pana samayena bhagavatā bhikkhūnaṃ vassāvāso apaññatto hoti.

釈尊はラージャガハの竹林精舎におられた。未だ雨安居を定めておられなかった。……(釈尊が雨安居を定める。)

- 5) Vinaya ‘Bhesajjakhandhaka’ (vol. I p.212) ; tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū kāsīsu vassaṃ vutthā rājagahaṃ gacchantā bhagavantaṃ dassanāya ...
...
多くの比丘がカーシで雨安居を住して、そこからラージャガハ・竹林精舎におられる釈尊に会いにやって来た。……
- 6) Vinaya ‘Saṃghādhisesa 006’ (vol. III p.144) ; tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. (p.145) atha kho āyasmā mahākassapo rājagahe vassaṃ vuttho yena ālavī tena pakkāmi. anupubbena yena ālavī tad avasari.
釈尊はラージャガハ・竹林精舎におられた。……マハーカッサパはラージャガハで雨安居を終えるとアーラヴィーにやってきた。……
- 7) Vinaya ‘Pācittiya 032’ (vol. IV p.073) ; (p.071) tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. (p.073) tena kho pana samayena disāsu vassaṃ vutthā bhikkhū rājagahaṃ āgacchanti bhagavantaṃ dassanāya.
釈尊はラージャガハ・竹林精舎におられた。……諸地において雨安居を終わった比丘達が、釈尊に会うためにラージャガハにやって来た。……
- 8) Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya 039’ (vol. IV p.296) ; tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. tena kho pana samayena bhikkhuniyo antovassaṃ cārikaṃ caranti.
釈尊がラージャガハの竹林精舎におられた時に、諸比丘尼が雨期中に遊行した。……
- 9) Vinaya ‘(Bhikkhuni) Pācittiya 040’ (vol. IV p.297) ; tena samayena buddho bhagavā rājagahe viharati veḷuvane kalandakanivāpe. tena kho pana samayena bhikkhuniyo tatth’ eva rājagahe vassaṃ vasanti tattha hemantaṃ tattha gimhaṃ. ...
...
釈尊がラージャガハの竹林精舎におられた時、諸比丘尼はラージャガハにて雨期を過ごし冬も夏もそこに住していた。……
- 10) 中阿含009「七車経」(大正01 p.429下) ; 我聞如是。一時佛遊王舍城在竹林精舍。與大比丘衆共受夏坐。尊者滿慈子。亦於生地受夏坐。是時生地諸比丘。受夏坐訖過三月已。補治衣竟攝衣持鉢。從生地出向王舍城。展轉進前至王舍城。住王舍城竹林精舍。是時生地諸比丘。詣世尊所。……
- 11) 中阿含027「梵志陀然経」(大正01 p.456上) ; 我聞如是。一時佛遊王舍城在竹林加蘭哆園。與大比丘衆俱。共受夏坐。爾時尊者舍梨子在舍衛國亦受夏坐。是時有一比丘。於王舍城受夏坐訖。……
- 12) 中阿含069「三十喩経」(大正01 p.518下) ; 我聞如是。一時佛遊王舍城在竹林加蘭哆園。與大比丘衆俱。共受夏坐。爾時世尊於十五日說從解脱時。……
- 13) 中阿含089「比丘請経」(大正01 p.571中) ; 我聞如是。一時佛遊王舍城在竹林迦

蘭哆園。與大比丘衆俱受夏坐。……

- 14) 中阿含121「請請經」(大正01 p.610上)；我聞如是。一時佛遊王舍城。在竹林加蘭哆園。與大比丘衆五百人俱共受夏坐。爾時世尊月十五日說從解脫相請請時。……
- 15) 中阿含207「箭毛經」(大正01 p.781中)；我聞如是一時佛遊王舍城。在竹林伽蘭哆園。與大比丘衆俱。千二百五十人而受夏坐。……
- 16) 雜阿含1212(大正02 p.330上)；如是我聞。一時佛住王舍城迦蘭陀竹園。夏安居與大比丘衆五百人俱。……爾時世尊。臨十五日月食受時。於大眾前敷座而坐。……
- 17) 雜阿含1340(大正02 p.369下)；如是我聞。一時佛住王舍城迦蘭陀竹園。時有尊者金剛子。住巴連弗邑一處林中。時巴連弗邑人民夏四月過作橋牟尼大會。時尊者金剛子聞世間大會。……
- 18) 別記雜阿含228(大正02 p.457上)；如是我聞。一時佛在王舍城迦蘭陀竹林。夏坐安居。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。……於七月十五日。自恣時到。……
- 19) 增一阿含026-009(大正02 p.639上)；聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與大比丘衆五百人俱。爾時世尊欲詣羅閱城夏坐。舍利弗亦欲詣羅閱城夏坐。千二百五十弟子。皆欲詣羅閱城夏坐。……爾時世尊將諸比丘舍利弗目犍連等。遊羅閱城迦蘭陀竹園。受夏坐已。……
- 20) 增一阿含034-005(大正02 p.694上)；聞如是。一時佛在舍衛國祇樹給孤獨園。爾時世尊與諸比丘五百人俱。……爾時頻毘娑羅王……聞法已白世尊言。唯願如來。當在羅閱城夏坐。……爾時世尊默然受頻毘娑羅王請。……爾時世尊出舍衛國。……至羅閱城迦蘭陀竹園所。……
- 21) 增一阿含039-010(大正02 p.733下)；聞如是。一時佛在羅閱城迦蘭陀竹園所。與大比丘衆五百人俱。滿願子亦將五百比丘遊本生處。爾時世尊於羅閱城九十日夏坐已。漸漸在人間遊化。來至舍衛城中祇樹給孤獨園。……
- 22) 四分律「房舍捷度」(大正22 p.938中)；爾時世尊在王舍城。舍衛國有居士名須達多。常好給施孤窮乞兒。……(p.939上)時給孤獨食。即往迦蘭陀竹園中。……唯願世尊。與衆僧俱受我夏安居九十日請。佛言。我已受王瓶沙請。即復白言。願受來年請。佛言。我已受王瓶沙請。復白言。大德。願受後年請。佛報言。若有如是處。……
- ※釈尊が少なくとも2回連続で王舍城で雨安居される予定にあったことに注意。
- 23) 僧祇律「尼薩耆波夜提002」(大正22 p.294上)；復次佛住王舍城迦蘭陀竹園精舍。長老舍利弗作是念。我今當爲饒益親里故往詣那羅聚落安居。……爾時尊者舍利弗於那羅聚落結安居。日日詣竹園精舍。禮世尊足。值天七日連雨。……
- 24) 根本有部律「波羅市迦002」(大正23 p.651上)；佛在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。……(p.652上)爾時王舍城内。於諸苾芻夏安居竟。常有迦栗底迦賊。……
- 25) 根本有部律「僧伽伐尸沙008」(大正23 p.691中)；爾時薄伽梵。在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。……(p.695上)時馬勝苾芻所有弟子門人。隨其意樂所學差別悉令受已。詣餘村坊城邑聚落而作安居。至八月十五日前安居滿。作衣已竟執持衣鉢。往波波城水蛭林所。……時実力子既蒙許去。……執持衣鉢詣王舍城。如前威儀洗手足已往詣佛所。……

26) 根本有部律「泥薩祇波逸底迦010」(大正23 p.733上) ; 佛在王舍城竹林園中。…
…

※行雨婆羅門が鄔波難陀に「坐夏了日我当奉施六十金錢」と約束している。

27) 根本有部律「波逸底迦044」(大正23 p.829中) ; 佛在王舍城羯蘭鐸迦池竹林園中。
……時此城内有諸商人。來詣佛所……復詣具壽阿難陀所。……時諸商人既聞法已。即
從坐起白言。大德。世尊於此夏安居了当向何處。……

28) 根本有部律「波逸底迦074」(大正23 p.855上) ; ……如是世尊制學處已。漸次遊
行至王舍城。住竹林園中至坐夏時。……

29) 根本有部律「波逸底迦082」(大正23 p.873中) ……如是世尊在王舍城竹林園中。
……(p.878b) 時具壽仙道夏安居竟。往詣佛所頭面礼足。……

30) 根本有部律「出家事」(大正23 p.1032上) ; 佛在王舍城。羯蘭鐸迦池。竹林園。
三月坐雨安居已。……

31) 仏説解夏經(大正01 p.861中) ; 如是我聞。一時佛在王舍城迦蘭陀竹林精舍。與五
百苾芻衆俱。……爾時世尊安居既滿。當解夏時。於十五日與苾芻衆敷座而坐。會衆坐
已。……

[5-5] Rājagahaとのみあるもの

1) Vinaya 'Mahākhandaḥka' (vol. I p.079) ; tena kho pana samayena bhagavā
tatth' eva rājagahe vassaṃ vasi, tattha hemantaṃ, tattha gimhaṃ. ……

その時釈尊はラージャガハで雨期も冬も夏も過ごされた。……

2) 四分律「受戒撻度」(大正22 p.805下) ; 爾時世尊。遊羅閱城。時鬱毘羅迦叶。將諸
徒衆捨家學道。刪若弟子將二百五十弟子捨家學道。羅閱城中有大富豪貴家子亦出家學
道。如此大衆等住羅閱城時諸大臣自相謂言。今諸外道出家學道。春秋冬夏人間遊行此
沙門穉子。聚住此間不餘處遊行。……

3) 五分律「受戒法」(大正22 p.116中) ; 爾時諸比丘長住王舍城。諸居士譏呵言。外道
尚知隨時移止。沙門釋子樂著一處四時不動與世人何異。諸比丘以是白佛。佛告阿難。
汝可宣語諸比丘。如來今當遊行南方。……

4) 十誦律「波羅夷002」(大正23 p.003中) ; 佛在王舍城。爾時衆多比丘共一處安居。
……

5) 十誦律「受具足戒法」(大正23 p.151上) ; 佛在王舍城。自恣竟欲二月南山國土遊行。
……

6) 十誦律「安居法」(大正23 p.173中) ; 佛在王舍城。諸比丘夏中遊行諸國土。……

7) 十誦律「衣法」(大正23 p.198中) ; 佛在王舍城。是時諸外道出家。夏安居竟自恣時。
諸外道居家弟子。布施衣物。……

8) 十誦律「衣法」(大正23 p.198下) ; 佛在王舍城。是時諸外道出家。夏安居竟自恣時。
諸居家弟子以諸物施。……

9) 十誦律「雜法」(大正23 p.285中) ; 佛在王舍城。爾時六群比丘。展轉與清淨與欲
與自恣與除罪。諸比丘不知云何。是事白佛。佛言。從今不得展轉與清淨與欲與自恣與
除罪。犯者突吉羅。

- 10) 十誦律「(比丘尼)波夜提095」(大正23 p.322中) ; 佛在王舍城。與多比丘僧。王舍城安居。……
- 11) 十誦律「(比丘尼)波夜提096」(大正23 p.322下) ; 佛在王舍城。自恣竟二月遊行他国。……
- 12) 十誦律「(比丘尼)波夜提150」(大正23 p.339中) ; 佛在王舍城。爾時助調達比丘尼。安居竟不二部僧中求三事自恣説見聞疑罪。……
- 13) 僧祇律「波羅夷001」(大正22 p.233上) ; 復次佛住王舍城。廣説如上。時諸比丘處處夏安居。安居已來詣王舍城禮拜問訊世尊。……

[5-6] Magadha国 Uruvelā Senā-nigama村

- 1) 增一阿含024-005「高幢品」(大正02 p.618上) ; …… (p.619中) 爾時世尊便往至優留毘村聚所。爾時連若河側有迦葉在彼止住。…… (p.620上) 爾時迦葉白世尊曰。大沙門。當受我九十日請。所須衣被飯食床臥具病瘦醫藥盡當供給。爾時世尊默然受迦葉請。……

[6] Malla国

[6-1] Malla国 Anupiyā邑

- 1) Vinaya ‘Saṃghabhedakkhandhaka’ (vol. II p.180) ; tena samayena buddho bhagavā anupiyāyaṃ viharati, anupiyaṃ nāma mallānaṃ nigamo. tena kho pana samayena abhiññātā-abhiññātā sakyakumārā bhagavantam pabbajitam anupabbajanti. …… (p.183) atha kho āyasmā bhaddiyo ten’ eva antaravassena tisso vijjā sacchākāsi, ……

釈尊はアヌピヤー国のアヌピヤーというマツラ族の村におられた。その時釈種の童子らが釈尊が出家されたのに従って出家した。……その雨安居中にバツディヤは三明を現証し、……

[6-2] Malla国 Pāvā邑

- 1) 五分律「食法」(大正22 p.151下) ; 佛之波旬邑。波旬諸力士聞佛欲至。即共議言。若不出迎罰金錢五百。皆與大小出迎世尊。頭面礼足却坐一面。佛為説種種妙法。示教利喜已。即請佛及僧夏安居。四月佛默然受諸力士知佛受已。……

[7] Pārileyyaka林

- 1) 僧祇律「单提041」(大正22 p.363中) ; ……爾時世尊從憍薩羅國。遊行到波利耶娑羅林賢樹下住。時五百群象遊行。象王恒在後。得濁水殘草厭患。群衆故亦復獨來。詣此樹下。象王既至樹下。見佛已即以鼻拔草踏地令平。以鼻盛水灑地掩塵。又取軟草敷以為座。屈膝請佛令坐。見佛坐已。即便請佛。三月供養。佛知象王意。即受其請。……佛住三月受象王供養。爾時五百比丘三月不見佛故。……

[8] Sakka (釈迦族)

[8-1] Sakka (釈迦族) Cātumā町 Āmalakivana (林)

- 1) 増一阿含045-002 (大正02 p.770下) ; 聞如是。一時佛在釋迦閻婆梨果園。與大比丘衆五百人俱。是時尊者舍利弗。尊者目乾連。於彼夏坐已。將五百比丘在人間遊化。漸漸來至釋迦村中。……

[8-2] Sakka (釈迦族) Devadaha町

- 1) 雜阿含108 (大正02 p.033中) ; 如是我聞。一時佛住釋氏天現聚落。爾時有西方衆多比丘。欲還西方安居。詣世尊所。……

※ただし釈尊がこの後に場所を移ってしまえばデーヴァダハで雨安居を過ごしたことになる。

[8-3] Sakka (釈迦族) Kapilavatthu市 Nigrodhārāma

- 1) MN.122 ‘Mahāsuññata-s.’ (vol.III p.109) ; *evam me sutam. ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme. atha kho bhagavā kapilavatthusmiṃ piṇḍāya caritvā pacchābhaṭṭam piṇḍapātaṭikkanto yena kāḷa-khemakassa sakkassa vihāro ten’ upasaṃkami divāvihārāya. (p.110) tena kho pana samayena āyasmā ānando sambahulehi bhikkhūhi saddhiṃ ghaṭṭāya-sakkassa vihāre cīvarakammaṃ karoti.*

釈尊は釈迦国・カピラヴァットウ・ニグローダ園におられた。釈尊は乞食を終え、食後に釈迦族のカーラケーマカ (Kāḷakhemaka) の精舎に行かれた。……その時アーナンダは多くの比丘と共に釈迦族のガターヤの精舎 (Ghaṭṭāya-Sakkassa vihāra) で作衣を行っていた。……

- 2) AN.011-002-012 (vol.V p.328) ; *ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissātī ti.*

釈尊は、釈迦国・カピラヴァットウ・ニグローダ園におられた。釈迦族のマハーナーマが、多くの比丘が釈尊の衣を作っているのので衣が整えば釈尊は3ヶ月の満了に遊行に出られると聞いて、釈尊に会いに行く。……

- 3) AN.011-002-013 (vol.V p.332) ; *ekam samayaṃ bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme. tena kho pana samayena mahānāmo sakko gilānā vuṭṭhito hoti aciravuṭṭhito gelaññā. tena kho pana samayena sambahulā bhikkhū bhagavato cīvarakammaṃ karonti niṭṭhitacīvaro bhagavā temāsaccayena cārikaṃ pakkamissātī ti.*

釈尊は釈迦国・カピラヴァットウ・ニグローダ園におられた。病み上がりの釈迦族のマハーナーマが、多くの比丘が釈尊の衣を作っているのので衣が整えば釈尊は3ヶ月の満了に遊行に出られると聞いて、釈尊に会いに行く。……

- 4) Vinaya ‘Pācittiya 047’ (vol.IV p.101) ; *tena samayena buddho bhagavā sakkesu viharati kapilavatthusmiṃ nigrodhārāme. tena kho pana samayena mahānāmassa sakkassa bhesajjaṃ ussannaṃ hoti. mahānāmo sakko bhagavantam etad avoca: icchāma’ahaṃ bhante saṃghaṃ cātumāsaṃ bhesajjena pavāretun ti.*

釈尊は釈迦国・カピラヴァットゥ・ニグローダ園におられた。その時釈迦族のマハーナーマに多量の葉があって、彼は4ヶ月間葉をもって僧衆を自恣請することを釈尊に願ひ出た。……

- 5) 中阿含116「瞿曇彌經」(大正01 p.605上) ; 我聞如是一時佛遊釋鞞瘦在迦維羅衛尼拘類樹園。與大比丘衆俱受夏坐。爾時瞿曇彌大愛往詣佛所。……
- 6) 中阿含191「大空經」(大正01 p.738上) ; 我聞如是。一時佛遊釋中迦維羅衛。在尼拘類園。…… 彼時世尊從加羅差摩釋精舍出。往詣加羅釋精舍。爾時尊者阿難與衆多比丘。在加羅釋精舍中集作衣業。……
- 7) 雜阿含932(大正02 p.238中) ; 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。時有衆多比丘集於食堂。爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞衆多比丘集於食堂。爲世尊縫衣。世尊不久三月安居訖。作衣竟。持衣鉢人間遊行。聞已往詣佛所。……
- 8) 雜阿含933(大正02 p.238下) ; 如是我聞。一時佛住迦毘羅衛國尼拘律園中。時有衆多比丘集於食堂。爲世尊縫衣。時釋氏摩訶男聞諸比丘集於食堂爲世尊縫衣。世尊不久安居訖作衣竟。持衣鉢人間遊行。聞已詣佛所。……
- 9) 別訳雜阿含157(大正02 p.433中) ; 爾時世尊。在迦毘羅衛國尼拘陀林。夏坐安居。爾時衆多比丘。於夏欲末。在講堂中。爲佛縫衣。諸比丘等。縫衣已訖。作是思惟。我等於今。縫衣已竟。當逐佛遊行。時釋摩男。……
- 10) 四分律「單提047」(大正22 p.668中) ; 爾時佛在釈翅搜迦維羅衛尼拘律園中。爾時摩訶男釈種。請衆僧供給葉。……
- 11) 五分律「墮062」(大正22 p.061中) ; 佛在拘薩羅國。與大比丘僧五百人俱。向迦維羅衛城。諸釋種聞佛從彼國來。共立制。若不出迎佛罰金錢五百。便各將大小出迎世尊。頭面禮足却住一面。佛爲說法示教利喜。共請佛及僧夏四月安居。世尊默然許之。……
- 12) 十誦律「波夜提074」(大正23 p.117下) ; 佛在釈氏國。爾時摩訶男釈。四月請佛及僧。所須葉一切自恣皆從我取。爾時六群比丘過夏四月不病。……
- 13) 根本有部律「波逸底迦074」(大正23 p.854中) ; 佛於釈迦処人間遊行。漸至劫比羅城在多根樹園。時釈迦大名知佛來至。便往佛所頂禮佛足在一面坐。……白言世尊。願佛及僧慈悲哀愍。受我三月飲食供養。并及一切所須之物。世尊默然而受。……
- 14) 根本有部律「波羅底提舍尼004」(大正23 p.900下) ; 佛在劫比羅伐率睹城多根樹園。於此夏安居。……

[8-4] Sakka (釈迦族) Medāḷupa または Medaḷumpa 邑 (彌城留利邑)

- 1) 雜阿含991(大正02 p.258上) ; 如是我聞。一時佛住釋氏彌城留利邑。夏安居。有餘比丘於舍衛國祇樹給孤獨園。夏安居。……

[8-5] Sakka (釈迦族) Sāmagāma

- 1) MN.104 'Sāmagāma-s.' (vol. II p.243) ; evaṃ me sutaṃ. ekaṃ samayaṃ bhagavā sakkesu viharati sāmagame. tena kho pana samayena nigaṇṭho nātaputto pavāyaṃ adhunā kālakato hoti. (p.244) atha kho cundo samaṇuddeso pavāyaṃ vassavuttho yena sāmagāmo yen' āyasmā ānando ten' upasaṃkami.

釈尊は釈迦族の村サーマゲーマにおられた。その頃パーヴァーでニガンタ・ナータプッタが死んでニガンタ派に争いが生じた。パーヴァーで雨安居を過ごしていたチュンダ沙弥がサーマゲーマに来て阿難に事件を伝え、それから2人して釈尊のところに行って事を伝えた。……

- 2) 中阿含196「周那経」(大正01 p.752下) ; 我聞如是。一時佛遊跋耆。在舍彌村。爾時沙彌周那於彼波和中而受夏坐。彼波和中有一尼媿。名曰親子。在彼命終。……於是沙彌周那受夏坐訖。過三月已補治衣竟。攝衣持鉢往舍彌村。住舍彌村北尸攝和林。沙彌周那往詣尊者阿難所。……

※舍彌村(Sāmagāma)を釈迦族の村ではなく、跋耆(Vajji)国の村としている。

- 3) 『仏説息諍因縁経』(大正01 p.904中) ; 如是我聞。一時世尊在舍摩迦子聚落之中。坐夏安居。諸苾芻衆去佛不遠亦各安居。時有沙門名曰尊那。在惹盧迦林中坐夏安居。彼有外道尼乾陀惹提子。是極惡者忽爾命終。……

[8-6] Sakka (釈迦族) VedhaññaのAmbavana

- 1) DN.029 'Pāsādika-s.' (vol.III p.117) ; evam me sutam. ekaṃ samayaṃ bhagavā sakkesu viharati. (vedhaññā nāma sakyā, tesam ambavane pāsāde) . tena kho pana samayena nigaṇṭho nāthaputto pāvāyaṃ adhunā kākakato hoti. (p.118) atha kho cundo samaṇuddeso pāvāyaṃ vassaṃ vuttho, yena sāmagāmo yen' āyasmā ānando ten' upasaṃkami.

釈尊は釈迦族の町であるヴェーダンニャのアンバ林におられた。その時ニガンタ・ナータプッタはパーヴァーにおいて滅し、パーヴァーで雨安居していたチュンダ沙弥がこの知らせをもってサーマゲーマにいたアーナンダのもとへやってきた。チュンダとアーナンダは2人して釈尊のもとに行って、ニガンタ・ナータプッタの死とその弟子の分裂について伝える。……

※SāmagāmaはVedhaññaの中か、あるいはその近隣の村であろう。

- 2) 長阿含017「清浄経」(大正01 p.072上) ; 如是我聞。一時佛在迦維羅衛國緬祇優婆塞林中。與大比丘千二百五十人俱。時有沙彌周那在波波國。夏安居已執持衣鉢。漸詣迦維羅衛緬祇園中。至阿難所頭面禮足於一面立。白阿難言。……爾時沙彌周那聞阿難語已。即共詣世尊。……

[9] Tāvatiṃsabhavana

- 1) 雜阿含506 (大正02 p.134上) ; 如是我聞。一時佛住三十三天驄色虛軟石上。去波梨耶多羅拘毘陀羅香樹不遠。夏安居。爲母及三十三天說法。爾時尊者大目犍連在舍衛國祇樹給孤獨園安居。……

[10] Vajji国

[10-1] Vajji国 Vesālī市

- 1) 增一阿含038-011 (大正02 p.725中) ; 聞如是。一時佛在羅閱城加蘭陀竹園所。與大比丘衆五百人俱。……爾時阿闍世王白世尊言。唯願世尊。受我請在羅閱城九十日夏坐。

爾時世尊默然受王請。……爾時毘舍離城鬼神興盛。人民死亡不可稱計。一日之中死者百數。鬼神羅刹充滿其中。面目黃色。或經三四日而死者。是時毘舍離人民恐懼。皆集一處而共論議。……爾時有大長者名曰最大。集在彼衆。是時諸人語長者曰。我等聞沙門瞿曇所至到處。……將諸人使往至世尊所。……爾時長者白世尊言。毘舍離城中人民遇此災患。……願垂屈顧至彼城中。度彼人民安處無爲。世尊告曰。我今已受羅闍城阿闍世王請。諸佛世尊言無有二。若當阿闍世王見聽者如來當往。……是時世尊清旦將諸比丘衆。前後圍繞出迦蘭陀竹園所。往詣毘舍離城。……

※釈尊が毘舍離で雨安居に入ったという記述はないが、阿闍世王の雨安居の招きを断る形で毘舍離に赴くのであるから、釈尊は毘舍離で雨安居に入ったと考えられる。

- 2) Vinaya 'Pārājika 004' (vol.III p.087) ; tena samayena buddho bhagavā vesāliyaṃ viharati mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ. tena kho pana samayena sambahulā sandiṭṭhā sambhattā bhikkhū vaggumudāya nadiyā tīre vassaṃ upagacchimsu.
 釈尊がヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた時、衆多の知識親友比丘はヴァッ
 グムダー河畔で雨安居に入った。……
- 3) Vinaya 'Pācittiya 008' (vol.IV p.023) ; tena samayena buddho bhagavā vesāliyaṃ viharati mahāvane kūṭāgārasālāyaṃ. tena kho pana samayena sambahulā sandiṭṭhā sambhattā bhikkhū vaggumudāya nadiyā tīre vassaṃ upagacchimsu.
 釈尊がヴェーサーリーの大林重閣講堂におられた時、衆多の知識親友比丘はヴァッ
 グムダー河畔で雨安居に入った。……
- 4) 四分律「波羅夷004」(大正22 p.577中) ; 爾時世尊。遊於毘舍離獼猴江辺高閣講堂。時世穀貴人民飢餓乞食難得。……時諸比丘聞世尊教已。即各随同和上同師親友知識。於毘舍離左右安居。世尊於毘舍離城内安居。……
- 5) 五分律「波羅夷004」(大正22 p.009上) ; 佛在毘舍離。時世飢饉乞食難得。諸比丘入城分衛。都無所獲。爾時世尊告諸比丘。汝等各隨知識就彼安居。莫住於此受飢饉苦。……
- 6) 五分律「墮008」(大正22 p.040中) ; 佛在毘舍離。時世飢饉乞求難得。告諸比丘。各隨知識安居。有諸比丘在婆求末河邊安居者。種種因緣如自稱得過人法中說。……
- 7) 五分律「墮015」(大正22 p.043中) ; 佛在毘舍離。有一住處下濕。時十七群比丘在一房中安居。……
- 8) 五分律「衣法」(大正22 p.137中) ; 佛在毘舍離城。有一住處。地極卑濕多諸蚊虻。諸比丘不得住。皆往舍衛城・瞻波城・迦維羅衛城・王舍城安居。所住處空。諸居士言。大德可住此安居。我等當供給飲食。諸比丘言。此間多有蚊虻不能得住。諸居士復言。大德但住當送蚊虻。諸比丘不知得受不。以是白佛。佛言聽受。諸比丘不知大小作。以是白佛。佛言應隨床大小作
- 9) 十誦律「波羅夷001」(大正23 p.001上) ; 佛在毘耶離国。……須提那加蘭陀子……遠離鄉土到憍薩羅国一處安居。……夏安居過三月自恣竟作衣畢。着衣持鉢還毘耶離。……
- 10) 十誦律「波羅夷004」(大正23 p.011上) ; 佛在維耶離国。夏安居時。與大比丘衆俱。……

- 11) 十誦律「波夜提007」(大正23 p.071中) ; 佛在維耶離國。夏安居時。與大比丘僧俱。……
- 12) 僧祇律「波羅夷001」(大正22 p.231下) ; 復次佛住毘舍離。廣說如上。時諸比丘處處安居。安居已還詣毘舍離。到世尊所禮拜問訊。……

[10-2] Vajji国 Beluvagāmaka村

- 1) DN.016 ‘Mahāparinibbāna-s.’ (vol. II p.098) ; atha kho bhagavā mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ yena beluva-gāmako tad avasari. tatra sudaṃ bhagavā beluva-gāmake viharati. tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi: etha tumhe bhikkhave, samantā vesāliṃ yathā-mittaṃ yathā-sandiṭṭhaṃ yathā-sambhattaṃ vassaṃ upetha, aham pana idh’ eva beluva-gāmake vassaṃ upagacchāmi. ……

(アンバパーリー女の林に止まった後、) 釈尊が比丘衆とベールヴァ村に赴き、比丘らにはヴェーサーリー周辺で友人を頼り知人を頼り親友を頼って雨安居に入るよう告げ、御自身はベールヴァ村で雨安居に入られた。……

- 2) SN.047-009 (vol.V p.152) ; ekam me sutaṃ ekam samayam bhagavā vesāliyaṃ viharati beluvagāmake. tatra kho bhagavā bhikkhū āmantesi. etha tumhe bhikkhave samantā vesāliyā yathā mittaṃ yathā sandiṭṭhaṃ yathā sambhattaṃ vassaṃ upetha gacchatha idhevāham beluvagāmake vassaṃ upagacchāmi. ……

釈尊はヴェーサーリー・ベールヴァ村におられた。釈尊は比丘らにヴェーサーリーの周辺で親友、相識、相親に随て雨安居に入るよう告げ、御自身はベールヴァ村で雨安居に入られた。……

- 3) 長阿含002「遊行經」(大正01 p.014下) ; 爾時世尊於毘舍離。隨宜住已。告阿難言。汝等皆嚴。吾欲詣竹林叢。對曰唯然。即嚴衣鉢。與大眾侍從世尊。路由跋祇至彼竹林。……于時彼土穀貴飢饉。乞求難得。……爾時世尊即從座起。詣於講堂就座而坐。告諸比丘。此土飢饉乞求難得。汝等宜各分部隨所知識。詣毘舍離及越祇國。於彼安居。可以無乏。吾獨與阿難於此安居。……

- 4) ‘Mahāparinirvāṇasūtra’ ⁽¹⁾ ; atha bhagavān vṛjiṣu janapadeṣu caryāṃ caran veṇugrāmakaṃ anuprāpto veṇugrāmaka viharaty uttareṇa grāmasya śiṃśapāvane. tena khalu samayena durbhikṣam abhūt kṛcchraḥ kāntāro durlabhaḥ piṇḍako yācanakena. tatra bhagavān bhikṣūn āmantrayate. etarhi bhikṣavo durbhikṣam kṛcchraḥ kāntāro durlabhaḥ piṇḍako yācanakena. eta yūyaṃ bhikṣavo yathāsaṃstutikayā yathāsaṃlaptikayā yathāsaṃpremikayā vaiśālisamantakena vṛjigrāmakeṣu varṣāṃ upagacchata. aham apy asminn eva veṇugrāmaka varṣāṃ upagamiṣyāmy ānandena bhikṣuṇopasthāyakena. mā sarva eva piṇḍakena klāmatha. ……

釈尊はアーナンダを伴ってヴリジ族の村落をめぐってヴェーヌグラマカに行かれた。その時飢饉が起こった。釈尊は比丘らにヴリジ族の村々で友人知人を頼って雨安居に入るよう指示され、自らはアーナンダとともにこの村で雨安居に入られた。

(1) *Das Mahāparinirvāṇasūtra*, bearbeitet von Ernst Waldschmidt, Teil II, Akademie-verlag, Berlin, 1951, p.190

- 5) 根本有部律「波羅市迦004」(大正23 p.675上) ; 爾時薄伽梵。與五百漁人出家円具

已。從薛舍離詣竹林聚落北。有升提波林依之而住。時逢飢饉乞食難得。父母於子尚不相濟。況餘乞人。爾時世尊告諸苾芻曰。今時飢饉乞食難得。父子尚不相濟。汝等宜各隨親友得意之處。於薛舍離隨近聚落而作安居。我與阿難陀於此林住。……

- 6) 根本有部律「波逸底迦008」(大正23 p.773下) ; 爾時佛在廣巖城彌猴池側高閣堂中。時有五百漁人。於勝慧河邊結侶而住。彼諸漁人有二大綱。一名小足。二名大足。廣說如前。第四波羅市迦。乃至此五百人悉皆出家。精勤修習得阿羅漢。爾時世尊在竹林聚落。時逢飢饉乞食難得。奉世尊教隨處安居。彼諸苾芻俱往本村而作安居。各生是念。我等前時以不實事共相讚歎遂被呵責。……

[11] Vamsa国 Kosambī

- 1) 增一阿含031-002 (大正02 p.667上) ; 聞如是。一時佛在拘深瞿師園中。過去四佛所居之處。……當於爾時舍衛城中有一比丘。便作是念。與世尊別久。欲往禮敬承受問訊。爾時彼比丘到時。……又以神足飛在虛空。往詣拘深園中。……是時彼比丘到瞿師園中。還捨神足以常凡法至世尊所。頭面禮足在一面坐。爾時世尊問比丘曰。云何比丘。在舍衛城勞於夏坐乎。……
- 2) 四分律「安居鍵度」(大正22 p.834上) ; 爾時世尊在拘睺彌国。時有大臣勇健能鬪。往詣佛所以信捨家為道。時憂填王語言。汝何不修道。當與汝婦資生田宅財寶。比丘自念。我在此安居。必與我淨行作留難。作此念已往白佛。佛言。若有此難事便應去。
- 3) 四分律「安居鍵度」(大正22 p.835上) ; 爾時佛在拘睺彌国瞿師羅園。爾時王憂陀延與跋難陀積子為親友。請跋難陀夏安居。跋難陀。拘睺彌国結安居。聞餘住處大得利養大得衣物。即便往彼住處。小住彼已。復還拘睺彌。時王憂陀延聞已嫌言。云何跋難陀積子。受我請在此住夏安居。聞彼住處大得利養大得衣物。便往至彼。在彼住已。復還來此。……
- 4) 四分律「房舍鍵度」(大正22 p.944中) ; 爾時世尊在拘睺彌。時王優填。與跋難陀親厚王請在拘睺彌夏安居。時跋難陀受請安居已。聞有異處安居僧大得衣物。即往彼處少時住已還拘睺彌。……

[12] Verañjā市

- 1) Vinaya 'Pārājika 001' (vol.III p.001) ; tena samayena buddho bhagavā verañjāyaṃ viharati naḷerupucimandamūle mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ pañcamat-tehi bhikkhusatehi. (p.006) evaṃ vutte verañjo brāhmaṇo bhagavantaṃ e-tad avoca: jeṭṭho bhavaṃ gotama, addivāsetu ca me bhavaṃ gotamo verañjāyaṃ vassāvāsaṃ saddhiṃ bhikkhusaṃghenā' ti.

釈尊がヴェーランジャーのナレールのプチマンダ樹の下に住されていた時、ヴェーランジャ・バラモンが優婆塞となり釈尊にヴェーランジャーにて雨安居することを請う。……

- 2) 四分律「波羅夷001」(大正22 p.568下) ; 爾時佛遊蘇羅婆国。與大比丘衆五百人俱。漸漸遊行至毘蘭若。即於彼宿那隣羅洲曼陀羅樹下。……爾時毘蘭若婆羅門。即往世

尊所。到已共相問訊在一面坐。時世尊無数方便為說法開化令得歡喜。聞佛說法得歡喜已。即白佛言。世尊。唯見哀愍當受我請。及比丘僧三月夏安居。時世尊及比丘僧默然受請。……

- 3) 四分律「捨墮028」（大正22 p.630中）；爾時佛在毘蘭若夏安居。……
- 4) 五分律「波羅夷001」（大正22 p.001上）；佛在須賴婆國。與大比丘衆五百人俱。詣毘蘭若邑住林樹下。其邑有婆羅門。名毘蘭若。……爾時世尊。爲說妙法示教利喜。聞法歡悅即白佛言。願佛及僧。受我安居三月供養。……佛乃受之。……
- 5) 十誦律「波夜提044」（大正23 p.098中）；佛在舍衛國。爾時毘羅然國。有婆羅門王。名阿耆達。以因緣故。向舍衛國宿一居士舍。……聞已出居士舍。往詣祇桓。爾時佛與無量百千萬衆圍繞說法。阿耆達王。遙見佛在林間。……前詣佛所問訊畢一面坐。佛見坐已。種種因緣說法示教利喜。示教利喜已默然。時阿耆達。聞佛說法示教利喜已白佛言。世尊。願佛及僧受我毘羅然國夏安居一時。……佛作是念。我先世果報必當受。作是念已默然受請。……
- 6) 十誦律「醫藥法」（大正23 p.187中）；佛故在舍衛國。毘羅然國。有婆羅門王。字阿耆達。是王有小因緣事。來到舍衛國。……即從坐起偏袒着衣合掌白佛。願受我請夏坐一時并比丘僧。……
- 7) 根本有部律「藥事」（大正24 p.045上）；爾時世尊。於勇軍聚落。人間遊行。至鞞闍底城。在練木樹下而住時此城中。有婆羅門。名曰火授。……嚴駕出城往詣佛所。以種種善言。慰問世尊。却坐一面。爾時世尊即為彼王。說微妙法。示教利喜。默然而住。時火授王即從坐起。偏袒右肩右膝着地。合掌向佛。而白佛言。唯願世尊及苾芻衆。受我三月雨安居四事供養飲食湯藥衣服臥具。爾時世尊默然受彼火授王請。……

[13] Videha国

- 1) MN.091. 'Brahmāyu-s.' (vol. II p.133) ; *evam me sutam. ekam samayaṃ bhagavā videhesu cārikaṃ carati mahatā bhikkhusaṃghena saddhiṃ pañcamattehi bhikkhusatehi. (p.135) atha kho uttaro māṇavo satta māsāni bhagavantam anubandhi chāyā va anapāyini.*
 釈尊がヴィデーハにおられた時、……ウッタラというマナーヴァがヴィデーハ国において7ヶ月間釈尊に付き従った。……
- 2) 中阿含161「梵摩經」卷一（大正01 p.685上）；我聞如是。一時佛遊鞞陀提國。與大比丘衆俱。……（p. 686上）優多羅摩納復作是念。我寧可極觀威儀禮節及觀遊行所趣。於是優多羅摩納尋隨佛行。於夏四月觀威儀禮節。及觀遊行所趣。優多羅摩納過夏四月。悅可世尊威儀禮節及觀遊行所趣。……

【3】 原始仏教聖典に記された雨安居地による後世の雨安居地伝承の検証

[0] 以上【1】において後世の雨安居地伝承を紹介し、【2】において原始仏教聖典に記

された雨安居地を紹介した。【2】においては資料をかなり乱雑に示さざるを得なかったの
 でここで少し整理しておきたい。およそ年次を示す雨安居地伝承が示す順に雨安居地を取り
 上げ、原始仏教聖典中に見られる雨安居地の記述との一致・不一致を見ていく。

以下に行う考察は本来原始仏教聖典中の雨安居地についてパーリ・漢訳資料の対応関係を
 厳密に調査した上で雨安居地伝承の形成史の問題を絡めながら扱うべき事柄を含むが、それ
 は後に別の論文で本格的に扱うつもりである。ご了承願いたい。

なおここでは『十二遊経』を除外する。これは必ずしも雨安居地の伝承ではないからであ
 る。

- [1] Bārāṇasī Isipatana
- [2] Rājagaha
- [3] Vesālī
- [4] Maṅkulapabbata
- [5] Tāvātimsabhavana
- [6] Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana
- [7] Kosambī
- [8] Pārileyyaka
- [9] Nālā brāhmaṇagāma
- [10] Verañjā
- [11] Cāliyapabbata
- [12] Jetavana
- [13] Kapilavatthu
- [14] Āḷavī
- [15] Pubbārāma Migāramātupāsāda
- [16] Beluvagāmaka

[1] Bārāṇasī Isipatana

全ての雨安居地伝承が第1年目の雨安居地をバーラーナシーにおいている。回数のみを示
 す伝承も1回をここに数えており、そこでも意図されているのは初回であると考えられる。

[1-2] 釈尊がバーラーナシーで雨安居を過ごされたことを記す原始仏教聖典中の資料は、
 先に【2】の [3-1] で紹介した。1) の“Vinaya” ‘Mahākhandhaka’に見られるバーラー
 ナシー・イシパタナ・鹿野苑における初転法輪の後に釈尊がその地で雨安居を過ごされたと
 する伝承が、雨安居地伝承の根拠になっているのであろう。

[1-3] しかし、2) の『十誦律』「医薬法」（大正23 p.185下）は「人肉を食べては
 いけない」という戒が制定された時の記述であるから第1年目の記事とは考えられない。雨
 安居地伝承はバーラーナシーでの雨安居を1回のみとするので、この『十誦律』の記述とは
 齟齬をきたしている。また【2】の [3-2] -1) 『十誦律』「臥具法」（大正23 p.248上）
 はただ「迦尸國」としてバーラーナシーに限定しないが、これも六群比丘が出てくる記述であ
 るので第1年目のこととは考えられない。それ故バーラーナシー以外にはカーシ国内の雨安

居地を挙げていない雨安居地伝承とは調和しない。

[2] Rājagaha

雨安居地伝承は釈尊が王舎城で5回乃至6回の雨安居を過ごされたとする。Bigandetだけは、後半の23回を祇園精舎か竹林精舎で過ごされたとするので王舎城での雨安居の正確な回数は知られない。年次を示す伝承は、釈尊の王舎城での雨安居を初期については第2～4年に、中期については伝承によってばらつきがあるものの第18～20年あたりにおく。

[2-1] 第2～4年の初期の連続の王舎城での雨安居は、王舎城・竹林精舎が釈尊の初期の教化活動の拠点とされたことに由来するのであろう。そのような伝承には例えば“Vinaya” ‘Mahākhanda’があり、そこでは釈尊が初転法輪の後にイシパタナで雨安居を過ごしてからウルヴェーラーに赴いて三迦葉と1000人の弟子を教化した後、王舎城でビンピサーラ王を入信させて竹林精舎の寄進を受け、舍利弗・目連に具足戒を与えたということになっている。

既に【2】の[5-2]、[5-3]、[5-4]に紹介した原始仏教聖典に記された王舎城における雨安居の記事には、特にそれが釈尊の遊行教化の初期のことであったことが明記されているものはほとんどない。【2】の[5-3]に紹介した王舎城の杖林山中霊塔の処での雨安居を伝える『仏説頻婆娑羅王経』の記事のみは、既に【1】- [4-9]で紹介したものと同様にビンピサーラ王が入信した時のことを伝えるものであるから、釈尊の遊行の初期に位置づけられるべきものである。しかし年次を示す雨安居地伝承は第2～4年の王舎城での雨安居を‘Veḷuvana’または「霊鷲山」に限定しており、「杖林」とするこの記事とは相容れない。

[2-2] 『僧伽羅刹所集経』は第2～4年を竹林精舎ではなく「霊鷲頂山」とする。原始仏教聖典中の霊鷲山での雨安居を記すと解し得る資料を【2】の[5-2]に示したが、辛うじて1件である。釈尊が3年連続でこの地で雨安居を過ごされたならば、もっと資料の数が多くともよいと思われる。

[3] Vesālī

年次を示す雨安居地伝承はヴェーサーリーを第5年におく。回数のみを示す伝承でも1回をここに数えている。

[3-1] ヴェーサーリーを雨安居地とする原始仏教聖典は【2】の[10-1]に紹介した。全ての雨安居地伝承はヴェーサーリーでの雨安居を1回のみとするのであるが、資料の数からすれば釈尊は生涯中に何度かの雨安居をここで過ごされたようにも考えられる。

[3-2] また年次を示す伝承がヴェーサーリーを第5年目におく根拠は不明である。少なくとも【2】の[10-1]-1)に挙げた『増一阿含経』038-011(大正02 p.725)が釈尊のヴェーサーリーでの雨安居を示すとすれば、この時阿闍世が既に王であったことが記されているので第5年目ではありえず⁽¹⁾、この『増一阿含経』の伝承と雨安居地伝承とは一致しないことになる。

“Vinaya” ‘Pārājika 004’ (vol. III p.087)、『四分律』「波羅夷004」(大正22 p.

577中)、『五分律』「波羅夷004」(大正22 p.009上)が第4波羅夷の因縁をヴェーサーリーでの雨安居の時とすることも雨安居地伝承と齟齬している。雨安居地伝承にしたがえば第4波羅夷の因縁となる事件が第5年に起きたことになる⁽²⁾が、“Vinaya” ‘Pārājika 001’ (vol.Ⅲ p.001)と『四分律』「波羅夷001」(大正22 p.568下)と『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.001上)を見るに最初の戒(第1波羅夷・姪戒)の制定は釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされた後のことである。雨安居地伝承ではヴェーランジャーでの雨安居は第12年におかれている。

(1) 我々は現段階では阿闍世王の即位年代を釈尊72歳の時と推定している(本「モノグラフ」第1号 pp.058~067)。Bigandetでは阿闍世王の即位年は釈尊成道後第37年とされている。

(2) 因みに『僧祇律』「波羅夷004」(大正22 p.257下)によれば、【2】の[4-3]-27)に紹介したように第4波羅夷の因縁は釈尊が舍衛城で雨安居されていた時に起きたと考えられ、またここには戒の制定の日時が「成仏六年。冬分第四半月十三日」と明記されている。

[4] Maṅkulapabbata

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

[5] Tāvatisabhabhavana

釈尊が天界に昇って3ヶ月を過ごされる間に仏母マーヤーに説法するという伝説は有名であり、雨安居地伝承もみな一致して1回の天界での雨安居を数える。しかしパーリの原始仏教聖典にこの伝説は全く記されておらず、漢訳の【2】の[9]に紹介した『雜阿含經』506(大正02 p.134上)だけに見出される。他に『雜阿含經』604(大正02 p.161中)の中に賓頭盧が阿育王に如来が天上に在って夏坐を結したことを語る場面がある⁽¹⁾が、阿育(アショーカ)王が登場する資料である。

(1) (大正02 p.169下)「……又復。如来在天上與母説法時。我亦在於中。與母説法竟。將諸天衆從天上来。下僧迦奢国。時我見此二事。天人受福樂。優波羅比丘尼化作轉輪聖王。將無量眷屬乘空而來。詣世尊所。我亦見此。而説偈言 如来在天上 於彼結夏坐 我亦在於中 牟尼之眷屬」

[6] Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana

パーリ・アッタカターの雨安居地伝承はバグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林を第8年目に挙げる。『僧伽羅刹所集經』が第8年目に挙げる「鬼神界」はベーサカラーに対応すると考えられるが、その場合パーリ・アッタカターはここでの雨安居を1回だけ数えるに対し『僧伽羅刹所集經』は7回を数え、回数に関しては全く対応しない。『八大靈塔名号經』の「尸輪那」と「毘沙林」、プトンの‘byis pa gsod’と‘sman gyi nags’は合計で5回になり、これらがパーリの‘Suṃsumāragira’と‘Bhesakaḷāvana’に対応するという推測が正しければ、やはり回数は一致しない。

【2】の[2]に紹介したように、AN.008-003-030と『中阿含經』074「八念經」のみが釈尊のバグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿野苑での雨安居を示す資料として見なし得る。そこではバグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿野苑におられた釈

尊がチェーティ国のパーチーナヴァンサダーヤにいたアヌルッダのもとに瞬時にやってきて、次の雨安居をチェーティ国のパーチーナヴァンサダーヤで過ごすように指示してからスンスマーラギラに戻られる。アヌルッダがチェーティ国で雨安居に入るまで釈尊がスンスマーラギラに留まっていたと考えれば、そのままスンスマーラギラで雨安居を過ごされたことになる。しかしこれが第8年目におかれる根拠はない。

[6-1] ところで、このバグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿野苑は現在の何処に比定されるであろうか。バグガ国・スンスマーラギラ・ベーサカラー林・鹿野苑 (Bhagga Suṃsumāragira Bhesakaḷāvana migadāya) という形でこの地を示す資料は数多くある。MN.015 ‘Anumāna-s.’ (vol. I p.095)、MN.050 ‘Māratajjaniya-s.’ (vol. I p.332)、MN.085 ‘Bodhirājakumāra-s.’ (vol. II p.091)、SN.022-001 (vol. III p.001)、SN.035-131 (vol. IV p.116)、AN.004-006-055 (vol. II p.061)、AN.004-006-056 (vol. II p.062)、AN.006-002-016 (vol. III p.295)、AN.007-006-058 (vol. IV p.085)、AN.008-005-048 (vol. IV p.268)、“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhanda’ (vol. II p.127)、“Vinaya” ‘Pācittiya 056’ (vol. IV p.115)、“Vinaya” ‘Sekhiya 055’ (vol. IV p.198)、“Vinaya” ‘Sekhiya 056’ (vol. IV p.199) 等である。サンスクリット語資料としては“Divyāvadāna” (Cowell p.182) があり ‘Bhargha Śūsumāragiri Bhīṣaṇikāvana mṛgadāva’ とする。

『中阿含経』074「八念経」(大正01 p.540下)、『中阿含経』087「穢品経」(大正01 p.566上)、『中阿含経』131「降魔経」(大正01 p.620中)では「婆奇瘦・鼉山・怖林・鹿野園」とされ、『中阿含経』083「長老上尊睡眠経」(大正01 p.559中)では「婆耆瘦(以下同じ)」とされ、『雑阿含経』107(大正02 p.033上)では「婆祇國・設首婆羅山・鹿野深林」とされ、『雑阿含経』535(大正02 p.139上)では「跋祇聚落・失収摩羅山・恐怖稠林・禽獸之處」とされ、『増一阿含経』013-004(大正02 p.573上)では「跋祇國・尸牧摩羅山・鬼林・鹿園」とされ、『四分律』「衣捷度」(大正22 p.857中)では「跋耆國・失守摩羅山・恐畏林・鹿野苑」とされ、『五分律』「衆学051」(大正22 p.074中)では「婆伽國・首摩羅山・恐怖林」とされ、『十誦律』「雑法」(大正23 p.271下)では「波伽國・失守羅・毘師藍蜜伽藍」とされて、諸伝よく一致する。『根本有部律』は訳例が不揃いであり、「僧伽伐尸沙010」(大正23 p.701中)では「江菴山・恐畏林」とされ、「破僧事」(大正24 p.169上)では「揭伽國・膠魚山・恐怖鹿林」とされている。完全な例外としては『根本有部律』「波逸底迦079」(大正23 p.857上)の「橋閃毘(コーサンビー)・失収摩羅山」がある⁽¹⁾。

(1) 漢訳は明らかに名の末尾を ‘-giri’ (山) として理解しているが、パーリ語テキストでは処格が ‘Suṃsumāragire’ とされ、‘-girismiṃ’ ‘-girimhi’ と示されることはない。しかし梵文では処格が ‘Śūsumāragirau’ とされるから末尾の語形は ‘-giri’ である。漢訳は ‘Śūsumāragiri’ という語形を推測させる。

[6-2] MN.085 ‘Bodhirājakumāra-s.’ (菩提王子経 vol. II p.091) によれば、釈尊がバグガ国のスンスマーラギラに住されていた時にそこにボーディ王子のコーカナダという名の宮殿が建設され、またボーディ王子の母は王子をコーサンビーで産んだ。同様の記事は “Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhanda’ (vol. II p.127) や『五分律』「衆学051」

(大正22 p.074中)、『十誦律』「雑法」(大正23 p.271下)にも見える。“Vinaya” ‘Sekhiya 055’ (vol.IV p.198)、“Vinaya” ‘Sekhiya 056’ (vol.IV p.199)はこのコーカナダという名の宮殿が舞台である。また“Jātaka” 353 ‘Dhonasākha-j.’ (vol.III p.157)によればボーディ王子の父はコーサンビーのウデーナ王である。

このようにバグガ国はコーサンビーと関係が深いので、おそらくその近辺にあった国と推測される。

[6-3] その他バグガ国の位置を推測せしめる資料を調査してみると次のようなものがある。“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhandhaka’ (vol.II p.127)には「世尊は随意の間ヴェーサーリーに住された後にバグガ国に向かって遊行され、スンスマーラギラ・ベーサカラ林・鹿野苑に住された。それはボーディ王子がコーカナダという堂を建設して間もない頃で、まだ誰も堂の中に入ったことがなかった。そこで王子はサンジカープッタ (Sañjikāputta) に命じて釈尊を招待し布を敷いて待ったが、釈尊は阿難を顧みられて布を踏まれなかった」とある。

また“Vinaya” ‘Khuddakavatthukkhandhaka’ (vol.II p.129)には「世尊は随意の間バグガ国に住された後に舎衛城に向かわれて祇園精舎に住された」とある。

そして既に述べたように、AN.008-003-030 (vol.IV p.228)では「釈尊がバグガ国からチェーティ国に居るアヌルッダのもとに来る」。

これらにはヴェーサーリー、舎衛城、チェーティが言及され、さらにコーサンビーも考え合わせて、バグガはこの4者の中間に位置すると考えて差し支えないであろう。もしそれが許されるとするならば、バグガはコーサンビーから真北に北上して舎衛城に至る中間、今のガーガラ河の中流あたりにあったのではないであろうか。

[6-4] もとより以上は推測に過ぎないが、Malalasekeraは「ヴェーサーリーとサーヴァッティの間」(p.345)とする。これも推測の域を出ないであろうが、当たらずとも遠からずというところであろう。

[7] Kosambī

第9年目のコーサンビーはヴァンサ国の首都で破僧事件の起きた土地として有名である。釈尊がコーサンビーで雨安居されたと解釈され得るものを【2】の[11]に紹介したが、破僧との関係で雨安居に言及するものはない。

コーサンビーはヴァンサ国の首都であって、ガンジス河とヤムナー河に挟まれたヤムナー河沿いに遺跡が発掘されている。

[8] Pārileyyaka及び「枝提山」

南伝の雨安居地伝承は釈尊の第10年目の雨安居の地としてパーリレツヤカを挙げている。一方、北伝の伝承(『僧伽羅刹所集経』、『八大壺塔名号経』、プトン)は名に‘cetiya’または‘caitya’を冠する山を挙げる。

[8-1] 釈尊がパーリレツヤカにおいて雨安居を過ごされたと解し得る原始仏教聖典資料は【2】の[7]に紹介した『僧祇律』「単提041」(大正22 p.363中)の1件のみであり、釈尊が舎衛城での人々からの供養をうとましく思われて独りでパーリレツヤカ(波利耶)に

赴かれ、娑羅林賢樹下で象の供養を受けつつ3ヶ月を過ごされたとする。

[8-2] 釈尊が独りでパーリレツヤカに赴かれるという記述は種々のヴァリエーションで散見される。それらに共通していることは、釈尊が侍者を伴わずに独りでパーリレツヤカに滞在することである。

経ではSN. 022-081 (vol. III p.194)、“Udāna” (p.41)、『雑阿含経』057 (大正02 p.013下)、『中阿含経』072「長寿王本起経」(大正01 p.532下)がある。

SN.の記述は簡単に紹介すると、釈尊がコーサンビーのゴーシタ園におられた時に侍者にも告げず比丘たちにも知らせずたった独りで供もなく出て行って、パーリレツヤカに至りバツダサーラ樹の下 (Bhaddhasālamūla) に止まった。一比丘がアーナンダのところに来てそのことを知らせると、アーナンダはそのような時には世尊は独りでいようとされているのだから誰もついて行かないようにと告げる。その後多くの比丘が来て世尊の説法を聞くことを望んだので、アーナンダは彼らを連れてパーリレツヤカに行って釈尊の説法を聞くというものである。象は登場せず滞在期間は示されていない。

“Udāna”では、コーサンビーのゴーシタ園におられた釈尊が比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷等によって乱されて不快に感じ、独りになりたいと考えてパーリレツヤカに赴き、ラツキタヴァナサンダ (Rakkhitavanasaṇḍa) のバツダサーラ樹の下に止まってそこで象の供養を受ける。滞在期間は示されていない。

『雑阿含経』は全体的にはSN.の記述に近い。しかし釈尊がコーサンビーではなく祇園精舎におられた時のこととし、釈尊が出向いた先を「半闍国波陀聚落、人所守護林中の跋陀薩羅樹下」とする点で異なる。象は登場せず滞在期間も示されない。

『中阿含経』は以下に紹介する諸律の記事と一致するものであるが、拘舎弥の諸比丘が共に鬪諍し、釈尊は長寿王の物語を説いた後に娑羅樓羅村において婆咎釈家子に会い、そこから護寺林に至って賢娑羅樹のところで大象に会い、それから般那蔓闍寺林に至って三族姓子、すなわち阿那律陀、難提、金毘羅に会う。ただしここでは釈尊が象に会うのが「護寺林 (=ラツキタヴァナサンダ)」においてであり、ここは上の“Udāna”の記述からもパーリレツヤカ内の地であることが知られるのであるが、パーリレツヤカに対応する語は訳されていない。

なおこの『中阿含経』の記述に近いものとして『増一阿含経』024-008 (大正02 p.626中)があるが、ここでは釈尊が拘深城・瞿師羅園におられた時に比丘が恒に鬪訟を好んでいたため長寿王の物語を語って争いを鎮めようとしたが、比丘たちに聞き分けがなかったため、跋耆国に行って阿那律、難提、金毘羅に会うというもので、パーリレツヤカに対応する場面がない。

[8-3] 律では“Vinaya” ‘Kosambakkhandhaka’ (vol. I p.337)、『五分律』「羯磨法下」(大正22 p.158下)があり、コーサンビーで破僧が起きてそれを調停できなかった釈尊がパーリレツヤカに赴かれてそこで象の供養を受ける。全体的に上の『中阿含経』の記事に近い。なお『四分律』「拘睺弥捷度」(大正22 p.879中)と“Mūlasarvāstivādinaya”の‘Kośāmbakavastu’⁽¹⁾では、釈尊がカウシャーンビーから舎衛城に赴かれるのでパーリレツヤカに対応する地は挙げられていない。

パーリの“Vinaya”では、釈尊がコーサンビー（Kosambī）のゴーシタ園におられた時に破僧が起り、釈尊は長寿王の物語を語った後にバーラカローナカーラ村（Bālakaloṇakāragāma）においてバグ比丘に会い、それからパーチーナヴァンサダーヤ（Pācīnavamsadāya）に赴いてアヌルッダ、ナンディヤ、キンピラの3人に会い、そしてパーリレツヤカ（Pārileyyaka）のラッキタヴァナサンダのバッドサーラ（Rakkhitavanasaṅḍa Bhaddasāla）樹下に住して他の諸象に悩まされた象の奉仕を受ける。随意の間そこに住してから舎衛城に赴かれ、舎衛城の祇園精舎におられる時に反省したコーサンビーの比丘たちがやってくる。『中阿含経』の記述と比較した場合、釈尊の赴かれる場所の順番に違いがある。

『五分律』では、釈尊は長生王の物語を説いた後に拘舍弥から波羅聚落・跋陀羅樹下に赴いて象の供養を受け、それから舎衛城・祇洹精舎に赴かれる。

以上が釈尊がパーリレツヤカに赴いたことを記述する原始仏教聖典資料であるが、『僧祇律』「単提041」が「三月」とするほか釈尊のパーリレツヤカにおける滞在期間を示すものがなく、“Vinaya”が「随意の間（yathābhirantaṃ）」とするのみである。

(1) *Gilgit Manuscripts* ed. by Nalinaksha Dutt, vol. III, part 2, First edition, Srinagar, 1942, Second edition, Delhi, 1984, p.173.

[8-4] しかしパーリの注釈文献を見ると釈尊のパーリレツヤカでの滞在期間が記されている。

“Jātaka” 428 ‘Kosambī-j.’ (vol. III p.486) は、律の「コーサンビー健度」の記述の略説であるとした上で、トイレでの手洗いの水の使用法をめぐる諍い⁽¹⁾をきっかけにした破僧から説き起こす。釈尊はそれを和解させようとして長寿王の物語を説き、それを聞かなかった比丘たちのもとを去ってバーラカローナカーラ村でバグに会い、それから3人の良家の息子（アヌルッダ等の名を出さず）のところに行き、パーリレツヤカに3ヶ月間住してからコーサンビーに帰らずに舎衛城に赴かれる。

“Dhammapada-aṭṭhakathā” (vol. I p.053) では、上に紹介した“Jātaka”の記述と同様にトイレの水の扱い方をきっかけに僧伽に争いが生じて、釈尊は長寿王の物語を説き、それからバーラカローナカーラ村でバグに会い、パーチーナヴァンサダーヤに赴かれて3人の良家の息子に会い、そしてパーリレツヤカ近くのラッキタヴァナサンダで「パーリレツヤカ」という名の象に仕えられながら（象の他に、釈尊に蜂蜜を奏上した猿が木から落ちて死に天界に生まれる挿話あり）雨安居を過ごされる。

釈尊が⁽²⁾象に仕えられていることがジャンプ洲全土に知れ渡り、サーヴァッティの給孤独やヴィサーカー等が釈尊にお会いしたい旨をアーナンダに伝える。同様に雨期を過ごし終わった500人の比丘がアーナンダの所にやってきて釈尊の説法を聞くことを望み、アーナンダは比丘たちを連れて釈尊のところに行き、「如来は3ヶ月の間独りで住しておられたのだからこんな大勢でおしかけてはいけない」と考えて比丘たちを押し止めて一人釈尊に近づく。釈尊に仕えていたパーリレツヤカ象はアーナンダを遮ろうとするが、釈尊に言われるままアーナンダを迎え入れる。アーナンダは釈尊の許可を得てから他の比丘たちも近くに寄せ、比丘たちが釈尊に「3ヶ月間一人だったのだからさぞかしお困りだったでしょう」と申し上げると、釈尊は「パーリレツヤカのような供があれば一人でも快適であり、仮令そのような供がなくても独りで住する方が良い」と応えて“Dhammapada” vs. 328~330を説かれ

る。

釈尊はその後に祇園精舎へ向かうが、別れに際して象は悲しみのあまり死んで天界に再生し「パーリレツヤカ」という名の神になる。祇園精舎におられる釈尊のところにコーサンビーの比丘たちがやってきて謝罪し、釈尊は彼らを許して再び「コーサンビー・ジャータカ」(Devakosambika-jātaka) (すなわち長寿王の物語) を語り“Dhammapada” v. 6を説かれる。

以上が“Dhammapada-aṭṭhakathā”の記述であるが、ここではパーリレツヤカは地名であると同時に象の名、そしてそれが死後に神になった時の名ともされている。注意すべきことは、釈尊がパーリレツヤカにおいて雨安居を過ごされたことが明記されていることである。

以上に紹介した資料から、釈尊がパーリレツヤカで雨安居を過ごしたという伝承が後世になってから固まってきたのではないかと考えられる。

- (1) トイレでの水の使用法に関する諍いをコーサンビーにおける破僧の原因とするのは、ここに挙げたものの他に“Samantapāsādikā” (vol.V p.1148)、『善見律毘婆沙』(大正24 p. 796中)、それに“Mūlasarvāstivādinaya” ‘Kosāmbakavastu’ (*Gilgit Manuscripts* ed. by Nalinaksha Dutt, vol.III, part 2, p.173)がある。パーリと『善見律毘婆沙』ではトイレから出る時に水器に水を残しておいた比丘が罪にされたことから諍いが生じるが、“Mūlasarvāstivādinaya”では逆転して水を満たしておかなかった比丘が罪にされている。

- (2) 以下の記事は“Dhammapada-aṭṭhakathā” (vol.IV p.026)にも見られる。

[8-5] 次に『僧伽羅刹所集経』が挙げる「枝提山」とパーリレツヤカとの関係を見ていくが、その前にまずパーリレツヤカが何処にあったのかを吟味しておく。

パーリレツヤカは一般にコーサンビーの近くにあったと考えられている(例えばMalalasekera)。上に挙げたような資料で釈尊がコーサンビーから侍者もなしに独りでパーリレツヤカに向かわれるので、パーリレツヤカがコーサンビーの近くにある印象を与えるのである。

しかし『僧祇律』では「波利耶娑羅林賢樹下」が憍薩羅国内の地とされ、『雑阿含経』では「舍衛城から西方に行った半闍(パンチャーラ?)国・波陀聚落・人所守護林中」とされ(「波陀聚落」の「波陀」が‘Bhaddasāla’の‘Bhadda’に対応して「半闍国」がパーリレツヤカに対応すると見るべきか)、所在がはっきりしない。

[8-6] ここで“Vinaya”の‘Pācīnavamsadāya’と『中阿含経』の「般那蔓闍寺林」がチェーティ国内の地であることに注意しなければならない。そのことを示す資料としては以下のものがある。AN. 008-003-030 ‘Anuruddha-s.’ (vol.IV p.228)ではバツガ国のスンスマーラギラにおられた釈尊がチェーティのパーチーナヴァンサダーヤにいたアヌルッダのところに来る。これに対応する『中阿含経』074「八念経」(大正01 p.540下)も同様であり、因みにパーチーナヴァンサダーヤは「水渚林」と訳されている。『中阿含経』073「天経」(大正01 p.539中)では釈尊が「枝提瘦・水渚林」で比丘に説法されている。『雑阿含経』035(大正02 p.008上)では釈尊が「支提・竹林精舎」で阿菴律陀、難提、金毘羅に説法されている。『雑阿含経』082(大正02 p.021上)でも釈尊が「支提・竹林精舎」で比丘たちに説法される。この「竹林精舎」は‘Pācīnavamsadāya’の‘vamsadāya’に対応する訳語である。

釈尊がコーサンビーからパーチーナヴァンサダーヤを経てパーリレツヤカに向かうという

“Vinaya”の記述からすれば、パーリレツヤカはチェーティ国内にあったと考えられる。ただし『中阿含経』では釈尊が拘舎弥から護寺林を経て般那蔓閣寺林に至っているの、護寺林（ラッキタヴァナサンダ）のあったパーリレツヤカはパーチーナヴァンサダーヤよりもコーサンビーに近かったことになる。

またチェーティ国とコーサンビーとは隣接していたようであり、“Vinaya” ‘Pācittiya 051’ (vol.IV p.108) では釈尊がチェーティ国のバツダヴァティカー (Bhaddavatikā) からコーサンビーに遊行されている。これはサーガタ (Sāgata) 比丘に因んで釈尊が「飲酒戒」を制定された時のことであるが、『四分律』「単提051」(大正22 p.671中)、『五分律』「墮057」(大正22 p.059下)にも同様の記述がある⁽¹⁾。

以上からパーリレツヤカはチェーティにあったとしてもコーサンビーから遠くない所であったと結論できる。

- (1) 『十誦律』「波夜提079」(大正23 p.120中)はこの因縁の舞台を「支提国・跋陀羅婆提邑」とし、『僧祇律』「単提066」(大正22 p.386下)は「拘睺弥国」とするが、両者に釈尊の移動はない。

[8-7] 諸律の「コーサンビー韃度」に言及した際に触れていなかった『十誦律』に言及すると、『十誦律』「俱舎彌法」(大正23 p.215下)では釈尊は俱舎弥(コーサンビー)で比丘衆に破僧が起こった後に支提国に行ってそれから舎衛国に赴いており、ここにはパーリレツヤカに対応する地が見出されない。

しかしこの『十誦律』の記述が結局は“Vinaya”の記述と同じことを述べていることになることは、これまでの吟味から明らかであろう。

[8-8] 年次を示す雨安居地伝承を比較すると、パーリの伝承が「パーリレツヤカ」をおく第10年に『僧伽羅刹所集経』が「枝提山」を挙げている。回数のみを示す伝承では『八大靈塔名号経』の「寶塔山」とプトンの‘mchod rten ri’ (Caitya山)がこの「枝提山」に対応する。望月氏が『僧伽羅刹所集経』の「枝提山」について「支提(チェーティ)国の一山を指すのかも知れぬ」と言われるように‘cetiya’に関わるこれらの地名をチェーティ(Ceti)国と考えれば、雨安居地をパーリレツヤカとする伝承とチェーティ国とする伝承が根を等しくすることが推測できる。

[8-9] 年次を示す雨安居地伝承が第9年に「コーサンビー」をおき、第10年に「パーリレツヤカ」もしくは「枝提山」をおくのは、コーサンビーの破僧の後に釈尊が独りになることを望んでチェーティ国にあったパーリレツヤカに滞在されたといった伝承が意識されたものであろうと推測される。しかしながら既に述べたように原始仏教聖典の中に破僧との関連で雨安居に言及するものは皆無である。

[9] Nālā brāhmaṇagāma

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

[10] Verañjā

年次を示す雨安居地伝承は、『僧伽羅刹所集経』を除いて第12年目の雨安居をヴェーラン

ジャーとする。『僧伽羅刹所集経』が挙げる「摩伽陀閑居処」は、マガダ国内であるに違いないが何処と限定することができない。回数のみを示す伝承では『八大霊塔名号経』が「吠蘭帝」を挙げている。プトンのものは明確ではない。

[10-1] 釈尊がヴェーランジャーで雨安居を過ごされたとする原始仏教聖典中の記述は、既に【2】の[12]において紹介したように、釈尊があるバラモンの請を受けてヴェーランジャーで雨安居に入ったものの施主であるバラモンがそれを忘れてしまったために馬麦を食されることになってしまったという一種の伝承しかないため、ヴェーランジャーにおいて釈尊が雨安居を過ごされたという伝承がこれに基づいていることは疑い得ない。しかし第12年におかれる根拠は不明である。

[10-2] 仮にこれを第12年に位置づけると“Vinaya” ‘Pārājika 001’ (vol.Ⅲ p.001) と『四分律』「波羅夷001」(大正22 p.568下)と『五分律』「波羅夷001」(大正22 p.001上)ではこのヴェーランジャーにおける雨安居が釈尊の最初の制戒の時期と関係しており、もしもこの第12年という数字を信じるならば、釈尊の成道後第12年以降に最初の戒、すなわち第1波羅夷(姪戒)が定められたことになる⁽¹⁾。

(1) ただし『僧祇律』(大正22 p.231下)によれば第1波羅夷の制定は「成道五年冬分第五半月十二日」になされた。

[10-3] なお『十誦律』と『根本有部律』はこのヴェーランジャーでの雨安居を最初の制戒と関連付けていないが、『根本有部律』「波羅市迦001」(大正23 p.628上)には「爾時薄伽梵、初の證覚従り十二年中に於いて、諸声聞弟子に過失有ること無し。未だ疱瘡を生ぜず」とあり、「十三年に至って」第1波羅夷制定の因縁となる粗陣那・羯闍鐸子の事件が起きたとされている。

しかしこれは『根本有部律』だけに関わる問題であるので、このことについては次回の論考において詳しく見る予定である。

[11] Cāliyapabbata

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

[12] Jetavana

まず祇園精舎に限定せずに舎衛城での雨安居の回数を示せば、パーリの年次を示す雨安居地伝承も回数は25回であり、回数のみを示す“Dhammapada-aṭṭhakathā”の伝承と一致している。Bigandetは最も多く見積もった場合26回になって1回多いが、これは第20年を王舎城ではなく祇園精舎にしているためである。『八大霊塔名号経』とプトンは23回とし、『僧伽羅刹所集経』が一番少なく20回である。なお舎衛城についてのみの言及であるが『分別功德論』(大正25 p.033中)に「佛、舎衛に在って二十五年を経るを以って、諸國に在るに比して最久なり」という記述が見え、また『法顯伝』(大正51 p.860下)には「法顯と道整は初めて祇洹精舎に到り、昔世尊が此に住すること二十五年なるを念い……」とある。法顯は祇園精舎に舎衛城を代表させているのであろう。

祇園精舎に限定すれば、パーリの年次を示す伝承はそれを第14年目と第21～44年におい

ている。第21年以降については祇園精舎か東園鹿子母講堂のどちらかとするので祇園精舎に限定した正確な回数はわからない。しかし祇園精舎において19回とする“Dhammapada-aṭṭhakathā”の伝承によれば、祇園精舎における雨安居は第14年に1回、そして第21年から第44年の間に18回であることになる。

『僧伽羅刹所集経』では第14年に「祇樹給孤独園」で1回、そして第26～44年に「舎衛国」で19回とされ、祇園精舎に限った正確な回数は不明である。“Dhammapada-aṭṭhakathā”を除いて、回数のみを示す伝承はみな舎衛城の雨安居の回数を伝え、祇園精舎に限った回数を示していない。

雨安居地伝承が最も多くの回数を数えるだけに、原始仏教聖典中の祇園精舎での雨安居について記す資料は他のものに比べてはるかに多い⁽¹⁾。

- (1) しかし『大智度論』（大正25 p.077下）によれば、釈尊は舎衛城よりも王舎城に多く住していた。「生身」を生んだ故郷に近い舎衛国よりも、そこで「法身」を成就したマガダ国の方が勝れていることと、精舎の数が王舎城の方が多かったこと等を理由に挙げている。このような伝承も古くに存在していたのであろうか。

[12-1] 年次を示す伝承は、釈尊が初めて祇園精舎で雨安居を過ごされたのが第14年目であることを示している。

諸律の「臥坐具捷度」（【2】 - [4-1] に紹介した資料の中の16) と55) と56) と62))に、釈尊が給孤独長者から舎衛城で雨安居を過されるよう懇願された時のことが記されている。“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.154) によれば、舎衛城から来ていた給孤独長者が王舎城のシータ林で釈尊に会い、優婆塞になって翌日の食事に仏と僧を招き、舎衛城において雨安居を過ごされるよう釈尊に願い出る。給孤独は舎衛城に帰ってジェータ太子から園林を譲ってもらうために尽力した末に祇園精舎を建立する。釈尊はヴェーサーリーに遊行され、随意の間滞在された後に舎衛城にやってきて祇園精舎に至る。給孤独は仏と僧を食事に招き、釈尊の指示に従って祇園精舎を四方僧伽に布施する。

他にも『五分律』「臥具法」（大正22 p.166下）と『十誦律』「臥具法」（大正23 p.243下）の中に、給孤独が王舎城で初めて釈尊に会って舎衛城での雨安居に招いた時のことが記されており、経では『中阿含経』028「教化病経」（大正01 p.458上）に、給孤独の回想場面ではあるが同様のことが伝えられている。

給孤独の雨安居の招きを受けて釈尊が祇園精舎に赴かれたのであれば、当然その目的は祇園精舎で雨安居を過ごすことにあり、釈尊は初めて祇園精舎にやってきて精舎が四方僧伽に布施された時に雨安居を過ごされたと考えるのが理に適うように思われる。仮に雨安居地伝承に従ってそれが第14年のことであったとすると、祇園精舎が完成したのもその頃であり、釈尊がそれ以前に舎衛城に赴かれたことはなかったと考えられる。そして釈尊と給孤独の出会いは長くてその数年前、釈尊の成道後10～13年頃になろう。しかし次の『四分律』「房舎捷度」（大正22 p.938中）の記述はこの推測を支持しない。

『四分律』では、釈尊は王舎城・竹林園で舎衛国から来ていた居士の須達多に会い、須達多は釈尊に「夏安居九十日」を舎衛国で過ごされるようお願い出る。しかしながら釈尊は「既に瓶沙王の請を受けてしまった」と言って断る。須達多が次の年の夏安居を願うと、釈尊は「次の年も瓶沙王の請を受けてしまった」と答える。最後に須達多が「後年」と言って願

うと、釈尊は「精舎があれば」という条件で懇願を受け入れる。須達多は釈尊と僧伽を翌日の食事に招き、それを終えると舎衛国に帰って精舎を建立する。釈尊は「毘舍離従り人間を遊行し跋闍國を経て舎衛国に至」る。

釈尊と須達多の出会いはこの『四分律』の伝承によれば、釈尊が少なくとも2回連続で王舎城で雨安居された頃のことである。雨安居地伝承は2回乃至3回連続の雨安居を第2～4年と第17年以降（パーリの伝承では第19年と第20年、『僧伽羅刹所集経』では第17年と第18年）におく。釈尊の祇園精舎における最初の雨安居を第14年と仮定すれば、須達多が王舎城で釈尊を雨安居に招いたのは第2年もしくは第3年になり、10年以上の間約束が果たされなかったことになってしまう⁽¹⁾。

しかしながら『四分律』を除く“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ などの上に挙げた伝承は釈尊と給孤独の出会いの場を王舎城とはするが、釈尊がビンビサーラ王から雨安居に招かれているという言及がないため、『四分律』における以上のような問題はまったく存在しない。

- (1) あるいは第14年を無視すれば『四分律』の伝承は釈尊の祇園精舎における最初の雨安居を第21年とするものであったとも考えられる。パーリの伝承では第19年と第20年の王舎城における雨安居につづいて、釈尊は第21年以降舎衛城で雨安居される。ただし『僧伽羅刹所集経』では第17年と第18年の王舎城における雨安居から7年後の第26年まで舎衛国における雨安居はない。

[12-2] また他の伝承には同じ場面を描きつつ、給孤独が雨安居に言及せずに釈尊を舎衛城に招くものがある。

『根本有部律破僧事』（大正24 p.138中）では給孤独は釈尊に「唯願世尊。而受我請詣室羅筏城。受我供養。乃至尽形。及苾芻僧伽四事供養」と願い出ている。舎衛城に来てくれるよう願うのであって雨安居を過ぎて欲しいとは言っていない。問題が微妙であるので一応梵本⁽¹⁾を参照すると、‘āgacchatu bhagavān śrāvastim; ahaṃ bhagavantam upasthāsyāmi yāvajjīvaṃ cīvarapaṇḍapātāglānapratyayabhaisajyapariṣkāraiḥ sārđhaṃ bhikṣusaṅghena’ 「世尊がどうか舎衛城においてくださいますように。私は生きている限り、世尊と比丘僧伽を衣・食事・病に応じた薬・資具によって供養いたします」とあってやはり雨安居には言及していない。

同様に、経では『雜阿含経』592（大正02 p.157中）と『別訳雜阿含経』186（大正02 p.440中）において、給孤独が雨安居に言及することなく終身供養を申し出て釈尊を舎衛城に招いている。

因みに『僧祇律』「雜誦跋渠法」（大正22 p.415中）においては阿那邠坻（給孤独）が「唯願世尊哀受我請」と願うのみで何を請うているのかわからない。

給孤独が釈尊を雨安居に招いたのでなければ、釈尊が最初に祇園精舎に訪れた時に雨安居を過ごされたとする必然性はなく、例えば最初の祇園精舎訪問は雨期をまたがない短期のものであったとも考えられる。その場合第14年は祇園精舎の建立年を意味せず、またそれ以前に釈尊が祇園精舎を訪れた可能性も否定できない。

(1) *The Gilgit Manuscript of the Saṅghabhedavastu, Being the 17th and Last Section of the Vinaya of the Mūlasarvāstivādin*, ed. by Raniero Gnoli, part I, Roma, 1977, p.170.

[12-3] ここで後世のパーリの注釈文献にも少し言及しておく、*“Jātaka-aṭṭhakathā”* の *‘Nidānakathā’* (vol. I p.092) に、給孤独が王舎城で釈尊に会って預流果を得て翌日の食事に仏・僧を招き、「舎衛城に来て下さるよう師（釈尊）の承認を得てから *‘sāvathīṃ āgamanatthāya satthu paṭiññaṃ gahetvā’*」舎衛城に帰って祇園精舎を建立することが記述されている。

‘Nidānakathā’ のこの部分は全体的には *“Vinaya”* の記述の概略のような感を受けるが、*“Vinaya”* では雨安居に招いているのに対し、ここでは舎衛城を訪れることだけが問題になっており、その点で『根本有部律』等と一致している。

[12-4] 整理すると給孤独が釈尊と王舎城で会うことは諸伝一致し、そこで給孤独が釈尊を雨安居に招いたとする資料が *“Vinaya”*、『四分律』、『五分律』、『十誦律』、『中阿含経』028であり、これらの資料にしたがえば釈尊の祇園精舎での最初の雨安居は祇園精舎が建立された頃であったと考えられる。ただし雨安居地伝承にしたがった場合、『四分律』のみは釈尊と給孤独の出会いの時期が限定されて問題を生じる。給孤独が終身供養を申し出て雨安居に言及しないのが『根本有部律』、『雜阿含経』592、『別訳雜阿含経』186である。これらにしたがえば釈尊の祇園精舎における最初の雨安居よりも以前に祇園精舎が建立されていた可能性がある。『僧祇律』は不明である。

しかしながら給孤独が終身供養のために釈尊に舎衛城訪問を願う場合でも、雨安居に言及がないとは言え、舎衛城で雨安居を過ごすことを含意していると解釈することは十分に可能である。雨安居への言及の有無にかかわらず、意味するところは同じであるかもしれない。

また雨安居地伝承が釈尊の祇園精舎における最初の雨安居を第14年とする根拠は、上記の資料の何れにも見出すことができない。

[13] Kapilavatthu

『僧伽羅刹所集経』を除く全ての雨安居地伝承はカピラヴァットゥでの雨安居を1回だけとし、『僧伽羅刹所集経』は2回を数える。パーリの伝承は第15年におき、『僧伽羅刹所集経』は第15年と第16年におく。

既に【2】の[8-3]において紹介した原始仏教聖典中の資料は1回だけの雨安居の記事にしては数が多い。また雨安居地伝承は、原始仏教聖典中に見られるカピラヴァットゥ以外の釈迦族の村での雨安居を全く反映していない。

[14] Āḷavi

原始仏教聖典中には釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述がない。よって【4】において検討する。

[15] Pubbārāma Migāramātupāsāda

Bigandetだけこの地での雨安居を記さない。パーリの伝承は釈尊が第21年以降第44年まで祇園精舎かこの東園鹿子母講堂のどちらかで雨安居を過ごされたとする。*“Dhammapada-aṭṭhakathā”* によれば東園鹿子母講堂での雨安居は6回である。『僧伽羅刹所集経』及び

回数のみを示す雨安居地伝承は「舎衛国」に祇園精舎と東園鹿子母講堂を含めていると考えられる。

6回という数字からすれば、多くの原始仏教聖典資料がここでの雨安居を伝えているのではないかと予想されるが、【2】の[4-2]に紹介したように2件と数少なく、しかもこの2件のSN.008-007 (vol. I p.190)と『増一阿含経』032-005 (大正02 p.676中)は同一の内容を伝えていて対応関係にあり、原始仏教聖典中に東園鹿子母講堂については1回の雨安居の記事しか存在しないことになる。

[16] Beluvagāmaka

パーリのアッタカターは第45年の雨安居地に言及しないが、釈尊最後の雨安居地がヴェーサーリーの近郊の竹林村であったことは諸涅槃経の記述の一致するところであるので、パーリのアッタカターも当然それは踏まえていたと推測される。釈尊の最後の雨安居について言及する資料は【2】の[10-2]に紹介しておいた。

[4] 雨安居地伝承に挙げられ原始仏教聖典に記述のない雨安居地

[0] ここでは雨安居地伝承に釈尊の雨安居地として名を挙げられていながら、原始仏教聖典中にその地で釈尊が雨安居を過ごされたとする記述がないものを個々にいくらか詳細に検討する。そこを訪れた時の釈尊の事蹟を紹介し、またそれらの地の所在を明らかにしたい。

[1] Maṅkulapabbata

Hardyを除く年次を示す雨安居地伝承すべてが第6年におき、回数のみを示す伝承もみな1回の雨安居を数える「マンクラ山」(Maṅkulapabbata, Makula-, 摩拘羅山)は雨安居地伝承間の対応に関して問題はない。しかし所在が不明である。

[1-1] この地名の正確なつづりもはっきりしていない。パーリでは‘Maṅkula’と‘Makula’の両者が見られる。漢音写の多くはどちらかと言えばこの中‘Makula’を支持する。サンスクリット語形は不明である。

[1-2] 望月氏は「摩拘羅山(白善)」という『僧伽羅刹所集経』に見える注に着目して、「摩拘羅山」をパンダヴァ(Paṇḍava)山と同一視された。‘paṇḍu’ (skt. pāṇḍu)「黄白の」という語から派生した名を有するこのパンダヴァ山は、釈尊が成道以前にピンビサーラ王と邂逅されたところである(“Suttanipāta” p.73)。しかし‘maṅkula’が「白善」の意味になることについては『僧伽羅刹所集経』の訳者が‘maṅkula’を‘maṅgula’「青白い」の意でとったとすれば説明できる(仏教混交梵語では‘madgura’、‘madgula’、‘maṅgula’等の形をとり、顔色等が「青白い」という文脈で用いられる)ので、「白善」という注はパンダヴァ山と同定する根拠にならない。

[1-3] パーリではマンクラ山は注釈文献にのみ見え、原始仏教聖典には言及がない。ところが漢訳の阿含經典では『雜阿含経』111~129 (大正02 pp.037下~041上)がその舞

台を「摩拘羅山」とする。この一連の經典では釈尊が侍者比丘の羅陀（Rādha）と共に摩拘羅山において種々の主題で問答しているが、みな「如是我聞。一時佛住摩拘羅山……」という書き出しであって国等に関しての記述がない。なお『大智度論』（大正25 p.099下）にこの羅陀と釈尊の対話についての言及が見出されるが、そこでは「莫拘羅山」とされている。

パーリではこの『雑阿含經』の一連の經典にSN.中の‘Rādha-Samyutta’と呼ばれる經典群が対応しており、『雑阿含經』のものと同様にラーダ（Rādha）比丘⁽¹⁾と釈尊の問答が続いている。そこでは舞台はすべて‘sāvattihinidāna’と示されていて「摩拘羅山」に対応する言葉が見出されない。

- (1) 因みにラーダ比丘に少し言及すると、この人物は‘Apadāna’ 03-54-536 (p.484) によれば、王舎城（giribajapuruttama）の貧しいバラモン家に生まれ、祇園精舎において釈尊に会ってサーリプッタのもとで出家する。“Dhmmapada-aṭṭhakathā”にはもっと詳細な記述があるが、そこでは舎衛城の人とされている。

[1-4] 『雑阿含經』1320（大正02 p.362上）には、釈尊が羅陀ではなく那伽波羅（Nāgapāla?）を「親侍者」として「摩鳩羅山」にあり、その頃摩竭国の人々は子供が泣き止まないと「摩鳩羅鬼が来るぞ」と脅して泣きやませていたのであるが、那伽波羅が「摩鳩羅鬼」に仮装して釈尊を脅かそうとする話が伝えられている。

これに対応する『別訳雑阿含經』319（大正02 p.480）では、場所は「白山」とされ⁽¹⁾侍者の名は象護（Nāgapāla?）、鬼の名は「薄俱羅」である。ここには摩竭陀国のことであるという言及はない。

さらに『十誦律』（大正23 p.113中）と『根本有部律』「雜事」（大正24 p.233中）に同様の記事があり、『十誦律』では「佛在維耶離国摩俱羅山中」とされ、侍者は象守（Nāgapāla）で、夜叉の名は「婆俱羅」である。『根本有部律』では「摩揭陀國」の「莫俱山薄俱羅葉叉住殿」とされ、侍者は「龍護」である。

- (1) ここからも「摩拘羅山」が「白山」と訳され得ることが知られる。この「白山」をパンダヴァ山に同定する根拠はない。

[1-5] ここで注意すべきは、上に紹介した『大唐西域記』の「伊爛拏鉢伐多国」の「小孤山」の記述（【1】の[4-15]）である。玄奘は釈尊がこの小孤山で3ヶ月の雨安居を過ごして「薄句羅葉叉」を降伏したと伝えている。

『雑阿含經』1320は「摩竭陀国」内の地とし、『十誦律』は「維耶離」（ヴェーサーリー）としていて一致しないが、玄奘によればこの小孤山は伊爛拏鉢伐多国の西境のガンジス河の南にある。この伊爛拏鉢伐多国の大都城は、今のビハール州のモンギール・ディストリクトのモンギール（Monghyr）に比定されており、古くは‘Modāgiri’ ‘Mudgala-giri’ と呼ばれていたらしい⁽¹⁾。このモンギールの古名‘mudgala’は、すでに述べた「白善」から推定される‘maṅkula’の異読としての‘maṅgula’の仏教梵語における形、‘madgula’に近似している。以上のことからマンクラ山は今のモンギールではないかという有力な推定がなされ得る。

- (3) 水谷真成訳注『大唐西域記』vol.Ⅲ p.195 注の二。

[1-6] Maṅkulapabbataが今のMonghyrであるとすれば、『雑阿含經』がマガダ国として『十誦律』がヴェーサーリー国とすることにそれほど齟齬しない。ここはデカン高原が張

り出したところで、ここには現に白い山があり、この山並みが恐らくマガダとチャンパーの国境を形成していたと思われる。しかし政治的にはチャンパーはマガダに従属していたと考えられるのでここがマガダとされるのは妥当である。またMonghyrの近くの山は当然と地が高いからこの部分はガンジス河にせり出す形になっており、従ってこの部分のガンジス河は北の方に蛇行しており、ガンジスの南岸ではあるけれどもヴェーサーリー国と言ってもおかしくない地形となっている。因みにここからガンジス河を120kmほど下るとVikramaśilāがあり、その地形はMonghyrに類似する。

[1-7] しかしパーリ語資料でも注釈文献に視野を広げれば、MN.のアッタカターである“Papañcasūdanī” (vol.V p.084) とSN.のアッタカター“Sāratthappakāsini” (vol. II p.373) に‘Mañkulakārāma’が見出せる。

MN.145 ‘Puṇṇovāda-s.’ (vol. III p.267) は、釈尊が舎衛国の祇園精舎におられた時にブンナ (Puṇṇa, Skt : Pūrṇa 富楼那) が釈尊にスナーパラнта (Sunāparanta) へ布教に行く旨を伝え、釈尊は兇悪な人々の住む地に向かおうとするブンナの決心の度合いを数々の質問によって確認してからそれを許し、ブンナはスナーパラнтаに赴いてそこで雨安居する間に500人の優婆塞を教化し、そこで入寂するという内容である。SN. 035-088 ‘Puṇṇa-sutta’ (vol. IV p.060) もほぼ同じ内容で、漢訳では『雑阿含経』311 (大正02 p.089中) と『仏説満願子経』 (大正02 p.502下) ⁽¹⁾ が対応する。

“Papañcasūdanī”によるとブンナはこの‘Sunāparanta’という商人村 (Vāṇijagāma) の出身であり、ブンナが布教のために帰郷した後に釈尊はブンナ長老をそこに訪問する。その際に釈尊は「マンクラ精舎」 (Mañkulakārāma) にも訪れている。“Sāratthappakāsini”も同様である。

上の二つのアッタカターの記述と近い伝承が『根本有部律業事』 (大正24 p.007下-017上) と“Divyāvādāna”にある。「マンクラ精舎」に対応している地は、あまり明確ではないが『根本有部律業事』の「杵山」 (p.015中)、“Divyāvādāna”の‘Musalaka parvata’ (Cowell p.049) のようである。釈尊はこの山で‘Vakkalin’ (薄拘羅) 仙人を教化する。

(1) 『仏説満願子経』 (大正02 p.502下) は「聞如是。一時佛遊摩鳩羅無種山中。……」という冒頭を有し、満願子 (ブンナ) と摩鳩羅山の関連を示している。ただし「無種」が意味不明である。またここでは満願子が摩鳩羅無種山から首那和蘭 (スナーパラнта) に赴くので、マンクラ山とスナーパラнтаが別所であることになる。

[1-8] もしこの‘Mañkulakārāma’がマンクラ山に比定されるならば、先のモンギール説は覆されることになる。何故ならマンクラ精舎があったスナーパラнтаにはスーパーラカ (Suppāraka) 港があったとされ、その港はサーヴァッティーから南西120ヨージャナの地にあり (“Dhammapada-aṭṭhakathā” vol. II p.214)、およそ今のムンバイ (ボンベイ) 辺りに比定されており (Malalasekera)、どのように見てもサーヴァッティー (サハート・マハート) の南東にあたるモンギールとは全く別方向であるからである。スナーパラнтаという地名自体が‘suna’ + ‘aparanta’ (Skt.では‘śroṇa’ + ‘aparanta’) と分解され、名に‘aparanta’「西方」の意味を含んでおり、『雑阿含経』311では「西方輪盧那」と訳されている。

[1-9] しかしこれはあくまでも‘Mañkulakārāma’であって、雨安居地伝承が言うの

は‘Maṅkulapabbata’ ‘Makulapabbata’ 「摩拘羅山」であるから別の場所を指示していると考えられるべきであろう。また釈尊自らが現在のムンバイの辺りまで足をのばされたとは考えられない。

パーリの原始仏教聖典中にこの地名が全く言及されず、また漢訳阿含經典にもここで釈尊が雨安居を過ごされたという記述がない。このような地が雨安居地伝承で釈尊の雨安居地として挙げられていることは、雨安居地伝承の根拠がどのようなものであったかという問題を探る上で重要であろう。

[2] Nālā brāhmaṇagāma

パーリの雨安居地伝承が第11年目におくナーラー・バラモン村は、回数のみを示す伝承には挙げられていない。『僧伽羅刹所集經』は同じ年次を「鬼神界」として、このナーラー・バラモン村に対応するものを挙げない。それ故ここを雨安居地とするのはパーリの雨安居地伝承のみである。原始聖典にも釈尊がここで雨安居を過ごされたという記述はない。

[2-1] ところでこのナーラー・バラモン村は何処に比定されるであろうか。‘Nālā’ という名の村は原始仏教聖典では“Therīgāthā” (p.152) に見え、そこではウパカ (Upaka) とチャーパー (Cāpā) が‘Nālā’ 村から去ってネーランジャラー河岸に行き釈尊に会う。“Therīgāthā-aṭṭhakathā” (p.225) によれば、この村はウパカの故郷であってマガダ国の菩提樹の近くにあった。Malalasekeraは釈尊が第11年目の雨安居を過ごしたのはこの村であったと考えている。しかしこの村は「バラモン村」とはされていないので疑問が残る。

[2-2] パーリ・アッタカターの雨安居地伝承は「ナーラー・バラモン村」と地名を挙げるのみであるが、Bigandetはいくらか詳細に記してこの村はマガダ国内の南山精舎に近いところであったとする。釈尊はここで第11雨期を過ごされた後にあるバラモンを教化する。そのバラモンと釈尊とのやりとりは、同じものを以下の原始仏教聖典に見ることができる。すなわちSN.007-002-001 (vol. I p.172)、 “Suttanipāta” 001-004 (p.012)、 『雜阿含經』 098 (大正02 p.027上)、 『別訳雜阿含經』 264 (大正02 p.466中)、 失訳『雜阿含經』 (大正02 p.493上) である。これらの資料ではバラモンの名と場所は以下のようになっている。

SN.007-002-001 : Magadha Dakkhiṇāgiri Ekanāḷā brāhmaṇagāma ; Kasibhāradvāja

Suttanipāta : Magadha Dakkhiṇāgiri Ekanāḷā brāhmaṇagāma ; Kasibhāradvāja

雜阿含經098 : 拘薩羅・一那羅聚落 ; 耕田婆羅豆婆遮婆羅門

別訳雜阿含經264 : 王舍城・迦蘭陀竹林 ; 耕作婆羅門名豆羅闍

失訳雜阿含經 : 拘薩国・一竹 ; 佃家婆羅門、姓為蒲盧

Bigandetの伝えるものはSN.及び “Suttanipāta” の伝えるものと一致しており、それ故Bigandetが名を示さないバラモンの名は‘Kasibhāradvāja’ であって、‘Nālā brāhmaṇagāma’ は‘Ekanāḷā brāhmaṇagāma’ であると推測される。

[3] Cāliyapabbata

パーリの雨安居地伝承は第13年及び第18年にチャーリヤ山をおく。『僧伽羅刹所集經』は

年次が異なるが「柘梨山」を第19年と第21年におく。『八大霊塔名号経』は「惹里巖」を2年とし、プトンは対応に問題が残るものの‘bar ba’i phug’をやはり2年とする。

[3-1] チャーリヤ山は恐らくAN.009-001-003 (vol.IV p.354) の‘Cālikāpabbata’、 “Udāna” 004-001 (p.34) の‘Cālika pabbata’ と同一のものであろう。AN.と “Udāna” の記すところによれば、釈尊はチャーリカー (Cālikā) のチャーリカー山 (Cālikā-pabbata) におられた時、侍者であったメーギヤ (Meghiya) とともに近くのジャントゥ村 (Jantugāma) に赴かれた。

[3-2] 【1】の [2-4] -13) で紹介したBigandetの伝承においても、第13年目のTsaliaでの雨安居につづく記事にジャントゥ (Dzantoo) 村とメーギヤ (Meggia) が現れる。このことから Cāliya (Tsalia) と Cālikā が同処であることが確認できる。

漢訳では『中阿含経』 (大正01 p.491上) の「彌醯經」がこれに対応している。「我聞如是。一時佛遊摩竭陀國。在闍鬪村莽棕林窟。爾時尊者彌醯爲奉侍者。……」という冒頭の記述から考えればジャントゥ (闍鬪) 村はマガダ国内の地のようである。しかしここにはチャーリカー山に対応する地名がない。

[3-3] チャーリカー山とジャントゥ村が言及される原始仏教聖典中の資料は、上に紹介したAN.、 “Udāna”、 『中阿含経』 の3件のみであり、これらにはその時が雨期であったというようなことは記されていない。これは雨安居地伝承において、原始聖典にその地で釈尊が雨安居されたという記述がない場所が雨安居地とされる一例であって、雨安居地伝承がかならずしも原始仏教聖典の記載に基づいていないことを端的に示している。

[4] Āḷavī

『僧伽羅刹所集経』を除く雨安居地伝承が全て1回の雨安居地に数え、パーリの伝承が第16年目におくアーラヴィーは、原始仏教聖典中においては釈尊の雨安居地としての記述がない。

しかしながら原始仏教聖典中に釈尊がアーラヴィーに滞在された時の事跡を記述するものが数多くある。それらには経ではアーラヴァカ夜叉に関わるものやハッタカ長者に関わるもの等があり、律では種々の制戒の因縁になる事がアーラヴィーで起きている。

[4-1] アーラヴィーにおける釈尊とアーラヴァカ夜叉 (Ālavaka yakkha) との間答を伝えるものとしては、SN. 010-012 (vol. I p.213)、“Suttanipāta” 001-010 (p.031) がある。アーラヴァカ夜叉はその他に、『雑阿含経』1326 (大正02 p.364中) では「阿騰鬼」、『別訳雑阿含経』325 (大正02 p.482下) では「曠野夜叉」という名で登場するが、ここではアーラヴァカ夜叉の住所はマガダ国とされている。

[4-2] “Suttanipāta” 002-012 (p.059) にはヴァンギーサ (Vaṅgīsa) 長老の師、ニグローダ・カッパ (Nigrodhakappa) がアーラヴィーのアッガーラヴァ・チェーティヤ (Aggālava cetiya) のもとで亡くなって間もない頃、釈尊がそこにおられたとある。

その他にも “Theragāthā” (p.113)、 『雑阿含経』1221 (大正02 p.333上)、 『別訳雑阿含経』255 (大正02 p.463上) が、ニグローダカッパがアッガーラヴァ・チェーティヤで亡くなったことを伝えている。ただし『雑阿含経』1221と『別訳雑阿含経』255はニグ

ローダカッパの死を釈尊が王舎城・竹林園におられた時のこととする。

またSN.008-001 (vol. I p.185)、SN.008-002 (vol. I p.186)、SN.008-003 (vol. I p.187)、『雑阿含経』1213 (大正02 p.330下)には、ニグローダカッパとヴァンギーサがアーラヴィーのアッガーラヴァ・チェーティヤに住んでいたと記されている。しかしこれは釈尊がアーラヴィーにおられた時の記事ではない。

[4-3] アーラヴィーにはハッタカ・アーラヴァカ長者 (Hatthaka Ālavaka) という勝れた優婆塞がいた。AN. 008-003-023 (vol. IV p.216)、『中阿含経』041「手長者経」巻下 (大正01 p.484中)は釈尊がアーラヴィーで比丘たちに対してハッタカ長者を賞賛されたことを、AN.003-004-034 (vol. I p.136)、AN.008-003-024 (vol. IV p.218)、『中阿含経』040「手長者経」巻上 (大正01 p.482下)、『増一阿含経』028-003 (大正02 p.650上)は釈尊がアーラヴィーでこの長者に会った時のことを、『雑阿含経』594 (大正02 p.159上)、『別訳雑阿含経』188 (大正02 p.442上)は釈尊がアーラヴィーにおられた時に長者が亡くなって生天したことを物語る。ただしAN.003-013-125 (vol. I p.278)ではハッタカ天子が舎衛城・祇園精舎において釈尊の前に現れている。

[4-4] 釈尊はアーラヴィーにおいて多くの戒を制定されている。釈尊が王舎城・竹林園におられた時にアーラヴィーの諸比丘が房舎を作る為に際限なく求めてアーラヴィーの諸居士を困らせた。王舎城で雨安居を終えた大迦葉はアーラヴィーにやってきて、アーラヴィーの諸居士が大迦葉を見るや逃げ出すので比丘らにその理由をたずぬ。釈尊は王舎城に随意に住した後にアーラヴィーに來られてアッガーラヴァ・チェーティヤに住された。大迦葉から事情を聞いて、釈尊は「無主にして自のために房を作る時に規定の大きさを越えれば僧残」(無主僧不處分過量房戒)と制される。

このことは“Vinaya” ‘Saṃghādhisesa 006’ (vol. III p.144)、『四分律』「僧残006」(大正22 p.584上)、『五分律』「僧残006」(大正22 p.013上)、『十誦律』「僧残006」(大正23 p.020中)、『僧祇律』「僧残006」(大正22 p.276中)に見える。ただし『根本有部律』「僧伽伐尸沙006」(大正23 p.688上)では、この戒の制定を釈尊が逝多林・給孤独園におられた時のこととする。

[4-5] また“Vinaya” ‘Nissaggiya 011’ (vol. III p.224)、『四分律』「捨墮011」(大正22 p.613下)、『五分律』「捨墮021」(大正22 p.034下)によれば、釈尊が「絹糸を雑えた臥具を作らせれば捨墮」(雑野蚕綿作臥具戒)と定められたのもアーラヴィーにおいてである。しかしこれが制定されたのは『十誦律』「尼薩耆011」(大正23 p.047下)によれば拘睺弥国であり、『根本有部律』「泥薩祇波逸底迦011」(大正23 p.735下)によれば逝多林・給孤独園においてである。『僧祇律』「尼薩耆波夜提013」(大正22 p.307下)によれば、制戒は毘舍離・大林重閣精舎においてであるが、ある比丘がアーラヴィー(廣野)に絹をもらいに行くことが因縁の発端になる。

[4-6] 「具足戒を受けていない者と法を同誦してはならない」(与未受具人同誦戒)という戒がある。これは“Vinaya” ‘Pācittiya 004’ (vol. IV p.014)と『根本有部律』「波逸底迦005」(大正23 p.771下)では祇園精舎で定められたとするが、『四分律』「単提006」(大正22 p.638下)、『五分律』「墮006」(大正22 p.039下)、『十誦律』

「波夜提006」（大正23 p.071上）、『僧祇律』「単提006」（大正22 p.336下）ではアーラヴィーで制定されている。

[4-7] 「未受具足人と同宿すれば波逸提」（共未受具人宿過限戒）については、“Vinaya” ‘Pācittiya 005’ (vol.IV p.015)、『四分律』「単提005」（大正22 p.638上）、『五分律』「墮007」（大正22 p.040上）、『十誦律』「波夜提054」（大正23 p.105中）、『僧祇律』「単提042」（大正22 p.365中）が最初の因縁のおきた場所をアーラヴィーとし、『根本有部律』「波逸底迦054」（大正23 p.838下）は逝多林・給孤独園とする。

[4-8] 地面を掘ることは比丘に禁じられている（掘地戒）。“Vinaya” ‘Pācittiya 010’ (vol.IV p.032)、『四分律』「単提010」（大正22 p.641上）、『五分律』「墮059」（大正22 p.060下）、『十誦律』「波夜提073」（大正23 p.117中）、『僧祇律』「単提073」（大正22 p.384下）はこの戒がアーラヴィーで制定されたとし、『根本有部律』「波逸底迦073」（大正23 p.854上）は逝多林・給孤独園においてとする。

[4-9] 花を摘んだり草木を伐ることを禁じる戒（壊生種戒）もある。この戒は“Vinaya” ‘Pācittiya 011’ (vol.IV p.034)、『四分律』「単提011」（大正22 p.641下）、『五分律』「墮011」（大正22 p.041下）、『僧祇律』「単提011」（大正22 p.339上）ではアーラヴィーで制定されている。『十誦律』「波夜提011」（大正23 p.074下）は草・花と樹とで因縁譚を別にするが、草を抜き花を摘むことを禁じる因縁がアーラヴィー（阿羅毘）国で起きたとし、樹についての因縁は釈尊が舍衛国におられた時のこととする。『根本有部律』「波逸底迦011」（大正23 p.775下）では制戒の因縁の事件は逝多林・給孤独園で起きているが、樹を切るために曼荼羅を作って行う儀礼がアーラヴィー（曠野林）において釈尊によって定められる。

[4-10] 僧房の階上で脚のはずれる（または脚の尖った）椅子やベットを使用してはならないという戒（坐脱脚牀戒）がある。階下の人を傷つける可能性があるからである。この戒は“Vinaya” ‘Pācittiya 018’ (vol.IV p.045)、『四分律』「単提018」（大正22 p.646上）、『根本有部律』「波逸底迦018」（大正23 p.788中）によれば祇園精舎において、『五分律』「墮018」（大正22 p.044中）、『十誦律』「波夜提018」（大正23 p.079上）によれば舍衛国において定められるが、しかし『僧祇律』「単提018」（大正22 p.344下）はアーラヴィー（曠野精舎）とする。

[4-11] 虫を含む水を草または土の上に播くことを禁じる戒（用虫水戒）は、“Vinaya” ‘Pācittiya 020’ (vol.IV p.048)と『僧祇律』「単提019」（大正22 p.344下）が因縁の事件が起きた場所をアーラヴィーとする。しかし『四分律』「単提019」（大正22 p.646中）、『五分律』「墮020」（大正22 p.044下）、『十誦律』「波夜提019」（大正23 p.079下）、『根本有部律』「波逸底迦019」（大正23 p.789中）はコーサンビーとする。

[4-12] 暖を取るために火を燃やすことは比丘に禁じられている（露地然火戒）。比丘たちが火を燃やして暖をとっていたところに蛇が出てきて大騒ぎになることがこの戒を制定する因縁になるのであるが、この事件は“Vinaya” ‘Pācittiya 056’ (vol.IV p.115)によればバグガ・スンスマーラギラ・ベーサカラヴァナ・鹿野苑において、『五分律』「墮

068」(大正22 p.064中)と『十誦律』「波夜提052」(大正23 p.104中)によればコーサラ国において、『僧祇律』「単提041」(大正22 p.363中)によれば波利耶(パーリレッヤ)・婆羅林において起きた。その場所をアーラヴィー(曠野城)とするのは『四分律』「単提057」(大正22 p.675上)である。『根本有部律』「波逸底迦052」(大正23 p.835上)では、釈尊が逝多林・給孤独園から王舎城に赴く途上、「一村隅林中」に止まられた時に事件が起きる。

[4-13] アーラヴィーの比丘たちが様々な営事比丘を選び、中には数十年の長時に及ぶものもあり、釈尊は十二年までの営事を与えることを許されたという記事が“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II p.172)にあり、『十誦律』「臥具法」(大正23 p.247下)にも、少し異なるがやはりアーラヴィー(阿羅毘)国で壊れた僧房を御覧になった釈尊が知事人を立てることを定められ、十二年を越える知事人を立てることを禁じられる記述がある。

[4-14] 以下に一つの律だけに固有で他の律との対応が明確でないものを列挙する。

四分律「衣捷度」(大正22 p.857中)；釈尊が曠野国で善顯現衣を聴し、錦衣を禁止し、蚊厨を聴す。

四分律「房舎捷度」(大正22 p.943上)；釈尊が摩竭国から曠野城に至った時に、六群比丘が釈尊のために男女の形に刺繍して部屋を飾ったのでそれを禁じて、禽獣の模様を聴された。

五分律「墮037」(大正22 p.053中)；曠野鬼村で鬼神が佛と僧を食事に招いた。

十誦律「皮革法」(大正23 p.182下)；釈尊が阿羅毘国で木履等を禁止される。

十誦律「臥具法」(大正23 p.249中)；釈尊が阿羅毘国におられた時に、比丘たちが常に居士に作器を求めて不満が出たので作器を蓄えることを聴された。

十誦律「雑法」(大正23 p.277中)；①釈尊が阿羅毘国におられた時、寺門の楯が破れていたのでも木と作具を持ってこさせて自ら修理され、以後は木と作具を蓄えておいてそれをできる比丘たちがするよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、僧房の屋根を覆うのに地にいる比丘が草を投げて届かなかったので梯子等を作るよう指示された。③釈尊が阿羅毘国におられた時、ある比丘が脱いだ衣を地に置いて入浴したら蛇や百足が衣の中に入ったので衣架にかけるよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.278上)；釈尊が阿羅毘国におられた時、多くの客比丘があつて敷具が不足したので、上座から次第に与えて得られない者は草・葉を用いるよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.278中)；釈尊が阿羅毘国におられた時、僧伽藍がまだ新しくて地を掃く物がなかったので掃箒を作るよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.278下)；①釈尊が阿羅毘国におられた時、比丘が露地で片足を挙げて洗っていて倒れて死にかかったので脚を洗う物を蓄えるよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、僧伽藍がまだ新しくて、日照りが続いて地が焼けついた後に大雨が降り地がどろどろになった。足踏み場を作るよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.280上)；①釈尊が阿羅毘国におられた時、水が無かったの

で井戸を作るよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、僧坊がまだ新しくて地を掃いて糞を捨てる物がなかったので糞箕を蓄えるよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.280下)；①釈尊が阿羅毘国におられた時、上座が初夜に坐禅をして中夜に房に帰る途中で獅子・虎・狼等が恐いと申し上げたところ、房舎の四辺に堅柵を作るよう指示された。②釈尊が阿羅毘国におられた時、新しい房舎が旱魃の後の大雨で牆壁が壊れたので塹を作るよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.284上)；釈尊が阿羅毘国におられた時、僧伽藍がまだ新しくて経行処が無かった。経行処を作って樹を種えるよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.284下)；釈尊が阿羅毘国におられた時、井戸の水に虫がわいたので濾し方を指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.286下)；釈尊が阿羅毘国におられた時、管理の比丘が材木と竹を採りに山に入って獅子・虎・狼等を恐れて道を外れ、茨などが刺さるので草履を作ったが泥水で脚を壊したので、通水性のある鞋を作るよう指示された。

十誦律「雑法」(大正23 p.300中)；釈尊が阿羅毘国におられた時に僧伽藍が新築され、ある比丘が僧伽梨を著けたまま壁を塗ったりして衣を汚してしまったのにもかかわらず、その格好で乞食に行き不満が出た。衣について様々な決まりを定められた。

僧祇律「单提050」(大正22 p.372中)；釈尊が曠野精舎で営事比丘を「半月浴過戒」の除外例にする。

根本有部律「波羅市迦003」(大正23 p.663上)；釈尊が曠野林におられた時に、ある居士が僧院に浴室を作る。大歡会の為に傭人が来ないので苾芻たちが营造を手伝い、過って他の苾芻の頭の上に瓦を落として死なせてしまった。無犯とされる。

根本有部律「波羅市迦003」(大正23 p.663下)；釈尊が曠野林におられた時に、温堂を作るのを手伝った苾芻が過って大木を落として匠人を死なせてしまった。無犯とされる。

根本有部律「泥薩祇波逸底迦014」(大正23 p.736下)；釈尊が曠野林におられた時に「6年に満たずして新敷具を作ってはいけない」(減六年作臥具戒)という戒に関して、知事営作苾芻が寒さを我慢できない時に除外することを定められた。

[4-15] これだけ多くの資料が釈尊がアーラヴィーにおられた時のことを語っているにもかかわらず、アーラヴィーで釈尊が雨安居を過ごされたとする記述は皆無である。上に既に挙げた“Vinaya” ‘Saṃghādhisesa 006’ (vol. III p.144) の記述に「釈尊が王舎城・竹林園におられた時にアーラヴィーの諸比丘が房舎を作る為に際限なく求めてアーラヴィーの諸居士を困らせた。王舎城で雨安居を終えた大迦葉はアーラヴィーにやってきて、アーラヴィーの諸居士が大迦葉を見るや逃げ出すので比丘らにその理由をただす。釈尊は王舎城に随意に住した後にアーラヴィーに来られて……」とあって雨安居が言及されているが、素直に読めば大迦葉がアーラヴィーで雨安居を過ごしている時に釈尊は王舎城で雨安居を過ごされていたことになる。

[4-16] アーラヴィーの所在であるが、まず“Vinaya” ‘Senāsanakkhandhaka’ (vol. II pp.170~175) で釈尊は舎衛城からキターギリ(Kiṭṭāgiri)に赴かれ、キターギリに随意の間住されてからアーラヴィーに赴かれ、随意の間アーラヴィーに住された後に王舎城に

向かわれる。ここからアーラヴィーが舎衛城と王舎城の中間にあったことが知られる。さらにキターギリは MN.070 ‘Kiṭāgiri-s.’ (vol. I p.473) によればカーシ国の村 (nigama) であるからカーシ国と王舎城の間でもある。このことは『根本有部律』「波逸底迦082」(大正23 p.883下)の「摩揭陀橋薩羅二國中間大曠野処」という記述によっても確認され、また“Suttanipāta-aṭṭhakathā” (vol. I p.220) には「舎衛城から30ヨージャナ (sāvathitho tiṃsayojanāni gantvā tassa yakkhassa bhavanam pāvisi)」とある。

『法顯伝』(大正51 p.864上)は「法顯還向巴連弗邑。順恒水西下十由延得一精舍。名曠野。佛所住處。今現有僧。復順恒水西行十二由延。到迦尸國波羅奈城。城東北十里許得仙人鹿野苑精舍。……」と記し、パータリプトラから西に10由旬、バーラーナシーから東に12由旬のところに曠野(アーラヴィー)があったとする。

『大唐西域記』(大正51 p.908上;水谷 vol. II p.358)は戦主国の大城(現 Ghāzi-pur)より東へ行くこと二百余里に阿避陀羯刺拏僧伽藍(現 Ballia の東1マイルの小村 Bikapur に比定される)があり、そこから東南へ行くこと百余里で南してガンジスを渡り摩訶娑羅邑(現 Arrah の西6マイルの Māsi 村に比定される)に至り、ガンジスの北に那羅延天祠(現 Revelganjに比定される)があり、そこから東へ行くこと三十余里のところに無憂王の建てた窣堵波があって、そこで釈尊が曠野鬼を降伏したと伝えている。ここは現在の Chāpra 近辺であるとされるが遺跡などは何も見つかっていない。

玄奘にしたがった場合アーラヴィーが現在のチャープラー近辺に比定されるが、ここはパトナ(パータリプトラ)に距離が近すぎ法顯の挙げる数字と食い違う。ここでの性急な結論は避けるが、本モノグラフ【論文4】ではアーラヴィーを Ballia に仮定している。ここはおよそバーラーナシーから東に131km、パトナから西に100kmの地点にあたり、法顯の挙げる距離の比率(12由旬:10由旬)にほぼ合致する位置である。

【5】まとめ(今後の課題)

[1] 以上、後世の雨安居地伝承の種々のヴァリエーションの検討から始めて、原始仏教聖典中の釈尊の雨安居に関する記述を列挙し、後世の雨安居地伝承と原始仏教聖典中に記された釈尊の雨安居地の対応関係を見てきた。また所在が問題となるいくつかの地については、それが今の何処に比定できるかを検討した。

[2] しかし本稿は未だ途中の段階であって、しっかりした結論を得るためにはさらに多くの作業を残していることを認めなければならない。

[2-1] 一つは原始聖典資料に記された雨安居地のより高い精度の検討である。このためには一つ一つの経や律の記事の漢・パの対応関係とともに、その伝承そのものの対応関係の調査をしなければならない。例えば記事内容が同じでも雨安居地が異なる場合、その蓋然性を検討しなければならない。しかし今回はその検討を延期して、個別の記事を生のままで紹介するに止まった。

[2-2] そしてさらに、後世の雨安居地伝承が何を基にして形成されたのかを解明する作業も必要である。

我々は後世の雨安居地伝承が原始仏教聖典を基に作成されたのであろうという予想に基づいて作業を開始した。ところが予想に反して、雨安居地伝承中に挙げられたいくつかの地については原始仏教聖典中に釈尊がそこで雨安居を過ごされたとする記述がないことや、雨安居地伝承がある特定の地を特定の年代におく根拠が原始聖典中の記事に見出されないことなどが明らかになったため、その原因を探らなければならない。

あるいは失われて現在には残されていない原始聖典があったのか、（パーリとそのアッタカターにはそのような関係があったとは考えられないが）あるいは異部派の影響が入り込んでいるのか、それとも全くソースの異なる何らかの伝承があったのかなど幅広い検討を加えなければならない。

[2-3] これらについてはこの後直ちに着手する。学界諸賢のご教示を切にお願いしたい。